

第Ⅱ編

前期基本計画



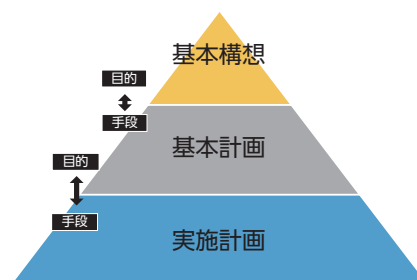


前期基本計画の策定趣旨等

1 総合計画における前期基本計画の位置付け

東金市第4次総合計画は、まちづくりの基本方針等である第Ⅰ編「基本構想（ビジョン）」の将来像を達成するための施策を第Ⅱ編「前期基本計画（プラン）」にて決めました。また個別事務事業として実行するため「実施計画（アクション）」を定めた三層で構成しています。

総合計画の構成



2 前期基本計画の趣旨

令和3年度から計画期間を10年間として定めた東金市第4次総合計画では、本市の目指すべき将来像を「豊かな自然と伝統を守り 未来へ続く My City 東金」と決めました。

また、まちづくりの基本理念として、「未来へ向かいポテンシャルを最大限に活かしたまち」「誇りと愛着を持って暮らせるまち」「地域とともに手を携え歩むまち」の3つを掲げています。

このまちづくりの基本理念に即した将来像の実現に向け、この基本計画の特色である「とうがね10年の経営重点戦略」に位置付けた経営重点事業など、取り組むべき具体的な施策・主要事業を明確化するとともに、人口減少社会における対応戦略である「東金市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けた総合戦略事業などの表記も加え、総合的な基本計画として策定しました。

3 前期基本計画の特色

第Ⅰ編「基本構想」まちづくりの基本理念に示したとおり、本市には誇れる歴史や伝統文化があります。

市民の憩いの場である八鶴湖は、徳川家康の鷹狩りのために造られ、また日吉神社は、樹齢400年の杉並木とともに祭礼を継承しているなど、市内各所に歴史を感じられる場所があります。

さらに本市は、利便性の向上が今後とも期待される交通の要衝であり、都市機能のほか、政治・経済・教育・文化とも九十九里地域の中心的役割を果たしてきました。

前期基本計画の特色として、これらの先人たちから培ってきた財産である「強み」や「ポテンシャル」を活かしたまちづくりを進めるとともに、特に注力すべき事業を、第4章「とうがね10年の経営重点戦略」として定めています。

4 前期基本計画の期間

本計画は、変化の激しい社会情勢からかい離しないよう、また必要に応じて施策の方針転換等、柔軟に対応できるよう 10 年の総合計画の期間を前期・後期のそれぞれ 5 か年の期間に分け、実効性のある基本計画とします。

よって、前期基本計画は令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までを計画期間とします。

5 前期基本計画の構成

本計画は、基本構想において定めた「まちづくりの柱」（施策大綱）に基づき、計画期間内に実施又は実施に向けて進めていく主要事業を施策ごとに示します。

なお主要事業の内、第 4 次総合計画の特色である「とうがね 10 年の経営重点戦略」に位置付けた事業についても施策ごとに明示します。





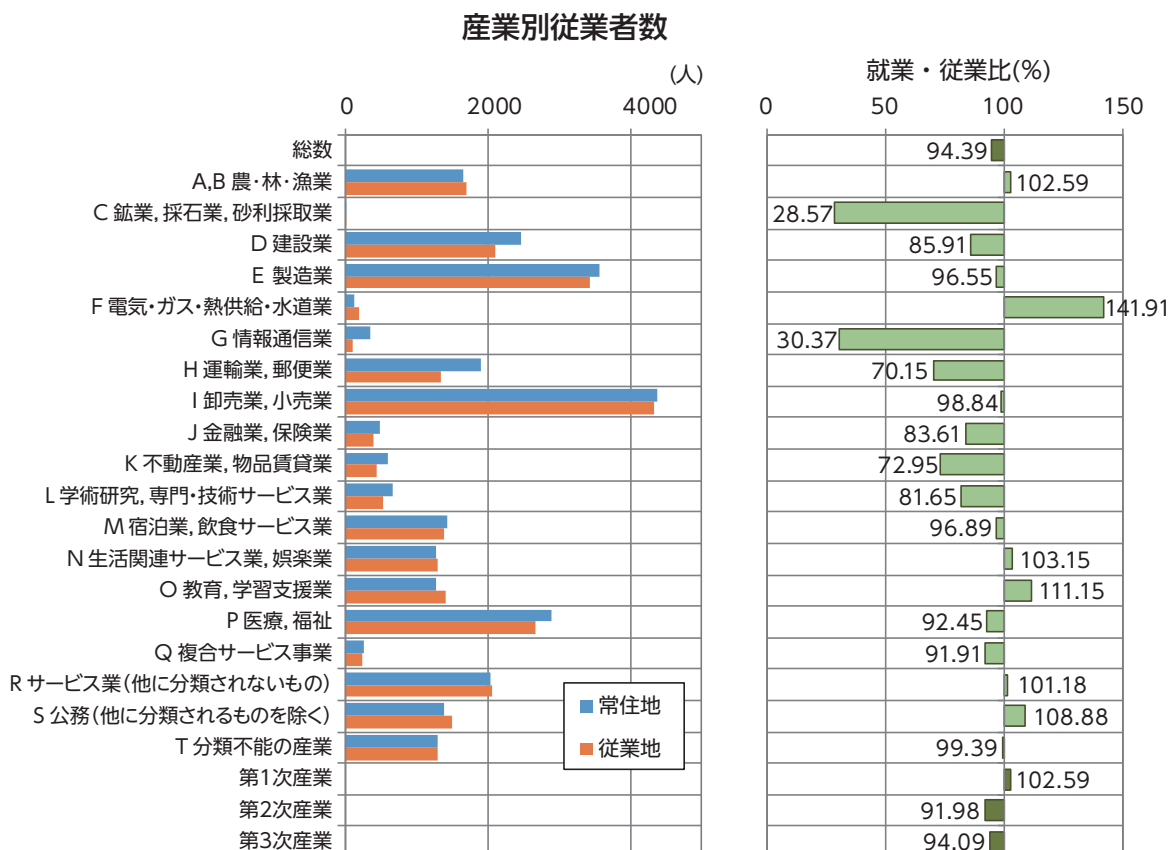
現状と課題

1 産業と財政状況

(1) 産業・経済の状況

産業別就業人口構成より市の産業構造をみると、「卸小売業」が最も多く、商業都市の性格が比較的強いと言えます。「製造業」がこれに次ぎ、東金インターチェンジ付近に整備された千葉東テクノグリーンパークや工業団地等への企業立地が貢献していると考えられます。

このほか、「建設業」、「医療・福祉」等の就業人口が比較的多くなっていますが、「電気・ガス・熱供給・水道業」や「教育・学習支援業」等を除く多くの産業で、就業・従業比が100%を下回り、労働力の市外流出が見受けられます。その中で、「卸売業・小売業」は就業・従業比が100%に近く、従業地ベースでは特に商業の比重が高いと言えます。特に商業においては、JR 東金駅東側の東金ショッピングセンターサンピアや国道126号沿いの沿道型商業施設等が高い集客力を持つ一方で、旧国道126号沿いの商業地の停滞が見られます。



総数、第一次産業、第二次産業、第三次産業の表示は、右グラフ「就業・従業比 (%)」のみ。

就業・従業比 (%) は、従業地÷常住地により算出。

資料：平成 27 年国勢調査

また、経済センサス活動調査による事業所の数及び従業者数でも、「卸売・小売業」が事業所数、従業者数ともに最多であり、従業者数では「製造業」がこれに次いでいます。ただし、事業所数では、「宿泊・飲食サービス業」が2位であり、以下、「建設業」、「生活関連サービス業・娯楽業」の順で続くことから、「製造業」は、比較的規模の大きい事業所が立地していることを示しています。

産業大分類別事業所及び従業者数

産業大分類	平成28年	
	事業所数	従業者数
総数	2,322	23,783
第1次産業	23	312
農業、林業	23	312
漁業	—	—
第2次産業	420	5,371
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	254	1,467
製造業	166	3,904
第3次産業	1,879	18,100
電気・ガス・熱供給・水道業	1	98
情報通信業	9	17
運輸業、郵便業	53	1,114
卸売業、小売業	596	5,147
金融業、保険業	39	428
不動産業、物品賃貸業	139	466
学術研究、専門・技術サービス業	73	372
宿泊業、飲食サービス業	293	2,346
生活関連サービス業、娯楽業	249	1,647
教育、学習支援業	68	868
医療、福祉	167	2,761
複合サービス事業	15	410
サービス業(他に分類されないもの)	177	2,426

資料：平成28年経済センサス活動調査

観光面では、八鶴湖、雄蛇ヶ池などが市民の憩いの場を兼ねた資源となっているほか、道の駅「みのりの郷東金」は年間約71万人の利用者がおり、本市を代表する集客拠点として機能しています。

観光施設の概要

名称	所在地	年間推定利用者数（人）	令和元年12月現在
			面積（ha.）
八鶴湖（東金桜まつり）	東金	86,000	4
山王台公園（初日の出）	東金	500	1
雄蛇ヶ池	田中	4,626	69
東千葉カントリークラブ36ホール	滝	76,522	106
新千葉カントリー倶楽部54ホール	家之子	106,572	*137
道の駅みのりの郷東金	田間	710,650	3

資料：商工観光課 *全体（東金市、山武市）230ha

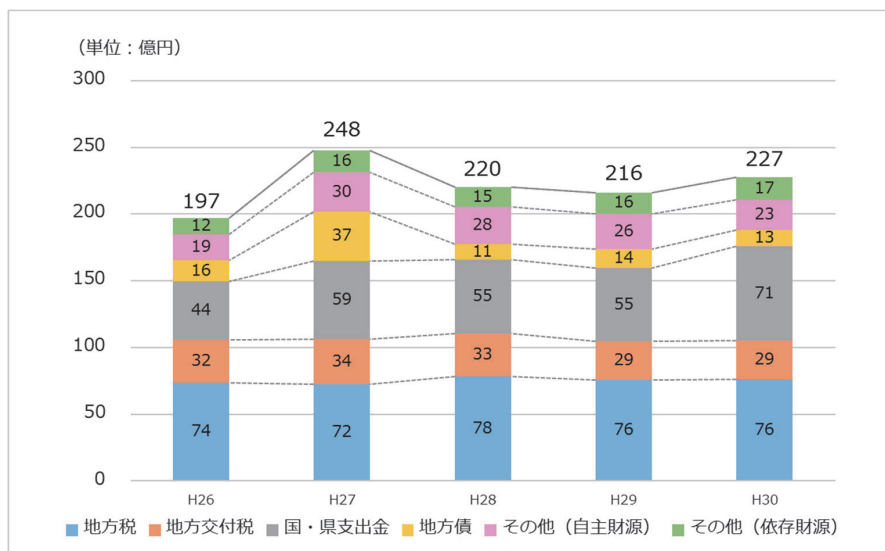
資料：令和元年東金市統計書

(2) 財政状況・財政見込み

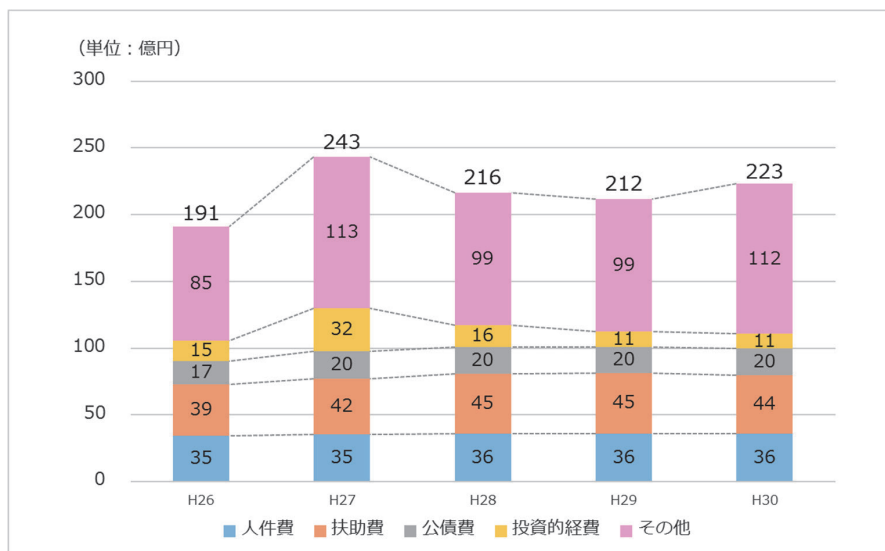
普通会計の歳入・歳出の状況は、概ね 200 億円から 250 億円で推移しています。歳入の主要財源である地方税は、平成 28 年度の約 78 億円をピークとして、平成 29 年度以降は 76 億円程度で推移しています。

歳出は、人件費や扶助費^{※1}などの義務的経費^{※2}が歳出総額の約半分を占めており、人口減少や超高齢化の影響により、さらに増加していくと見込まれます。

歳入の状況



歳出の状況



※1 扶助費 生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、市が単独で行う各種扶助のための経費のこと。

※2 義務的経費 市の歳出のうち、その支出が義務付けられ、簡単に削減することができない経費のこと。人件費、扶助費、公債費から構成される。

前期基本計画の計画期間の5か年における財政推計において歳入見込みを算出し、その総量額のなかで歳出見込みを組み込むこととしました。

令和3年度から令和7年度までの5か年間の財政の見通しは、次表のとおりです。

歳入（性質別）

項 目		前期基本計画 計画額（百万円）
市税	市民税、固定資産税、都市計画税など	37,855
地方譲与税	地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税など	1,280
各種交付金	地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金など	8,206
地方交付税	財源の不均衡調整をし一定サービスを確保するための歳入	17,469
国庫支出金	各制度、事業の国の補助	16,264
県支出金	各制度、事業の県の補助	8,170
繰入金	特定目的基金	11
繰越金	前年度繰越金	1,033
市債	道路、教育施設などの整備の起債	5,266
その他歳入	分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、諸収入	3,565
歳入計		99,119

歳入見込みの算出にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響は考慮していません。

歳出（目的別）

本計画の章別等		前期基本計画 計画額（百万円）	割合（％）
1	子どもたちの今と未来を創る	13,288	13.6
2	稼ぎ・にぎわうまちを創る	2,026	2.1
3	街・道・自然が織り成す市域を創る	12,643	13.0
4	安心して健やかな暮らしを創る	29,609	30.4
5	こころ豊かなひとを創る	2,585	2.7
6	計画の実現に向けて	9,496	9.8
7	まちづくりの基礎・土台	256	0.3
8	人件費・内部管理事務費等	27,464	28.1
歳出計		97,367	100.0



前期基本計画の基本方針

1 時代の変化に対応した基本計画の策定

(1) 前総合計画期間から続く時代の流れ

令和2年度までを計画期間とする第3次総合計画では、全体の計画期間を20年とした中で第1期から第4期までそれぞれ5年間の基本計画を策定し、基本構想の実現に向けて取り組みました。この間、バブル経済後の長期経済不況や情報化の著しい進展に加え、東日本大震災等大規模災害や新型コロナウイルス感染症など、予測できない社会情勢の変化がありました。

また全国的な人口構造の変化により、人口減少社会と少子高齢社会に突入しており、的確な対応をしていかなければなりません。

(2) 基本計画策定の基本的方向性

このような様々な要因に対処するため、新たな市民サービスの提供も必要となり、そのためには限りある財源のより効率的な配分や市民との協働の推進など、より今の時代に即した行政運営の手法が必要となっています。

また、頻発する大規模な自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりが強く求められていることから、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な行政機能や社会・経済の構築を推進するために本計画と同時期に策定される「東金市国土強靱化地域計画」と整合を図ります。

他にも、総合計画の目標年度である2030年という近い将来を見据えた中で、今後の時代の潮流に乗る行政運営が求められることから、SDGs^{*1}の基本理念と重なる基本計画の推進によりSDGsの達成を目指していくことや、DX^{*2}による技術革新の利活用を図っていくことも重要となります。

^{*1} SDGs (エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓うもの。日本においても「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に、地方公共団体における持続可能な開発目標の推進が盛り込まれた。

^{*2} DX (デジタルトランスフォーメーション)

経済産業省では、「これまでの文書や手続きの単なる電子化から脱却し、IT・デジタルの徹底活用により、国民と行政、双方の生産性の抜本的な向上を目指すとともに、データを活用し、よりニーズに最適化した政策の実現により、仕事のやり方や政策のあり方の変革を目指す」としている。

（３）「とうがね 10 年の経営重点戦略」

前期・後期を通じて基本計画では、令和 12 年に「東金市の将来像の実現」を目指し、その実現のための仕組みづくりに実効性をもって取り組むため、従来の行政運営の視点に加え経営的な視点を重視した「とうがね 10 年の経営重点戦略」を基本計画に導入します。

本市の特色や強みに対して活かし・伸ばす取組み（投資）を行い、市の活性化と雇用の場や税収が増える稼ぎ・貯める事につなげ、さらに得た財源を有効に活用する視点（発展）で事業を進めます。

このように、「投資」と「発展」が好循環し、本市が将来にわたって維持・発展につながる取組みを経営重点事業と位置付け推進していきます。

（４）まち・ひと・しごと創生総合戦略

本市では、平成 27 年 9 月に人口減少・超高齢化社会に対応するため、「東金市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2060 年の人口目標を掲げた人口ビジョンを実現するため、総合戦略事業に取り組んできました。

この総合戦略事業の計画期間は、平成 27 年度から令和元年度を予定しておりましたが、市の最上位計画である「第 4 次東金市総合計画」が令和 3 年度を始期とした計画期間となるため、当初計画期間を 1 年延長し令和 2 年度までとし、「第 2 期総合戦略」を第 4 次東金市総合計画の中に位置付け、一体的に推進していきます。





とうがね 10 年の経営重点戦略

1 経営重点戦略の趣旨と位置付け

前述の前期基本方針にも示したとおり、令和 12 年を目標年度に掲げた「東金市の将来像の実現」を目指し、その実現のための仕組みづくりに実効性をもって取り組むため、従来の行政運営の視点に加え経営的な視点を重視した「とうがね 10 年の経営重点戦略」に基づく「重点戦略事業」を基本計画に位置付け、推進を図ります。

2 経営重点戦略推進の考え方

経営重点戦略では、本市の特色や強みに対して活かし・伸ばす取組み（投資）を行い、市の活性化と雇用の場や税収が増える稼ぎ・貯める事につなげ、さらに得た財源を有効に活用する視点（発展）で事業を進めます。

このように、「投資」と「発展」が好循環し、本市が将来にわたって維持・発展につながる取組みを行っていくことを目指します。

3 重点戦略事業

前期基本計画において、下記事業を重点戦略事業に位置付け、推進を図ります。

1 子育て支援の充実



核家族化をはじめ、子育てを行う環境は大きく変化しており、子どもを産み育てやすい環境の整備が必要となっています。子どもの成長に応じ、様々なステージにおける子育て支援を充実させることで、次代の社会を担う、子どもの健全な育成を図るとともに、賑わいのある活力に満ちたまちづくりを進めます。

●利用者支援事業（基本型・母子保健型） 51 ページ

子どもや保護者の身近な場所で、「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」を実施します。

●母子包括支援事業 51 ページ

妊娠・出産期及びその後の子育て期を通して切れ目のない支援体制を整備するため、産前サポート事業としてのマタニティサロンや妊婦電話、産後ケア事業を実施します。

●幼保再編事業 55 ページ

公立認定こども園への転換、民設民営認定こども園の誘致を進めます。また、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、幼児教育・保育の環境整備を推進します。

2 学校教育の充実と人材育成の推進



人口減少社会やグローバル化の進展、AI、IoT、RPA など、社会を取り巻く環境は急激に変化しており、学校教育も未来を見据えた取り組みが必要です。

併せて、高度なデジタル時代だからこそ求められる「人間性」を育み、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創ります。社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、次代を担う子どもたちが「高い志」を持ち、人生を主体的に切り拓くための学びを確立します。本市の教育資源を最大限に生かしながら、市民としての誇りを高め、本市から幅広い分野で活躍する人材の育成を進めます。

●学習サポーター事業 57 ページ

市内小中学校に学習サポーター（仮称）を配置し、少人数教育の推進、個別支援の充実を図り、きめ細かな教育を推進します。

●コンピュータ事業 57 ページ

GIGA スクール構想の推進と1人1台端末の運用、プログラミング教育等の教材整備やICT支援員の配置を図り、ICT教育の推進に努めます。

●教育資源等の活用事業 61 ページ

本市の有する歴史・文化・スポーツなどの様々な教育資源や地域人材を活用し、子どもたちが、将来への夢や希望を育み、生き生きと活動できる事業を展開します。

3 新たな企業誘致の推進



首都圏中央連絡自動車道や国道126号、千葉東金道路の結節点となる立地上の優位性を活かし、産業拠点としてのさらなる発展を遂げるため、関係機関との連携による新しい産業用地整備やスマートインターチェンジの建設による新規立地の促進、企業を誘致するための補助制度を創設することにより、企業誘致を積極的に進め、産業の振興、雇用の促進等による地域経済の活性化を図ります。

●企業誘致推進事業 65 ページ

企業が市内で工場等を操業した際の「新規立地に対する補助」及び市内立地企業による「設備投資に対する補助」を創設し、新しい形の企業誘致を推進します。

●産業用地整備事業 65 ページ

県、市、民間事業者3者の協働により、圏央道周辺等に産業用地整備を進めます。

●スマートインターチェンジ整備事業 65 ページ

スマートインターチェンジの実現性について、全庁的に協議・検討を行います。

4 農業経営の強化・安定による農林業の発展



農地・農村や森林は、食料や生活資材の供給の場に留まらず、自然環境の保全や水源の涵養など多面的な機能も有しており、将来にわたり持続可能な取組みが必要です。

そのため、農業用施設の整備や地域主体の活動を支援するとともに、農用地の利用集積や経営体の育成支援、道の駅の有効活用等により、生産者の経営の安定化などを進めます。

●農用地利用集積事業及び多面的機能発揮促進事業 68 ページ

生産者の高齢化、担い手不足、農地の保全・活用といった課題に対し、農用地利用集積事業、農地中間管理事業を推進するとともに、人・農地プランの策定支援や基盤整備事業の検討などを進めることで、生産基盤と経営基盤の強化を図ります。

●みのりの郷東金発展事業 68 ページ

産業交流拠点施設である「道の駅みのりの郷東金」を核として、東金産の農産物や加工品の販売、情報発信等を推進し、生産者の経営の安定と農商工及び観光の連携による産業振興を図ります。

5 公共交通ネットワークの再編



少子高齢化社会が進展する中で、住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりを進めるため、市民の目線に立ち、誰もが移動しやすい環境の整備に取り組めます。また、持続可能なまちづくりや移住促進のため、あらゆる交通資源に着目し、公共交通網の再編に取り組めます。

●総合交通計画推進事業 86 ページ

魅力あるまちづくりを進めるため、市内各地区と中心市街地を結ぶ交通網の再編に取り組めます。

●乗り継ぎ拠点整備事業 86 ページ

広域交流による賑わい創出と移動しやすい活力あるまちとするため、多様な交通手段を相互に連携させる乗り継ぎ拠点の整備に向け、事業者などとの調整を図ります。



第5章

まちづくりの柱

まちづくりの柱とは、第Ⅰ編の基本構想で定めた「目指すべき将来像」を実現させるための施策の大綱であり、各施策を5本の柱として定めたものです。

まちづくりの柱1

「子どもたちの今と未来を創る」

市民が安心して、結婚、妊娠、出産、子育てができるまちを創ります。また、学校、家庭、地域が連携し、子どもが心身共に健やかに成長できるまちを目指し、子どもたちの今と未来を創ります。

まちづくりの柱を実現させるための施策

1 子育て支援の充実

2 幼児教育・保育の充実

3 学校教育の充実

4 成長を支える地域・社会づくりの推進



子育て支援の充実

施策の方向性

未来を担う子どもが健やかに生まれ、元気に成長でき、全ての子育て家庭が子育てに伴う喜びを実感できるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援体制の一層の充実に努めるとともに、安心して出産、子育てのできる環境の更なる整備を推進します。

これまでの取組みと現状認識

- 令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第2期東金市子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援法で掲げている13の地域子ども・子育て支援事業のうち11の事業を実施して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援体制の構築を図っています。保護者のニーズや家庭を取り巻く環境を考慮しながら、すでに実施している事業の拡充や、未実施の事業の実施について検討していく必要があります。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目ない支援のための相談支援体制の充実を図るとともに、妊婦及び乳幼児を対象とした各種健診や相談・教室事業のほか、産前・産後サポート事業を実施しています。
- 母子健康手帳交付時、保健師が全ての妊婦と面接を行っていますが、妊娠期は支援につながりにくい現状があります。そのため、妊婦が抱える様々な問題を把握し、産前産後のサポート体制を整備する必要があります。
- 年々増加の一途をたどっている児童虐待への対応として、様々な施策を通じた虐待の予防及び早期発見が求められており、関係機関とのより一層の連携・協力が必要となってきています。
- 核家族化や共働き世帯の増加により学童クラブのニーズは増加しています。開設場所等の制約や配慮が必要な児童の増加もあり、より安全な保育のための運営体制の確保について検討していく必要があります。

これからの展開

- 第2期東金市子ども・子育て支援事業計画の進行と次期計画の策定
「第2期東金市子ども・子育て支援事業計画」に定める地域子ども・子育て支援事業について、必要とされる「量の見込み」を充足しうるサービス供給や事業の周知活動が行われるように、それぞれの事業の実施状況を管理します。なお、第2期計画の期間が終了する際には、次期計画について、ニーズ調査の結果や東金市子ども・子育て会議の意見を参考に策定を進めます。

●妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実

地域子ども・子育て支援事業に定める各種事業や子ども医療費助成事業などを実施し、安心して産み・育てられる環境の整備に努めます。

また、母子健康手帳交付時に保健師による全員面接の実施や、妊婦及び乳幼児を対象とした各種健康診査を実施し、安全な妊娠・出産と疾病等の早期発見に努めるとともに、子育てサービスや交流できる場、相談支援の場等についての周知に努めます。

●育てにくさを感じる親に寄り添う支援

年齢に応じた子どもの発達を知ることが、育てにくさを軽減する要因の一つであることから、乳幼児期の健康診査・教室事業において、子どもの発達過程を理解できるよう教育や相談の充実を図るとともに、発達に心配のある子どもが利用できる教室・相談事業の充実を図ります。

また、親が一人で悩みを抱えずストレスをコントロールできるよう相談支援を行うことが重要なため、乳幼児健康診査や各教室相談事業で、子育ての相談先について周知するとともに、専門職が子育てに関する相談に応じます。

●学童クラブの設置運営

東金市立小学校に学童クラブを設置し、放課後児童健全育成事業を実施します。また、学童クラブの安定運営に資するため支援員等の確保や民間の能力を活用した運営の可能性について、検討を進めます。

主要事業		 ・第4章「とうがね 10 年の経営重点戦略」に位置付けられた事業  ・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業
事業名		事業概要
東金市子ども・子育て支援事業計画の推進		「第2期東金市子ども・子育て支援事業計画」を推進します。 次期計画策定にあたって、市民のニーズを把握するための調査を実施し、その結果を反映させます。 現計画の進行及び次期計画策定にあたっては、東金市子ども・子育て会議を開催し、その意見を聞きます。
利用者支援事業（基本型・母子保健型）	 	子どもや保護者の身近な場所で、「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」を実施します。 また、妊娠届出時に保健師が全数面接し、妊娠期から必要な支援を行うとともに、出産後は全戸訪問を実施し、子育て支援情報を提供し安心して子育てに取り組めるよう支援します。
子ども医療費扶助事業		高校3年生相当年齢までの入院、中学3年生までの通院・調剤に対し、医療費の一部を助成します。
児童館運営事業		児童館において、様々な事業を行い、子どもの育ちや保護者同士の交流の場を提供し、子育て家庭への支援を行うものです。
母子包括支援事業	 	妊娠・出産期及びその後の子育て期を通して切れ目のない支援体制を整備するため、産前サポート事業としてのマタニティサロンや妊婦電話、産後ケア事業を実施します。

母子健康診査事業		医療機関委託の妊婦・乳児健康診査のほか、集団で実施する幼児健康診査等を実施し、各時期における疾病等の早期発見、保健師等の専門職による個別相談を行い、保護者の育児不安の軽減や虐待の早期発見に努めます。
母子健康相談・教育事業		乳幼児の健康増進と保護者の育児不安の軽減を図るため、専門職による各種相談・教室事業を実施します。小中学生等にむし歯予防や思春期健康教育など正しい知識の普及に努めます。
放課後児童健全育成事業		小学校の放課後等に家庭保育が難しい児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、監護を行うことで児童の健全な育成を図ります。

目標指標					
指標名		単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定 (取得) 方法等
地域子ども・子育て支援事業の実施状況					東金市子ども・子育て支援事業計画の進行管理
学童クラブの在籍児童	量の見込み	人	493	497	
	供給量	人	543	543	
地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数	量の見込み	人	14,000	14,000	
	供給量	人	15,100	15,100	
ファミリー・サポート・センター事業の延べ活動件数	量の見込み	件	490	500	
	供給量	件	640	640	
産後に助産師や保健師等からのケアを受けることができた人の割合		%	86.3 (R1)	90.0	4 か月児相談相談票からの統計
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合		%	71.1 (R1)	74.0	3 歳児健康診査問診項目からの統計
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合		%	90.5 (R1)	93.0	4 か月児相談相談票からの統計
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合		%	87.0 (R1)	90.0	3 歳児健康診査問診項目からの統計

1-(2)

幼児教育・保育の充実

施策の方向性

認定こども園化や民間の認定こども園の誘致により、公立教育・保育施設の有効利用や民間移行といった幼保再編を図ることで、変化し、多様化する保護者のニーズに対応し得る充実した幼児教育・保育の環境を整備します。

これまでの取り組みと現状認識

幼保再編の推進

- 就学前児童の施設利用を取り巻く状況として、共働き世帯の増加等により、保育ニーズが増大している一方で、ニーズの変化に対応しうる施設整備や保育士の確保ができておらず、待機児童が発生している状況です。
- 平成 30 年度末に策定した「東金市就学前児童施設の今後のあり方」の中で、市の抱える課題として、①幼稚園ニーズと保育ニーズとの需給のミスマッチ、②各小学校区において、幼稚園ニーズ・保育ニーズの両方を充たせていないこと、③施設の老朽化の3つを挙げており、課題解決の方法として、公立施設の認定こども園への転換及び民間への移行による幼保再編を掲げています。
- 民間能力を十二分に活用しながら幼保再編を進めることで、市の課題を解決し過不足なく教育・保育サービスを提供できる環境を整える必要があります。

幼児教育の充実

- 特別な配慮を要する園児が増加傾向にあることや外国籍の在園児も増えており、幼児一人ひとりの言語や文化的背景、特性に応じた指導といったきめ細かな対応は人材面においても難しい状況にあります。
- 核家族化や地域社会とのつながりの希薄化が進み、悩みや不安を抱えながら子育てをしている保護者が増え、子どもたちの生活習慣の乱れや社会的マナーの低下、自立心や自己肯定感の低下など、家庭の教育力の低下が懸念されています。
- 本市の幼児教育は、幼稚園・保育所・認定こども園が存在し、公私、施設類型により担当部局が異なるなど、教育内容面の支援に関して、公立小学校と比較すると一体的な取り組みの実施に課題があるほか、教育委員会として、幼児教育に係る体制について課題が残ります。

保育の充実

- 保育士・保育教諭の配置基準は満たしているものの、配慮の必要な児童の受入れなどの保育ニーズを受け止め、併せて待機児童の解消につなげるための保育士・保育教諭の確保が課題となっています。
- 既存の公立保育施設は老朽化しており、安全な保育環境づくりのために適切な維持管理を要しますが、そのための費用を確保することが困難となっています。

これからの展開

幼保再編の推進

- 公立施設の認定こども園への転換
全体的な教育・保育ニーズの需給バランスを考慮しながら、公立幼稚園・公立保育所を認定こども園へと転換し、地域の幼保それぞれのニーズに応え、円滑な小学校への接続を図りうる施設にしていきます。
- 民間能力の積極的活用
「東金市就学前児童施設の今後のあり方」の計画スケジュールに沿って、老朽化が進む公立施設を廃止し、公益法人を誘致して民設民営の認定こども園を新設します。

幼児教育の充実

- 特別な配慮が必要な子どもへの支援強化
一人ひとりの個性を認め、支援の必要性を把握し、適切な幼児教育を行うため加配職員の配置等必要な支援を推進します。外国籍の幼児への指導についても、生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど、個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫に努めます。
- 家庭教育の充実
家庭教育は、基本的な生活習慣や人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりなど社会性を育むうえで重要な役割を担うものであることから、各家庭の教育力の向上を図るために、関係機関と連携し家庭教育に関する学習会や情報交換の場の提供を推進していきます。
- 幼児教育担当指導主事の配置
平成 30 年から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえ、幼児教育の更なる質の確保・向上を図るため、市内全ての就学前児童施設における幼児教育推進体制の充実、家庭教育相談体制の確立、関係機関との連携による就学相談や幼稚園等における人材確保の取り組みや質向上のための支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた各種施策のけん引役として、「幼児教育担当指導主事」の配置に努めます。

保育の充実

- 保育士・保育教諭の確保
保育ニーズの高まりを踏まえ、人口減少や民間移行等の状況も鑑みながら、保育士・保育教諭の確保に努め、定期採用の他、ハローワークや保育士人材バンク等の活用をした随時採用もあわせ、積極的かつ適切に人材確保を進めます。
- 公立教育・保育施設の維持管理と民間移行による施設の更新
既存の公立教育・保育施設の維持管理を事後保全により適切に実施し、安全な保育環境の維持に努めます。
教育・保育施設を民間移行することで、国・県の財政支援を活用した施設の更新を図り、安全安心な教育・保育環境づくりを目指します。

主要事業		 ・第4章「とうがね 10 年の経営重点戦略」に位置付けられた事業  ・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業
事業名		事業概要
の推進 幼保再編	幼保再編事業  	公立認定こども園への転換、民設民営認定こども園の誘致を進めます。また、ソフト面の一体化を進め、教育・保育の質をより高めていくため、幼保職員の合同研修を実施します。
	幼稚園一般管理事業	幼稚園教育要領等を踏まえ、幼児一人ひとりの発達に応じたきめ細かな指導と教育環境の充実を図るため、質の高い教育の実践に向けた幼稚園教員の研修の充実に努め、関係機関と連携しながら一層の指導力向上を推進します。
幼児教育の充実	幼稚園教育振興事業	充実した教育活動ができるよう各種教育環境の整備を推進します。
	幼稚園保育補助事業	預かり保育について、幼稚園教育要領に規定した内容及び保育の受け皿としての機能・市民ニーズを踏まえながら充実を図ります。
	保育所・認定こども園運営事業 	公立保育施設の運営に係る事務を行います。保育士・保育教諭の人材確保や職員の働き甲斐のある環境づくりを推進します。
保育の充実	保育所・認定こども園施設維持管理事業	公立保育施設（保育所・認定こども園）の維持管理を適切に行い、安全な保育環境づくりをします。
	保育委託事業	民間保育施設との協調など、多様化する保護者のニーズに対応する充実した幼児教育・保育の環境を整備します。

目標指標					
指標名		単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
の推進 幼保再編	公立認定こども園に転換した施設	施設	1	3	2 公立施設の認定こども園への転換を目標
	民間移行により開園した認定こども園	施設	0	1	公益法人の誘致により、認定こども園の開園を目標
幼児教育の充実	特別な配慮が必要な子どもへの支援強化	%	94.0	95.0	幼稚園評価における保護者アンケート
	家庭教育の充実	回	0	各園 2	各幼稚園の巡回相談の実施 [新規]
	外国籍幼児初期支援研修	回	0	対象園 1	外国籍園児が在籍する園で実施 [新規]
	幼児教育担当指導主事の配置	人	0	1	学校教育課に幼児教育担当指導主事を配置 [新規]
	教育委員会巡回訪問	回	0	各園 1	幼稚園における各種点検や運営上の課題や成果の把握 [新規]
保育の充実	待機児童の解消	人	14	0	毎年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数調査における待機児童数

1-(3)

学校教育の充実

施策の方向性

子どもたちが生きる力を身に付け、総合的な人間力を持てるよう、基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、個に応じた指導方法の工夫改善に努めながら、情報機器の活用など時代の変化に対応した教育内容の充実を図ります。

また、子どもたちが安心・安全に学習できるよう学校施設・設備の充実を図ります。

これまでの取組みと現状認識

教育内容の充実

- グローバル化、ICT 化が進むなど変化の激しい社会をたくましく生きるための基礎として、確かな学力の育成が大切です。思考力や表現力の向上は、社会生活の中で必要となることから学校が、様々な体験やチャレンジすることができる場でなければなりません。
- 新学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」が示されています。例えば、英語科・外国語活動における言語力の育成とコミュニケーション能力の育成、GIGA スクール構想における ICT 機器の活用力とプレゼンテーション力を高めることが必要とされています。また、考えや知識の礎となる読書活動の推進も大切です。
- 子どもたちの学力の現状として、平成 30 年度の千葉県標準学力検査において、小学校では県平均値とほぼ同じ、中学校では県平均値を上回りました。この結果を基に、各学校の実態を踏まえた「学力向上プランニングシート」を活用し、客観的に自校の分析もし、一定の成果をあげています。一方で、学力の二極化は大きな課題であり、少人数指導や個別指導等、1 人ひとりに寄り添った指導体制の充実が求められています。
- 本市では、これまでに少人数指導担当・外国語指導員などの人的配置、GIGA スクール構想における児童生徒 1 人 1 台端末の導入など、進めています。また、読書活動の推進に向け、引き続き、学校図書館における蔵書の更新と図書館司書の配置を検討していきます。

学校施設等の整備・充実

- 本市の人口減少に伴い、児童生徒数も減少しており、第 3 次総合計画始期（平成 13 年）に 6,360 人であった児童生徒数は、令和 2 年では 3,931 人と、約 4 割減少しています。
- こうした課題を克服するため、内閣府では「Society5.0」と呼ばれる社会の仕組みを提唱し、人口減少・少子高齢化といった社会的な課題を解決しようとしています。Society5.0 の実現のためには、必要な資質と能力を高めることが何よりも重要になってきます。
- インターネットがより身近になったこと、さらには SNS 等により個人でも情報発信が可能になったことで、子どもたちがトラブルに巻き込まれる可能性もあります。これから新たに触れていく成長過程の子どもたちに対して、順守すべき事柄を明確に理解することができると教育環境を整備することが求められます。

これからの展開

教育内容の充実

- 学習サポーターの配置
教職員と連携し、子どもたちの学習補助を行い、1人ひとりの躰きに対応することで、確かな学びの確立を図ります。
- 教育の情報化の推進
GIGA スクール構想の推進に向け、デジタル教科書、プログラミング教育等の ICT 教育に関連する教材の整備、ICT 機器の活用に係る研修の開催や ICT 支援員の配置等、子どもたちが円滑に活用できる環境維持を図ります。
- 国際教育の推進
外国語指導員を充実させ、グローバル化に対応すべく異文化理解の機会、外国語に慣れ親しむ機会である英語科・外国語活動の充実を図ります。
- 蔵書の更新・図書館司書の配置
読書推進に向け、新たな本との出会いのため、蔵書の更新と図書館司書による図書館教育を推進します。

学校施設等の整備・充実

- 学習環境の整備
幼稚園児、小中学生が安全で快適な、より良い環境で教育を受けることができるよう、ICT 環境の整備も含め学校施設の整備を行います。
施設整備については、各施設の耐震化、トイレの洋式化、小中学校の普通教室・特別教室及び幼稚園の保育室に空調設備の設置と取り組んでいましたが、今後は幼稚園の遊戯室へ空調設備の設置を進めます。
また、各小学校の給食室の老朽化が激しく、学校給食衛生管理基準に合わせた施設の整備を検討します。

主要事業



・第4章「とうがね 10 年の経営重点戦略」に位置付けられた事業



・新規事業

事業名		事業概要
教育内容の充実	学習サポーター事業  	市内小中学校に学習サポーター（仮称）を配置し、少人数教育の推進、個別支援の充実を図り、きめ細かな教育を推進します。
	コンピュータ事業 	GIGA スクール構想の推進と1人1台端末の運用、プログラミング教育等の教材整備や ICT 支援員の配置を図り、ICT 教育の推進に努めます。
	外国語指導助手事業	外国語指導助手を配置し、外国語（英語）教育及び国際理解の推進を図ります。
	学校図書館事業	読書推進のため、蔵書の更新と図書館司書の配置により、図書館教育の推進を図るとともに、読解力の向上を目指します。
学校施設等の整備・充実	小学校・中学校・幼稚園運営管理事業	小・中学校・幼稚園の運営管理を適正に執行します。 また、小・中学校における校内 LAN 環境について、動画等を活用した授業を不自由なく受けられるような通信環境を維持します。
	小学校・中学校・幼稚園施設整備事業	よりよい教育環境の充実を図るため、学校施設の整備工事を行います。 施設の老朽化に対応した整備も行います。

目標指標					
	指標名	単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
教育内容の充実／学校 施設等の整備・充実	県標準学力検査	%	30.0	70.0	37 項目のうち 70%（25 項目） で県平均を上回ることを目標
	全国学力学習状況調査	%	56.9	80.0	コンピュータ等の活用に関する 項目で小中の平均
	全国学力学習状況調査	P	-3 ～ -10	± 0	全国平均を目標
	読書が好きな児童・生徒 の割合	%	72.0	80.0	アンケート調査等
	学校教育の充実に対する 市民満足度	%	58.9 (R1)	67.0	市民アンケート調査



施策の方向性

次代を担う子どもたちが豊かな心と健やかな体を併せ持ち、自立した社会人として成長できるよう守り育てるため、学校、家庭、地域が連携して取り組む体制づくりや地域社会が一体となった支援体制づくりを推進します。

また、青少年育成団体などの様々な担い手の育成・活動の支援に努めるとともに、子どもたちの体験学習やボランティア活動への参加促進や社会貢献活動などの推進を図ります。

これまでの取組みと現状認識

学校内での取組み

- 子どもたち一人ひとりにあった教育の推進と環境整備が必要であり、いじめ対策、教育相談・生徒指導の充実、特別支援教育・インクルーシブ教育の充実など、その重要度は増しています。子どものこと・家庭のことは、改めて教育委員会だけでなく、部局の垣根を超え、横断的な連携の上、全庁をあげて対応をしていかなければなりません。
- 学校においては、子どもと親の相談員・特別支援教育支援員等を配置してきました。しかし、相談内容の複雑化や支援を要する子どもの増加、保護者・地域からの多岐にわたる要請もあり、現状、全てにおいて対処できていないのが現状です。
- 学校内の人だけでなく、地域の方とのふれあい、また、地域人材の活用を通して、地域を知り、地域を大切にすることを育むことも重要となっています。
- 過去の市民アンケートでは、「豊かな心を育む学校教育の充実」が重要度も高く、前述のスタッフの更なる充実、地域人材の活用は、欠かすことができません。
- 給食は、子どもたちの健やかな成長に大きく寄与しており、食教育の推進と給食提供の基盤となる給食施設・設備の改善を進める必要があります。

学校外での取組み

- 学校や各種団体との連携を強化し、様々な経験の場を提供することによって、子どもたちに、たくましく人間性豊かに育まれる環境をつくることが求められています。
- 青少年相談員連絡協議会、子ども会育成協議会やジュニアリーダースクラブなど各種団体の事務局として、また必要に応じて学校及び関係団体と連携してイベントを実施しました。
- 子どもたちの安全で安心な居場所を設け、地域住民との交流活動との取組みを促進させるため、市内で希望する小学校区において放課後子ども教室を実施しました。令和元年度は実施4小学校区の在籍児童のうち約34%が教室を利用しました。
- 青少年育成団体の担い手である地域のリーダーたちが高齢化する一方、若年層の減少や団体の認知度の低さなどにより後継者の不足が課題となっており、青少年育成活動の担い手となる人材の育成が課題となっています。
- 家庭での養育が十分になされず、学校で元気に活動できないばかりか不登校になる子どもも見られます。そのため、市では、家庭教育相談室を設け、子育ての悩みや家庭の問題や学校生活の悩みなどに関する相談を受け付けしています。

これからの展開

学校内での取り組み

- 子どもと親の相談員・特別支援教育支援員による対応
配置増員の上、子どもたちの抱える悩みや課題、学校生活の中で支援を要する子どもへの配慮など、よりきめ細かな対応と行き届いた教育を図ります。
- 食教育の推進と給食施設・設備
食の重要性を理解し、子どもたち自身の食への関心を高めると同時に安心・安全な給食の安定供給を図ります。
- 教育資源・地域人材の活用
コーディネーターを配置し、関係機関との連携のもと、地域事業者によるキャリア教育の推進・地域に残る伝統芸能等、文化的教育・市内高校大学の教員（城西国際大学・千葉学芸高校等）によるより専門的な学び（ICT・環境教育等）、市内大学生による運動部、文化部の活動支援ボランティア等を推進します。

学校外での取り組み

- 多様な主体による取り組みの推進と連携
青少年相談員連絡協議会、子ども会育成協議会、青少年育成市民会議などの青少年育成団体の活動促進を支援し、関係団体の連携を強化しながら、事業の充実に努めます。
- 青少年育成事業の充実
青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、地域や異年齢間の交流機会の拡大、研修事業への参加促進や体験活動の充実に努めます。
- 放課後子ども教室事業の推進
市内全小学校区のうち実施を希望する小学校区において事業を実施しており、参加対象となる児童・保護者からの学習ニーズを把握し、実施内容の充実に努めます。
- 家庭教育相談室の実施
小中高校生などの本人や家族、学校の先生などからの不登校、進路の迷いや子育てなど学校生活の悩みなどの相談を受け付け、必要に応じて学校や関係機関と連携を図ります。
- 家庭教育の啓発
家庭内暴力、不登校、子どもの自殺などの問題を防ぐことを目指すため、家庭教育の啓発に関する講演会を開催します。
- 社会教育委員会議の開催
東金市社会教育委員会議を開催し、社会教育の問題や課題を協議するとともに、山武地方社会教育委員連絡協議会と連携し社会教育を促進します。

主要事業		 ・第4章「とうがね 10 年の経営重点戦略」に位置付けられた事業  ・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業
事業名		事業概要
学校内での取組み	子どもと親の相談員事業	現在配置している相談員を増員し、これまで以上に子どもたちの人間関係構築の援助、ストレスの軽減や介助を行い、保護者や関係機関との連携を図ります。
	特別支援教育支援員事業	現在配置している支援員を増員し、障がいのある児童に対し、学校生活における日常生活の介助や発達障害の児童に対し学習活動上を支援します。
	学校給食管理事業	学校給食の運営管理として、安全・安心な給食提供のための設備改善を進めます。
	  教育資源等の活用事業	本市の有する歴史・文化・スポーツなどの様々な教育資源や地域人材を活用し、子どもたちが、将来への夢や希望を育み、生き生きと活動できる事業を展開します。
学校外での取組み	青少年健全育成協働事業	青少年育成団体（青少年相談員連絡協議会・子ども会育成協議会等）への活動に対する補助金の支出及び団体活動実施にあたっての直接的な支援を行うとともに、青少年に係る関係機関の連絡調整を図る青少年問題協議会を実施します。
	青少年健全育成主催事業	自然体験学習（キャンプ事業など）、ジュニアリーダー養成講座などを実施します。
	 放課後子ども教室推進事業	小学生の学力向上を目的とした自主学習等に対する支援を退職校長等の教員 OB・大学生など地域住民からの協力のもと、実施を希望する市内小学校で放課後や休日等の時間帯に実施します。
	家庭教育振興事業	学校生活や子育ての悩みについての家庭教育相談を実施します。また親と子どものコミュニケーション能力を向上させるため講演会を開催します。
	社会教育委員運営事業	社会教育委員を委嘱し会議を開催するとともに、関係機関や団体と連携し、社会教育の充実を図ります。

目標指標					
指標名		単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
学校内での取組み	長欠児童生徒数	人	128	68	年間 12 人（各校－1 人）の減少を目標
	支援員の配置数	人	33	66	支援員 1 人あたり児童生徒 8 人程度を目安に目標
	給食衛生・安全指摘項目数	個	6	2	保健所等の給食室巡回指導における衛生管理基準を下回る指摘数
	教育資源等の活用事業の実績報告	件	0	12	各校、年 1 回の実施を目標
学校外での取組み	放課後子ども教室に参加する児童の割合	%	34 (R1)	50	実施小学校区における在籍児童数のうち放課後子ども教室へ参加する児童数の割合
	家庭教育講演会参加者数	人	6 (R1)	100	



まちづくりの柱 2

「稼ぎ・にぎわうまちを創る」

関係機関との連携や広域的な自治体連携を通じて、農業、工業、商業、観光など各種産業が更に発展し、市民が生き生きと働けるまちを創ります。また、交流人口の増加と地域活性化に向け、人を集める戦略を展開するまちを目指し、稼ぎ・にぎわうまちを創ります。

まちづくりの柱を実現させるための施策

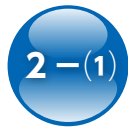
1 既存事業者の持続・発展と新たな企業誘致の推進

2 農業経営の強化・安定と森林の整備

3 東金商圈の維持・発展

4 魅力的な観光コンテンツの創出

5 雇用・勤労者施策の推進



既存事業者の持続・発展と 新たな企業誘致の推進

商工観光課

建設課

施策の方向性

首都圏中央連絡自動車道や国道 126 号、千葉東金道路の結節点となる東金インターチェンジ周辺などの産業拠点としての発展、新しい産業用地整備やスマートインターチェンジ建設を含め、関係機関との連携により、企業を誘致するための支援策の拡充や市内立地企業の持続・発展のための環境を整備します。

これまでの取組みと現状認識

- 東金市は成田空港に近く、千葉東金道路と首都圏中央連絡自動車道の結節点にあり、このような立地上の優位性を存分に活かして、企業の進出を促し、地域経済の発展、雇用の促進を図ってきましたが、千葉東テクノグリーンパークについては、分譲が全て終了し、市内の産業用地が不足している状況となっています。

そこで、戦略的な企業誘致を進めるため、工場等の新規立地や市内立地企業による設備投資に対して、新たな補助制度を創設するとともに、首都圏中央連絡自動車道にスマートインターチェンジの設置を国に要望し、千葉県の産業用地整備事業を活用して、県、市、民間事業者と協働で産業用地の整備を進めていきます。

これからの展開

- 新たな企業立地を推進していくため各種補助制度の創設
企業の新規立地に対する補助として、工場等を操業した場合に固定資産税相当額を補助します。市内での操業実績がある市内立地企業が工場等の規模拡大で設備投資を行った場合に固定資産税相当額を補助します。
- 民間事業者及び県との連携による産業用地整備を推進
民間事業者による産業用地整備を推進するため、県による産業用地整備事業補助金を活用し、周辺環境整備に係る建設負担金を市が負担する制度を構築し、県、市、民間事業者の役割分担のもと、それぞれの強みやノウハウを効果的に活かした産業用地の整備を推進します。
- スマートインターチェンジの整備検討
企業誘致推進のため、首都圏中央連絡自動車道にスマートインターチェンジ整備を検討します。

主要事業		★ ■ !	・第4章「とうがね 10 年の経営重点戦略」に位置付けられた事業 ・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業 ・新規事業
事業名		事業概要	
企業誘致推進事業	★ ■ !	企業が市内で工場等を操業した際の「新規立地に対する補助」及び市内立地企業による「設備投資に対する補助」等の各種補助制度を創設し、新しい形の企業誘致を推進します。	
産業用地整備事業	★ ■ !	県（市町村と協働で企業誘致活動、民間事業者との総合調整）、市（候補地の選定、土地利用（農地転用等）の調整、事業採算性の検証）、民間事業者（用地確保、造成、分譲）、3者の協働により、圏央道周辺に産業用地整備を進めます。	
スマートインターチェンジ整備事業	★ ■ !	スマートインターチェンジの実現性の検討についての組織づくりを行うなど、全庁的に協議・検討を行います。	

目標指標				
指標名	単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
新規企業立地数	社	0	10	新たに各種補助制度を構築し、令和7年度までに新規立地企業10社を目標[新規]
新規立地企業従業員数	人	0	100	上記の企業の従業員数[新規]



2-(2)

農業経営の強化・

安定と森林の整備

施策の方向性

農地の利用の最適化、担い手農業者の育成と農業基盤整備の推進を通じて、効率的で安定した農業を目指します。また、「道の駅みのりの郷東金」を核とした農産物直売の支援と消費拡大を進めることで、農業経営の向上につなげていきます。

また、森林所有者の高齢化などにより、森林は十分な管理がされず荒廃のおそれもあることから、市民が安らげる森林の再整備を推進するとともに、千葉県産木材の消費促進に向けた普及啓発に努めます。

これまでの取り組みと現状認識

農業経営の強化・安定

- 本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足などによる様々な課題により、農業生産額の低迷や農業所得の減少といった厳しい状況に直面しています。
このような中で、農業の維持発展のため、生産基盤の整備、生産体制の効率化、新規就農者の確保、耕作放棄地の拡大防止などに向けた対策と併せて野生鳥獣による農作物被害を軽減させるための対策も図る必要があります。更に、収益向上のため、地域資源を活用した新たな産地化や特産品の開発などを図る必要があります。
- 地域の共同活動に支えられている農道や水路等の保全管理は、農村地域の過疎化や高齢化などにより困難となり、また、担い手農家の負担の増加も懸念されています。
農業・農村は、国土の保全、自然環境の保全、良好な景観形成など多面的機能を有しており、その利益は多くの国民が享受している考えのもと、地域資源の向上のための共同活動などに活用できる多面的機能支払交付金の制度が国で構築され、本市では17組織の認定をしています。

みのりの郷東金の活用

- 農業者の安定した農業経営のためには、千産千消をはじめとした消費活動の拡大がカギとなります。道の駅みのりの郷東金を拠点とした農産物直売を支援し、東金産農産物のPRを行い、農業経営の向上へとつなげていきます。
- 市内の農産物を活用した6次産業化の推進に向け、市内農業者や加工業者など関係団体及び市と連携し、農産物生産に加え、それを加工し付加価値を付け販売することで農業所得向上を図り地域産業の活性化を図ります。

森林の整備

- 林業従事者の減少、高齢化等から、所有者による管理困難な森林が増えることで手入れが行き届かず、森林の荒廃が進んでいくことが懸念されます。
- 森林には国土保全や水源涵養等の多面的機能があることから、その維持・保全を図るため、計画的な伐採や植林等による森林整備を推進するとともに、林道や作業道等の路網整備を図ります。また、健全な森林育成や安定的な林業経営のため、罹患率の高いスギ非赤枯性溝腐病の杉を伐採し新たに植え替えることが必要です。また花粉症対策等に配慮した新品種の導入も検討し、人と自然の共生を重点とした森林づくりを推進します。

これからの展開

農業経営の強化・安定

●農業生産基盤の整備

地域の担い手へ農地の集積・集約化を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等と連携し、農業生産の効率化を図ります。

農業基盤整備を促進し、農地の大区画化や排水対策などの耕作条件を改善することで、農業の効率化や省力化を図り安定した農業を推進します。

農業振興地域整備計画の全体見直しや整備計画に基づく事業の実施により、計画的な土地利用と優良農地保全の確保に努めます。

●担い手の育成と支援

優れた農業経営者の育成と確保のため、認定農業者の拡充を図り、地域とともに「人・農地プランの実質化」を進め、新規就農者や農地集積への支援に努めるとともに、県農業事務所と連携し、必要な情報の提供や農業次世代人材投資事業の活用を推進し営農の安定を図ります。

●鳥獣による農作物被害の軽減

有害鳥獣駆除により有害鳥獣による農作物被害の軽減を図ります。

●地域資源を活用した新たな産地化・特産品開発等への支援

地域資源を活用した新たな産地化や特産品開発などを行う農業者団体を支援します。

●多面的機能支払交付金の活動組織への支援・新たな認定に向けた地域への支援

活動している17組織の活動を引き続き支援します。また、新たに認定を目指している地域へ制度説明や事務手続きなど認定に向けた取組みを支援します。

●経営安定化の支援

道の駅みのりの郷東金において、生産者と消費者のコミュニケーションの場を設け、より良い農産物づくり「千産千消」の推進に努めます。また、東金産農産物の流通販売、情報発信を推進することで農業者等の所得向上と活性化につなげます。

農産物の出荷者に対し、生産などに関するふさわしい経営のあり方を学ぶ研修を実施します。また、農業協同組合や千葉県など、他機関が実施する研修等の情報を出荷者などに周知し、参加を促し、全体のスキルアップに努めます。

●6次産業化の推進

東金食文化の情報や地域の魅力を発信し、来場者のニーズにあった地元食材使用を基本とした東金市の独自性のある商品を製造します。

●森林整備の促進

森林の有する国土保全や水源涵養の多面的機能を総合的・持続的に発揮させるために、計画的な森林整備を行い、林業経営の強化に取り組みます。

森林環境譲与税を活用し、市内全域の森林の現況・意向調査等を実施し、森林整備全体計画の策定を行い、森林を団地化して意欲ある林業事業体による整備を推進します。

森林事業が行われていない里山の保全に向けた教育・研修活動に森林所有者だけではなく市民参加を促し、森林の多面的機能への理解促進や森林との共生を図ります。

●木材の普及・利用促進

東金市木材利用促進方針に基づき市の公共施設等に木造化、木質化、木材備品の購入等に努め、市民に対し県産材利用の利点をアピールし県産材の消費啓発を図ります。

●木育の推進

市民が森林に親しみ、そして森林の大切さを学べる場の創出として、木工教室や林業体験などのイベントを開催し、自然環境への関心を深める啓発を行います。

みのりの郷東金の活用

森林の整備

主要事業		 ・第4章「とうがね 10 年の経営重点戦略」に位置付けられた事業  ・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業  ・新規事業
事業名		事業概要
農業経営の強化・安定	 農用地利用集積事業	農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の利用集積を促進し、農業経営の規模拡大や農地の有効利用を図ります。 農業振興地域内の農用地に 10 年以上の賃貸借権を設定している場合に、借り手農業者に対し補助金を交付します。
	農地中間管理事業	非担い手の所有する農地を担い手へ集積することにより、農業経営の規模拡大を図り、生産性の向上、生産コストの削減を推進します。経営転換又は農業をリタイヤするために中間管理機構に全自作地を 10 年以上の貸し付けた農地の貸し手に対し補助金を交付します。
	人・農地プランの策定支援	農業を取り巻く諸問題を解決するため、集落・地域における人と農地の問題を話し合いによって解決する「人・農地プラン」作成の支援をします。
	基盤整備事業	最新設備を備えるなどの農業基盤整備の推進を通じて効率的で安定した農業を進めます。また、意欲のある地域へ制度説明や事務手続きなどを行い事業の促進を支援します。
	農業振興地域整備計画事業	農業の振興を図るべき地域を定め、土地の有効利用と農地の近代化のための措置を計画的に推進し、農業の健全な発展を図ります。両総土地改良事業完了後 8 年経過を見据えた農業振興地域整備計画の全体見直しを進めます。
	農業次世代人材投資事業	新規就農者へ農業を始めてから営農が安定するまで最大 5 年間、最大年 150 万円を給付します。(国庫 10 割)
	有害鳥獣駆除事業	地元猟友会等と連携した有害鳥獣駆除により、有害鳥獣による農作物被害の軽減を図ります。
	農業者団体支援事業	東金市農業振興会を通して、地域資源を活用した新たな産地化や特産品の開発などを行う農業者団体を支援します。
	 多面的機能発揮促進事業	農村集落における農地や農業用施設の維持管理等の市民の共同活動を支援します。
みのりの郷東金の活用	 みのりの郷東金管理運営委託事業	道の駅みのりの郷東金の管理運営を指定管理者に委託し、適正かつ円滑な運営を目指します。
	  みのりの郷東金発展事業	産業交流拠点施設「道の駅みのりの郷東金」を核に農産物や加工品の販売及び情報発信等を通じて、農商工及び観光が連携した地域活性化を図るとともに、多くの来場者が交流する施設の維持管理を行います。
	 6次産業化推進事業	市内農業者や加工業者など関係団体と連携した各活動体が、6 次産業化を推進することで、「所得の向上」、「経営の安定化」、「産業の振興」、「魅力の向上」を図ります。

森林の整備	森林の保全事業	森林環境譲与税などを財源にし、市有保安林の整備、林業事業者の育成、木育の推進を図ります。
	森林整備事業	令和元年に策定した森林整備全体計画を基に、地域森林の整備について地権者等と話し合いながら市内森林の整備を支援します。
	 公共施設における木材利用の推進	市民へ県産木材利用の推進を啓発するため、市有公共施設等に対し、木質化、木製備品、消耗品の導入を推進します。
	林業振興事業	下刈りや枝打ち、サンプスギ溝腐病による被害木の伐倒、搬出、跡地への植栽のほか、利用可能な材の加工施設への運搬に対し補助することで健全な森林育成や安定的な林業経営を図ります。また、サンプスギ溝腐病等の対策として、品種改良した苗木への転換を推進します。

目標指標					
指標名		単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
農業経営の強化・安定	効率的かつ安定的な農業経営面積のシェアの目標	%	29.0	33.0	個別経営体の地域における農用地利用面積のシェアの目標（農業者の利用集積面積／全農地面積）
	新規就農者数（累計）	人	3	6	農業次世代人材投資事業を利用した新規就農者数
	認定農業者数	人	135	140	地域農業の担い手として重要な認定農業者の拡充
	新たな多面的機能支払い交付金活動組織の認定（累計）	組織	17	18	新たに活動を検討している地域に対して、支援し認定を促進します。
東みのりの郷 金の活用	みのりの郷東金農業者市内出荷者数	人	128 (R1)	134	5%増加を目標
	みのりの郷東金利用者数	万人	32.3 (R1)	35.5	10%増加を目標
森林の整備	公共施設における県産材の利用施設数	施設	—	5	[新規]



東金商圈の維持・発展

施策の方向性

地域に根差した店舗や商店街と連携し、また、大型店の立地も含めて様々なニーズに応えられる商圈を目指すとともに、新規創業希望者への支援を積極的に行うことで、地域経済の活性化に取り組めます。

これまでの取り組みと現状認識

- 消費生活センターを開設し消費生活相談を行っており、苦情処理のためのあっせん、助言、情報提供を行っています。
- 商工会議所事業補助金を交付しています。
【指導事業費】 中小企業者の経営改善等のための相談、講習の実施に対する補助、税務・創業・情報化等の専門家個別相談会の経費
【金融指導事業費】 経営改善資金、セーフティネット資金、創業貸付等を中心とした金融指導に対する補助
- 商工会議所特別事業補助金を交付しています。
【商業活性化事業】 商業発展と振興につながるイベント・研修会・講演会・試験的開店事業・創業支援・空店舗対策事業等を補助
【創業支援セミナー事業】 市が策定した創業支援事業計画に基づき実施する創業支援セミナー事業を補助
- 商店街の街路灯維持管理費に補助金を交付しています。
 対象は上宿街灯会、岩崎商店街協同組合、新宿商店会街路灯組合、東金駅東口商店街振興組合、台方商店会、田間商店会
- 東金商店街連合協同組合事業補助金を交付しています。
 春の大売出し（抽選会）、ハロウィンイベント等商店街の賑わい創出事業を補助（補助率 50%）
- 道の駅みのりの郷東金と連携し、地域経済の活性化に取り組みたいと考えています。

これからの展開

- 消費生活センターの運営
 市民が安心して消費活動が行えるよう、消費生活センターを開設し、苦情処理のためのあっせん、助言、情報提供を行います。
- 商工団体支援事業
 商工会議所や商店街と協力し、地域経済の活性化に取り組めます。
- 中小企業資金融資事業
 信用力が十分でない中小企業の金融の円滑化を図るため、中小企業に資金融資・利子補給を行います。

主要事業	
事業名	事業概要
消費生活センターの運営	消費生活センターを設置し、住民サービスとして消費生活相談を実施します。 平日 午前 10 時～正午、午後 1 時～3 時 来所又は電話による相談を実施。
商工団体支援事業	商工会議所や商店街が行う事業に対する補助金。 にぎわい創出や地域活性化のための事業を他団体を通じて間接的に実施します。
中小企業資金融資事業	信用力が十分でない中小企業の金融の円滑化や産業構造の高度化を実現するための融資などを金融機関や信用保証協会の協調を得て行い、中小企業の発展を図る制度です。また、融資した資金の利子補給を行い、中小企業の負担の軽減を図ります。





魅力的な

観光コンテンツの創出

施策の方向性

交流人口の増加と地域活性化に向け、近隣市町と連携した広域的な観光戦略により、効果的な観光情報・魅力を発信します。また、既存の祭り・観光イベントの充実強化や体験型観光の拡充、PR活動の推進など、増加するインバウンドなどの多様化する観光ニーズに即した多面的な取組みを推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

これまでの取組みと現状認識

- 本市を含む山武郡内の市町は現状、各市町域内での観光事業を展開しておりますが、新規観光客獲得のためには近隣市町が連携し、市町域を超えた九十九里地域全体での観光戦略が必要です。
- 東金桜まつりや YASSA フェスティバル等の観光イベント実施について、関係団体との連携により毎年内容の見直しを行い、交流人口の拡大を図りました。今後も更なる交流人口の拡大につながるような新規イベントの創出について、協議・検討が必要です。
- 本市における体験型観光としては、果物狩りができるぶどう園やいちご園があり、毎年チラシやホームページにより PR を行い、交流人口の拡大を図りました。インバウンドなど多様化する観光ニーズに対応するためには、外国人観光客や個人観光客に人気のある体験型観光の拡充と P R の強化が必要です。
- 八鶴湖・山王台公園・雄蛇ヶ池にある市の花「桜」の枯れ枝等の剪定や観光施設の修繕等を行い、観光資源としての維持保全に努めました。

これからの展開

- 九十九里地域全体の観光資源を活用したマイクロツーリズムの創出
広域的な観光戦略として、九十九里地域全体の観光資源が活用できるようなマイクロツーリズム及び PR について九十九里地域観光連盟で協議・検討します。
- 既存の祭り・観光イベントの充実強化
交流人口の増加につながるような、祭りやイベントの内容をより充実させるための新規イベント等について、関係団体との協議・検討、また、既存関係団体以外からも意見を得るため、城西国際大学の学生との意見交換等を積極的に進めます。
- 体験型観光の拡充及び PR
体験型観光の拡充として、民間の体験型観光施設と協力体制を構築し、観光イベント等の実施による体験型観光施設の PR を積極的に進めます。
- 八鶴湖や雄蛇ヶ池等の観光資源整備
魅力ある観光スポットの維持のため、引き続き環境整備に努めていきます。
- 情報発信の強化
八鶴湖畔の東金市観光協会案内所やみのりの郷東金“とっちーの家”を活用し、来場者に対し情報発信するとともに、WEB での効果的な情報発信に努めます。

主要事業	
 ・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業	
事業名	事業概要
観光関係機関支援事業	 東金市観光協会や九十九里地域観光連盟など観光関係機関へ補助金等の支援と交流人口拡大のための連携強化を図ります。また、本市単独では実施困難なキャンペーンやPR活動も他団体と連携して実施します。
観光PR事業	 観光パンフレット・イベントポスター・観光PR動画を作成し、各種観光キャンペーンに参加・配布掲示を行います。

目標指標				
指標名	単位	R2年度 (現況)	R7年度 (目標)	測定(取得)方法等
観光入込客数	万人	133 (R1)	150	年間約3.5万人の入込数増加を目標
九十九里地域で連携した観光イベントの開催数	回	5 (R1)	10	





雇用・勤労者施策の推進

施策の方向性

広域的な自治体連携などの枠組みを利用し、新たな就労機会の創出を進めるとともに、本市に所在するハローワークや城西国際大学、千葉県立農業大学校、東金高等技術専門校といった関係団体と連携を図り、就職情報の提供や職業能力の開発支援に努め、雇用対策の充実を図ります。

これまでの取組みと現状認識

- 本市では山武郡市内唯一の東金市地域職業相談室を運営しています。
当施設での求職者数は平成 21 年度をピークに減少傾向にあるものの、それでも令和元年度は 3,087 人の市民が求職活動を行っています。このように多くの市民が職を探している状況に加え、コロナの影響による失業者増加も予想されていることから引き続き東金市地域職業相談室に求められている役割は大きいと感じています。
- 中小企業が従業員の退職金を積み立てる中小企業退職金共済への加入に対する補助金「中小企業退職金共済加入促進補助金」を交付しています。
- ちば共創都市圏広域連携事業が千葉市を中心に動き出しています。
本市では手始めに企業間連携の強化を図るため、企業間マッチング事業に参加を予定しています。
- 今後は雇用・勤労者施策として、基盤人材の育成事業や就労定着支援事業も企画されており、積極的に参加したいと考えています。
- 市内の高校・大学等に市内企業の求人情報を提供し、市内に通う学生の就職・定住を促したいと考えています。

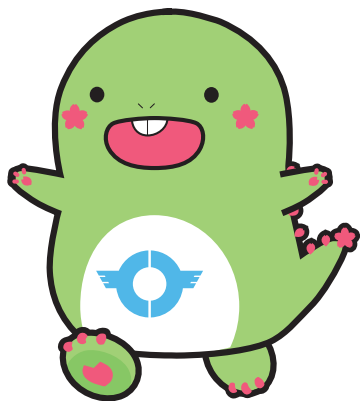
これからの展開

- 東金市地域職業相談室の運営
千葉南公共職業安定所と協働で東金市地域職業相談室を運営し、雇用の促進を図ります。
- 中小企業退職金共済加入促進補助金
中小企業における雇用環境の改善を図るため、中小企業退職金共済加入促進補助金を交付します。
- ちば共創都市圏における広域連携
ちば共創都市圏広域連携事業に参加し、広域的な連携により、千葉市を中心とした強靱な経済圏を再生します。

主要事業	
事業名	事業概要
東金市地域職業相談室の運営	市と千葉南公共職業安定所が協働で山武郡市内唯一の「東金市地域職業相談室」を運営し、求職者への職業相談・職業紹介を行います。
中小企業退職金共済加入促進補助金	中小企業が従業員の退職金を積み立てる中小企業退職金共済への加入に対する補助金。 従業員1人につき月額1,000円以上の掛け金を納入した中小企業に対し、従業員1人あたり月額300円を2年間補助します。
ちば共創都市圏広域連携事業	人口減少や少子高齢化による経済求心力の低下を防ぐため、千葉市を中心とした強靱な経済圏を再生します。当面は企業間マッチング事業に参加し企業間連携の強化を図ります。

目標指標				
指標名	単位	R2年度 (現況)	R7年度 (目標)	測定(取得)方法等
中小企業退職金共済加入企業数	社	62	100	補助金申請企業数 60%増加を目標





まちづくりの柱 3

「街・道・自然が織り成す市域を創る」

豊かな自然と利便性の高い市街地が共存し、市民のライフスタイルや地域の実情に応じた都市基盤（道路・交通網、下水道、ガス、公園・緑地など）の整備により快適に生活できるまちを目指し、街・道・自然が有機的につながる市域を創ります。

まちづくりの柱を実現させるための施策

1 豊かな自然と利便性の高い市街地の形成

2 生活と産業を支える道路整備

3 生活に適応した公共交通網の再編

4 都市基盤（下水道、ガス、公園・緑地など）
と河川・水路の維持・管理

5 住環境の整備と生活環境への配慮

市街地の形成

施策の方向性

JR 東金駅を中心とする中心市街地については、市民が快適なサービスを継続して受けられ、かつ、中心市街地にふさわしい都市機能を集積し、にぎわいのあるまちづくりを目指します。

また、中心市街地以外の丘陵部や平野部についても、都市の活力を生み出す産業地を形成しつつ、里山・田園などの豊かな自然環境の保全を図り、自然景観と共生する計画的な土地利用を行います。

これまでの取組みと現状認識

都市計画

- 本市では JR 東金線 3 駅を中心としたまちづくりが進められ、都市計画マスタープランに基づいた土地区画整理事業などや街路、公園、下水道などの都市インフラ整備が総合的かつ一体的・継続的に実施されてきました。
- JR 東金駅の東側地区は基盤整備も整い人口の増加も見られますが、一方で施設の老朽化や店舗の減少などが見受けられ、西側地区においては商業機能が衰退しています。
- 本市の中心市街地としての機能を担う地区として、歴史・文化資源を活かして街の魅力を再生し、賑わいを取り戻していくために、都市機能の集積に向けた様々な展開をしていくことが必要と考えられます。
- 首都圏中央連絡自動車道が県内全線開通することにより、速達性・利便性の向上が期待されており、東金インターチェンジ周辺部をはじめ、広域幹線道路が交差する交通結節点では、その優位性を活かし、周辺都市との連携を図りつつ地域振興や防災面に寄与する土地利用の展開が必要と考えられます。
- 大規模地震や気候変動に伴う自然災害の発生と、それに起因する都市災害が懸念されていることから、防災上の対策を講じながら、安全に住み続けることができる環境を整備することが必要です。
- また、日常生活においては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により誰もが安心して暮らせる環境を整えていくことが求められています。
- 全国的な人口減少下で都市としての優位性を維持・向上させ人を惹きつけるためには、個性化による魅力増進や、歴史・文化・自然などの地域資源や都市景観、田園景観などを活用して、都市の魅力向上と美しい都市づくりを進める必要があります。
- 都市づくりを進めるうえでは、市民や民間事業者が参画する機運を高めるとともに、教育機関などとの協力体制を構築し、人材育成や支援の仕組みづくり、JR 東金駅周辺に学生を呼び込むための取り組みなどを通じて都市づくりの動きを広げていくことが必要です。

地籍調査

- 地籍調査は、平成 25 年度に地籍調査実施計画書を策定し、市内全域 87.48km²を対象に平成 27 年度から 30 か年計画で進めています。
- 地籍調査は、土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害の速やかな復旧や公共工事の円滑化、民間開発事業の推進、森林施業の円滑化など多岐にわたり効用が生じますが、補助金の交付率の低下や厳しい予算編成の中、進捗に遅れが生じています。

これからの展開

都市計画

●土地利用・市街地整備

人口減少や少子高齢化などを踏まえ、JR 3 駅を中心としたまとまりのある土地利用を基本に、JR 東金駅周辺への都市機能の一定の集積を図りながら、市街地の規模の適正化と地域の実情に適した柔軟な土地利用の展開を図ります。

また、本市は、豊かな自然環境の中に広域幹線道路、スポーツ・文化施設、道の駅など優れた都市的機能があることから、これらを活かした土地利用の推進を図ります。

魅力的な都市づくりに向けては、地域の実情に応じた整備手法を選択しながら、必要な市街地整備を進めます。

●緑地保全の推進

市民が良好な生活環境の中で健康で安全かつ快適な生活を営むため、自然を保護するとともに緑化を推進し、緑豊かなまちづくりを促します。

●都市環境形成

土地利用と連動した産業、商業地や住宅地、沿道などの景観形成の充実を図り、個性ある魅力的な街なみの形成に努めます。

また、各地域が持つ歴史や文化、自然、伝統などを尊重しながら、これらの景観資源の保全・有効活用を図るとともに、本市の地形的特徴などを活かした豊かな自然景観を維持・活用した都市づくりに努めます。

地籍調査

●地籍調査実施の推進

地籍調査の成果を基礎データとして利用することによりきめ細やかなまちづくりに役立つことから、今後も計画的かつ継続的な推進に努めます。

●地籍調査実施区域の選定

近年国県では、地籍調査による施策効果を考慮し、より効果的な調査区域に高い交付率となるよう交付率に差をつけています。今後は、交付率の高い区域を選定し地籍調査を進めていくなど柔軟な対応に努めます。



主要事業		 ・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業	
事業名		事業概要	
都市計画	都市計画企画立案事業	都市計画基礎調査や都市機能集積に向けた調査・研究などを実施し、地域毎の特色を生かした都市づくりのための計画・企画を立案します。	
	都市計画推進事業	市の目指すべき都市の姿を示した「第2次都市計画マスタープラン」の実現を図るため、計画的な土地利用の誘導や都市施設の配置について、都市計画制度の活用を検討していきます。	
	 住宅地形成推進事業	砂郷地区において、地区住民と市が一体となり、地区の特色を生かした新たなまちづくりを市民とともに進めるために、地域づくり団体に対する支援・助成を行います。また、まちづくり計画の策定や事業実施に向け、関係機関や各種団体等との協議・調整を進めます。	
	緑地保全事業	都市における緑地の適正な保全と推進を計画的かつ体系的に整理した緑の基本計画を策定します。 また、当該計画等に基づき、自然を保護するとともに、土地造成や工場等の整備を行う際には、既存森林等の適正な保全と緑化の推進を促します。	
地籍調査	地籍調査事業	正確な地図と簿冊（地籍図及び地籍簿）を作成するため、地籍調査業務委託を実施します。その後、本事業による成果は法務局に送付され、法務局の記載内容が修正されます。	

目標指標					
指標名		単位	R2年度 (現況)	R7年度 (目標)	測定（取得）方法等
都市計画	良好な市街地の形成	%	34.6	40.0	市民アンケート調査
	豊かな自然に対する市民の魅力度	%	44.6	46.0	市民アンケート調査
地籍調査	地籍調査実施面積	km ²	11.29	23.29	地籍調査実施計画書と直近3か年の実績を踏まえた目標

3-(2)

生活と産業を支える道路整備

施策の方向性

本市が有する広域道路ネットワークは、国道 126 号、首都圏中央連絡自動車道、千葉東金道路、東金九十九里有料道路などの広がりを持っており、この高いポテンシャルを最大限に活かし、産業・商業の進出動機につながるような、魅力と利便性の高い、国・県道の整備促進を関係機関に働きかけます。

また、市道についても市内地域間の連携強化と安全性・利便性の向上に配慮した整備を計画的に推進します。

これまでの取組みと現状認識

- 総合計画及び都市計画マスタープランを踏襲した将来道路網の形成。
- 本市では、国・県道を結ぶ市道整備を軸に展開していくことで生活道路網としてのネットワークの確保及び地域間の連絡路とした形成を図ります。しかし、国の交付金（社会資本整備総合交付金）を活用し事業展開しているため、今後も継続的な整備事業として取組みが必要です。
- 道路整備事業を目的別に捉えた場合、各課の将来計画に公共交通等及び観光の観点からも地域連絡道路、災害緊急輸送路等の脆弱性が懸念されることから庁内調整を図る必要があります。
- 通学路の効果的な安全確保のため、「通学路交通安全プログラム」に基づき、通学児童が多い区間や交通事故が多発している区間等、交通安全対策が急がれる区間を中心に歩道整備等の対策が必要になります。
- 道路事業（補助事業）を展開する上で、令和 3 年度以降の要望に伴い国土強靱化関連予算の「重点化」「要件化」が図られるため、国土強靱化地域計画の策定が国の予算配分の「必須条件」になります。

道路整備

- 市内の道路整備に対するニーズは年々高まっているが、長引く経済不況から新規事業着手は厳しい状況にあります。道路（舗装）をはじめ、橋梁、トンネル及び側溝等の道路付帯構造物又はカーブミラー、区画線等の交通安全施設の最低限の維持管理は必要不可欠なものです。
- 特に橋梁をはじめとする各種道路付帯構造物の経年劣化が年々増加傾向にあり、市民が安心安全に生活するには、それらの危険箇所を把握し、すみやかに修繕工事等を実施することが重要です。

道路管理

これからの展開

道路整備

●道路整備の推進

生活道路の安全性及び利便性の向上を図り、緊急性、必要性、優位性等の検討を行い、整備路線を選定し事業化を図ります。昨今、交付金の交付率は低く、整備にあたっては国、県と十分財源調整をしながら推進します。

●通学路の歩道整備の充実

通学路指定の有無、学校関係者と通学路合同点検を実施し、点検結果に基づき安全性の向上を目的とした、歩道整備の充実を計画的に推進します。

道路管理

●道路維持管理の推進

道路舗装に代表される道路構造物の破損は、即重大事故につながる恐れがあるため、市職員のパトロールだけではなく市民からの電話やLINE 通報等を利用し幅広く情報を収集します。また、それらを基に破損個所の修繕工事及び定期的な業務委託を発注し市道等の維持管理向上を図ります。

●道路舗装等事業の推進

各地区からの様々な要望書を踏まえ、各種工事を計画的に実施します。

●交通安全施設の整備

警察、学校他各種関係機関と連携し合同パトロールを実施します。特に通学路の安全性向上を最重要事項とし、それ以外にも交通事故が頻繁に起こる箇所を情報共有することにより、安全性向上を図ります。

主要事業

 ・ ・ 第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業

事業名		事業概要
道路整備	道路改良事業	国の補助金を活用した事業展開をしており、継続的な整備事業としての取組みを図ります。
	 歩道整備事業	歩行者と車両が分離された安全な歩行区間の確保を目的とした、歩道整備を国の交付金を活用した取組みを図ります。
道路管理	道路維持管理事業	道路、道路付帯構造物等の破損個所の修繕工事、橋梁等の点検及び長寿命化計画の作成を行います。また、市民からのニーズの高い市道の草刈り、街路樹の剪定、側溝清掃、街路灯の修理等をすみやかに実施します。
	道路舗装等事業	雨天時の冠水対策として道路側溝等の排水整備、未舗装道路の舗装新設工事、橋梁等の長寿命化修繕工事を、各地区からの要望書を踏まえ計画的に実施します。
	交通安全施設整備事業	特に通学路や事故多発地帯を中心に、区画線の引直し、カーブミラーや転落防止柵等を整備し市道の安全性を高めます。

目標指標					
指標名		単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
道路整備	道路新設改良事業	m	2,820	3,130	全対延長（3,210m）－施行済延長（3,130m） ＝ R8 未整備延長（80.0m）
	歩道整備事業	m	1,090	2,365	①市 道 0117 号 線 →（R4 ～ R7）L＝ 600 m ②市 道 0122 号 線 →（R3 ～ R4）L＝ 160 m ③市 道 2198 号 線 →（R4 ～ R6）L＝ 515 m ④市 道 0135 号 線 →（R3 ～ R7）（用地買収及び補償）
道路管理	橋梁長寿命化対策	橋	17	14	橋梁の耐震診断の結果、早めに措置が必要な橋梁数の減少
	舗装新設	%	73.5	74.5	1 %の増加を目標
	区画線整備	m／年	850	1,200	年間の区画線整備 850 m→ 1,200 m目標





生活に適応した 公共交通網の再編

地域振興課

建設課

都市整備課

施策の方向性

JR 東金駅、福俵駅と求名駅のバリアフリー化や乗り継ぎ拠点の整備検討などの利便性向上に努めるとともに、身近な交通手段である路線バスに加え、これを補完する循環バスやデマンドタクシーなどの二次交通についても、少子高齢化などの社会状況を見極めた活用しやすい公共交通体系の整備を推進します。

これまでの取組みと現状認識

●循環バス（市内循環バス福岡路線 / 豊成路線）

路線バスが廃止されたことにより、公共交通不便地域となってしまった福岡地区と市街地、豊成地区と市街地をそれぞれ結ぶ循環バスを運行しています。

福岡路線では1運行あたり1時間40分程度、豊成路線では1運行あたり1時間30分程度かかっており、運行路線の再編が課題です。

●路線バス（八街線 上布田経由）

旧国鉄バス 布田線が廃止されたことに伴い、九十九里鐵道株式会社と代替運行に関する覚書を締結し、八街線 上布田経由の運行経費に対し補助金を交付しています。しかし、利用者は少ない状況が続いていることから、運行体系のあり方を含め協議が必要です。

●デマンドタクシー（東金市乗合タクシー）

バス停や駅まで向かうことが困難な高齢者や障がい者の方の自立した日常生活や社会生活を確保するため、市内全域を対象にデマンドタクシーを運行しています。

近隣市町を生活圏としている地区の方からは、市外運行を望む声が寄せられています。また、予約のキャンセル件数が多いこと、それに比例して予約不成立が生じていることが課題となっており、運行体系のあり方を含め協議が必要です。

●循環バス・路線バス・デマンドタクシーの再編

路線バスを補完することも運行の目的の一つである循環バス、路線バス（八街線 上布田経由）、デマンドタクシーについては、利便性の向上と持続可能な公共交通を目指し、運行路線や運行地域の再編を視野に検討が必要であると考えています。

また、第2次都市計画マスタープランにおいて、駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めており、地域連携拠点とを結ぶ誰もが移動しやすい持続可能な公共交通ネットワークの構築が重要です。

● JR 東金駅

すでに駅構内の跨線橋にはエレベータが設置されていますが、西口と東口を結ぶ跨線人道橋にエレベータを設置する要望が多く、建設課、都市整備課、地域振興課にて協議を続けています。

● JR 求名駅

JR 東日本が所有する跨線橋にエレベータを設置することについて、JR 東日本千葉支社と JR 東金線複線化促進協議会（構成市町：東金市 山武市 大網白里市 九十九里町）と協議を続けています。

平成 30（2018）年度に基本調査設計を完了しており、当初の計画では、令和 2 年度に詳細設計、令和 3（2021）年度に設置工事の事業化が計画されていました。しかし、事業費が莫大な上に、令和元年度の度重なる風水害、令和 2（2020）年度の新型コロナウイルス感染症拡大に直面し、JR 東日本千葉支社との検討・協議は、事態が終息するまで進められない状況にあります。

● JR 福俵駅

ホーム入口のスロープ勾配が強く、車椅子での乗り入れが困難な状況や雨天時の危険性もあることから、JR 東日本千葉支社に対し、改善の要望を行っています。

● 少子高齢化の進展や集約型都市構造へ転換する流れの中で、日常生活の足として、また中心市街地の都市機能を利用しやすくするネットワークとして、多様な地域公共交通の重要性が一層高まります。

● 今後は従来のバスシステムの拡充や改編なども含め、「第 2 次東金市総合交通計画」の評価も踏まえた上で、地域公共交通の需要とバランスを考慮しつつ、時代や地域性に見合った交通体系への見直し、充実を進めることが必要となっています。

● 様々な公共交通やその他の交通手段との乗り継ぎ拠点の整備を総合的に検討していきます。

これからの展開

● 第 3 次東金市総合交通計画の策定

東金市地域公共交通会議にて第 3 次東金市総合交通計画を策定します。

● 循環バス運行路線の再編

第 3 次東金市総合交通計画を基に東金市地域公共交通会議及び福岡地区循環バス推進委員会並びに豊成地区循環バス推進委員会と協議を進めます。

● 路線バス（八街線 上布田経由）、デマンドタクシーの再編

第 3 次東金市総合交通計画を基に東金市地域公共交通会議にて協議を進めます。

● JR 東日本千葉支社と JR 東金線複線化促進協議会との協議

JR 求名駅跨線橋に設置予定のエレベータ及び JR 福俵駅ホーム入口のスロープの改善については、協議を継続し、実現に努めます。

● 建設課、都市整備課、地域振興課との協議

JR 東金駅跨線人道橋は、JR 東金駅の東西を結ぶ重要な施設であり、今後とも適正な維持管理を行うとともに、利便性の向上に資する検討・協議を継続します。

● 乗り継ぎ拠点の整備検討

市街地における交通結節点の機能強化を推進するため、機能強化に向けた考え方や推進方策など、乗り継ぎ拠点の整備に向けた検討を進めます。

主要事業		 ・第4章「とうがね 10 年の経営重点戦略」に位置付けられた事業  ・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業  ・新規事業
事業名		事業概要
公共交通の再編	   総合交通計画推進事業	第3次東金市総合交通計画の策定をします。
	 デマンドタクシー運行事業	高齢者や障がい者の自立した日常生活や社会生活を維持、改善するため、デマンドタクシーを運行しています。
	 バス路線確保対策事業	公共交通不便地域の解消等を図るため、市街地と福岡地区・豊成地区を結ぶ市内循環バスを運行しています。 路線バス（八街線 上布田経由）に対し補助金を交付しています。
JR 東金線3駅の バリアフリー化	JR 東金線バリアフリー化事業	JR 東金駅西口と東口を結ぶ跨線人道橋の耐震化及び利便性向上のため、エレベータの設置を建設課、都市整備課、地域振興課にて検討します。 バリアフリー法の対象となる JR 求名駅にエレベータを設置するため、JR 東日本千葉支社と JR 東金線複線化促進協議会にて協議を継続します。 JR 福俵駅のホーム入口の勾配の緩和について JR 東日本千葉支社への要望を継続します。
交通結節点の機能強化	   乗り継ぎ拠点整備事業	様々な交通手段の乗り継ぎ拠点の整備に向けた協議・検討を行い、庁内組織づくりや、事業者などとの調整、事業実施の可能性に向けた調査を実施していきます。

目標指標					
指標名		単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
公共交通の再編	市内循環バス福岡路線年間利用者数	人	9,161 (R1)	10,994	九十九里鐵道(株)の統計 20%増加を目標
	市内循環バス豊成路線年間利用者数	人	6,328 (R1)	7,594	九十九里鐵道(株)の統計 20%増加を目標
	東金市乗合タクシー年間利用者数	人	12,225 (R1)	14,670	地域振興課の統計 20%増加を目標



都市基盤（下水道、ガス、公園・緑地など）

と河川・水路の維持・管理

下水対策課

ガス課

都市整備課

建設課

農政課

施策の方向性

快適な市民生活の維持のために都市基盤の計画的な維持・管理を行い、民間資本の住宅建設や商業施設が参入しやすい環境を整備します。

また、河川や幹線排水路は、景観形成や防災面でも重要であり、計画的な維持・管理を図ります。

これまでの取り組みと現状認識

下水道

- 令和元年度末現在、本市の污水处理人口普及率は約 76% となっております。今後の本市における污水处理施策は「整備」から「維持管理」へと本格的に移行する時期を迎えております。また、人口減少・少子高齢化が顕在化している本市において、持続的で安心できる污水处理サービスを提供するため、新たな技術・事業手法の導入、既存施設の改築更新や維持管理等を、事業種別にとらわれることなく柔軟に対応する必要があります。
- 污水处理に係る維持管理コスト増大の観点から、公共下水道施設の新規整備計画の見直しや、施設の状態を予測しながら農業集落排水施設の公共下水道施設への統合や改築更新による健全な施設運営管理と、サービス水準の向上に向けて、施設資産、資金、人材を相互に関連付けてマネジメントすることにより、計画的かつ効率的に行っていく必要があります。
- 大規模自然災害時に污水处理施設が被災した場合でも機能を維持していくため、予め被災を想定した被害の最小化を図る減災対策と、「下水道業務継続計画」に基づく污水处理施設の継続と早期回復を図る必要があります。
- 集合処理整備区域以外は、合併処理浄化槽（個人設置型）の普及促進をしており、合併処理浄化槽への転換整備費及び維持管理費に対する補助を行っております。今後も引き続き生活環境改善に向けた単独処理浄化槽及び汲み取り便所からの転換をより一層促進していく必要があります。

ガス

- ガス事業開始から 60 年以上、全市拡張時から 35 年以上が経過し、ガス供給施設の老朽化や近年の自然災害を踏まえ災害に強い施設への更新等が必要となっております。
- また、本市のガス事業は、近年、ガス販売量の減少（令和元年度の一般分ガス販売量、現行料金改定時の平成 27 年度比 2.3% 減）やガス購入価格の上昇等（令和元年度一般分ガス平均購入原価平成 27 年度比 1.2% 増）により、厳しい経営状態となっており、経営安定化に向けた取り組みが必要となります。

公園緑地

- 本市の都市公園は55箇所、面積にして32.53haを供用していますが、約8割以上が整備されてから20年以上経過しています。中でも遊具については、約5割以上が長期的な使用への対応が難しくなっており、安全面にも考慮しながら、修繕、更新、撤去を適宜実施しています。
- 今後は、老朽化対策や社会情勢・市民ニーズの変化への対応など様々な役割を担う公園としてのあり方を踏まえて、計画的に修繕、更新を行うための手法を検討していく必要があります。また、近年台風の大規模化等により、公園内の樹木の倒木などが多数発生しており、計画的な維持・管理が、今まで以上に求められます。
- 一方、公園管理については、協働事業を進めており、現在、15公園1緑地について10の市民団体と協定を締結し、地域の憩いの場として公園・緑地の管理をしています。各団体の高齢化の影響もあり活動継続が困難になりつつあり、今後の事業のあり方を検討する必要があります。
- 都市公園整備としては、都市計画決定されている公園・緑地のうち、5箇所が未整備となっています。公園等は市民の憩いの場、レクリエーションの場であるとともに、災害時の避難場所や多様な生物の生育の場などの機能を有しており、整備にあたっては、量的な水準のみならず、利用者の実態、地域ニーズを捉え、土地利用計画との整合性や地域バランスにも留意しながら、計画的に進めていく必要があります。

河川・水路（建設課）

- 都市部への人口、産業、資産の集中や流域の開発によって、流域の保水・遊水機能は低下し、河川への流出量が増加することで洪水リスクの増大が懸念されています。
- 本市では排水マスタープランを基本構想とし、千葉県河川整備計画との整合をとりながら、河川改修事業を推進しています。しかし、近年の全国的に危がまれているゲリラ豪雨など雨の降り方の局地化、集中化、激甚化の対策が更に求められています。
- このため、千葉県と連携した真亀川改修事業の早期完成の促進や市内の市街地排水や地域排水の機能・環境・安全について改善・回復・維持を推進し、水害を軽減した生活環境の整備が必要です。

河川・水路（農政課）

- 北幸谷川や高倉川は、農業用の排水路として築造されましたが、市街地の雨水を排水する役割も担い、近年の集中豪雨や台風などの大雨による道路冠水や洪水の軽減に大きく寄与しています。補修を進めているものの河川の老朽化が進み堤体に破損が生じています。
- また、土地改良事業で築造された地域の幹線排水路などは、稲作を支える重要な施設であり、かつ、地域の雨水を排水する役割を担っていますが、土を掘り込んで築造されているため、経年劣化により堤体の土が削られ隣接する農地の作付けに影響を及ぼすなどの事態が生じています。
- 水門は、田んぼの保水や用水確保の役割があり稲作を支える重要な施設ですが、老朽化が進み著しく機能が低下しています。
- 農業用施設は、老朽化や大雨の影響から水路の横断管の破損による道路陥没の発生や水路の堤体が崩れるなど施設の機能が低下する事態が発生しています。

これからの展開

下水道

- 汚水処理人口普及率の向上
市域全ての市民の皆様が、快適に汚水処理できる住環境整備に努めます。
- 公共下水道施設長寿命化及び耐震化対策の推進
汚水処理を適正に行うため、東金市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設全体の施設管理の最適化を推進します。
- 汚水処理コスト縮減の検討
担当職員減少や使用料収入の減少、老朽化施設の更新等、汚水処理を取り巻く環境は厳しさを増していることから、汚水処理の持続可能な管理運営を行うため、再資源化や広域化・共同化の取組みなどによるコスト縮減を検討します。
- 農業集落排水処理施設の接続・統廃合の推進
農業集落排水施設を公共下水道施設に接続し、処理施設の統廃合によるコスト縮減を推進します。
- 合併処理浄化槽（個人設置型）の普及促進と維持管理支援
単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換及び適正な維持管理への支援を推進し、公共用水域の水質保全に努めます。

ガス

- ガス供給施設の老朽化対策及び耐震化対策の推進
需要家に安定したガスを安全に供給するため、ガス供給施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進します。
- ガス事業の適正な運営
公営企業として、健全経営を維持します。
- 保安の確保
ガス漏えいの事故等に対応するため 24 時間体制で保安の確保にあたります。また、消費機器調査・内管検査等の調査を定期的に行います。

公園緑地

- 公園等の維持管理の推進
都市の緑、身近な緑として様々な機能を有する公園の老朽化に対応していくため、公園施設長寿命化計画を策定し計画的に遊具、トイレ、休憩施設など施設全体の修繕・更新を実施していきます。また、公園の樹木については、都市の延焼防止機能、CO₂ 対策、景観形成等様々な役割を有していますが、近年の台風の大型化等による倒木被害の影響等も踏まえつつ、適正な樹木管理をするための計画づくりに取り組み、計画的な管理を進めます。
- 地域住民との協働による公園・緑地の維持管理の促進
協働のまちづくりの普及啓発を行い、市民と行政の良好な協力関係の構築に努めていきます。また、現在締結している 10 の市民団体が協働作業を通じて地域コミュニティの醸成を図れるよう、必要な支援を行います。
- 公園整備の推進
“行ってみたい、遊んでみたい空間”を増やすため、子どもたちや地域ニーズを取り入れ、市民の利用促進につながる工夫をしながら、地域バランスに配慮した計画的な公園整備を進めます。

●河川改修事業の推進

市内の水害を軽減するため、都市計画や排水マスタープランに基づいた市街地排水路及び地域排水路の排水機能の改善を目指した改修事業を推進します。

●河川維持管理事業の推進

準用河川及び地域排水路施設の機能や安全を維持するため河道の浚渫、河川底打工事、突発的な施設の損傷個所の修繕、河川や水路敷地の草刈り業務による環境保全を推進します。

●調整池管理事業

治水のため設けられた調整池施設の機能及び安全性を維持するため、施設改修工事や突発的な破損個所の修繕及び堆積土の浚渫、ポンプ施設及び電気施設の保守点検により適正な運転管理を実施します。

●護岸補修工事及び幹線排水路の維持管理

北幸谷川や高倉川の護岸補修工事を推進します。また、地域の幹線排水路については、コンクリート水路への更新を推進するとともに、稲作に影響が生じないように維持管理に努めます。

●水門の整備補修

水門は、農業用施設の維持管理に努めるとともに、整備補修を推進します。

●農業用施設の維持管理

農業用施設（排水路、農道など）は、緊急性や優先度を考慮しながら稲作に影響が生じないように農業用施設の適切な維持管理に努めます。

主要事業

	事業名	事業概要
下水道	公共下水道施設老朽化対策事業	東金市公共下水道ストックマネジメント計画により、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・耐震化・改築更新を推進します。
	公共下水道施設維持管理事業	公共下水道事業の事業計画に沿った施設の保守点検、修繕等により適正な維持管理を図ります。
	公共下水道汚泥再資源化事業	千葉県が主体となり、市町村と連携して策定する「広域化・共同化計画」において、発生汚泥の適正処理を行うための手法など、近隣市町村との共通課題やニーズ、処理コストの縮減を課題とし、最も経済的な再生利用方法等を検討します。
	農業集落排水処理施設統廃合事業	処理施設の事業間連携による汚水処理システムの最適化（処理施設の接続・統廃合）による維持管理費のコスト縮減と、持続可能な汚水処理システムの構築を計画的に推進します。
	農業集落排水施設維持管理事業	農業集落排水事業の最適整備構想に沿った施設の保守点検、修繕等により適正な維持管理を図ります。
	浄化槽設置促進事業	公共下水道や農業集落排水が利用できない地域で、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽へ転換する場合に経費の一部を補助します。
	浄化槽維持管理促進事業	合併処理浄化槽の適正な管理の推進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を適正に維持管理を行う者に経費の一部を補助します。

ガス	ガス供給施設等改築更新整備事業	所管するガス供給施設等の老朽化による改築更新や供給改善工事等の実施、また、耐震性のある材質のガス管へ入替することで災害等に強いガスを目指します。
	ガス内部管理事業	ガス事業を運営するにあたり必要な事務及び事業を行います。また、経営安定に必要な収入を確保するとともに経費の縮減に努めます。
	保安事業	需要家が安全にガスを使用できるよう消費機器調査等を行います。
	供給施設維持・管理事業	所管するガス供給施設等の修繕や維持管理を行います。
	受注工事業	需要家等から受注を受けた工事を実施します。
	ガスメーター等管理事業	ガス使用量を適正に計るため、計量法に基づいた管理を行います。
公園緑地	公園・緑地維持管理事業	公園緑地等について、園内清掃、草刈、公園施設の点検や補修を行い、公園利用者が安全快適に公園を利用できるよう維持管理を行います。
	公園施設老朽化対策事業	公園の利用者が安心安全に公園を利用できるよう、公園施設長寿命化計画を策定し、老朽化した公園施設の修繕・更新を行います。
	協働の公園管理事業	協働のまちづくりの普及啓発を行い、市民と行政の良好な協力関係を構築し、「協働の公園管理」を促進し、市民団体に協働作業に必要な資材の支給や費用の助成を行います。
	公園整備事業	市民が身近に感じられる緑の空間を適正に配置し、良好な生活環境の形成による快適なまちになるよう公園整備を進めます。
河川・水路 (建設課)	河川改修事業	千葉県と連携し、真亀川・作田川・南白亀川河川改修促進事業や市街地排水・地域排水改善を目的とした河川改修事業を推進します。
	河川維持管理事業	準用河川及び地域排水路について、施設の機能や環境、安全を維持するため河川修繕工事、河道の浚渫工事や河川・水路敷地の除草業務を実施します。
	調整池管理事業	調整池施設の機能及び安全性を維持するため、排水ポンプ施設並びに非常用自家発電設備の定期点検や施設の補修を行うとともに、環境対策として敷地内の除草業務を計画的に実施します。
(農政課) 河川・水路	かんがい排水事業	農業用排水路の整備・補修を推進します。
	土地改良施設維持管理適正化事業	水門などの水利施設の整備補修を推進します。
	施設等維持管理事業	農業用施設の適切な維持管理を推進します。

目標指標					
	指標名	単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
下水道	汚水処理人口普及率	%	75.8 (R1)	79.0	良好な汚水処理が行える住環境整備の達成度管理 汚水処理人口普及率＝（集合処理区域内人口＋合併浄化槽使用人口）／行政人口
	処理場削減率	%	0	40.0	汚水処理システム（下水道、農集施設）の最適化による効果を管理 処理場削減率＝削減された施設数／年度末既存処理施設数
	浄化槽法定検査受検率 (11 条)	%	8.8 (H30)	10.0	公共水域保全と生活環境改善のために浄化槽の適正な管理状況の達成度管理 浄化槽法定検査受検率＝浄化槽法定検査受検基数／浄化槽設置基数
ガス	工事進捗率	m	—	2,900	ガス管入替工事（5 か年）実施延長
	ガス事故の発生	件	0	0	保安を維持し重大ガス事故の発生ゼロを目標
公園緑地	公園遊具点検判定割合	%	44.8	55.0	健全で使用可能な遊具割合＝健全で使用可能な遊具数／遊具点検総数
	協働で公園管理をする市民団体数	団体	10	11	毎年 4 月現在の協働で公園管理をする市民団体数
	住民一人当たりの都市公園面積	m ²	5.6	6.0	都市公園整備状況 住民一人当たりの都市公園面積＝都市公園面積／行政人口
河川・水路 (建設課)	河川改修工事整備延長	m	1,062	1,938	台方区内線外 4 箇所 計 876 m の整備
	調整池堆積土除去率	%	0	100	福俵 1 号調整池外 3 箇所の堆積土除去率 100% を目標 堆積土除去率＝除去土量／堆積土量× 100%
河川・水路 (農政課)	農業用排水路の整備・補修	m	—	750	整備・補修延長（5 か年）の目標
	水門整備補修	箇所	—	2	整備補修箇所数（5 か年）の目標



住環境の整備と

生活環境への配慮

都市整備課

環境保全課

施策の方向性

安心して住み続けられるまちづくりのため、良好な住宅地の形成や住宅耐震化などの住宅支援策の推進、公営住宅の適正な管理を行うとともに、空き家などの有効活用を推進します。

市民、事業者、行政の3者が協力し、公害防止や環境汚染への対応のほか、地球温暖化対策の推進と循環型社会の構築を目指します。

これまでの取組みと現状認識

住宅環境対策

- 居住環境の向上と住宅産業の活性化を図るため住宅リフォーム補助制度や移住定住促進に向けた新築住宅取得補助制度を行ってきました。現在、国では「いいものを作って、きちんと手入れして、長く使う」社会への移行を目指し、中古住宅・リフォーム市場環境の整備に向けた、事業者及び所有者向けへの意識の啓発をしています。市内世帯の約7割が持ち家に居住している現状から、少子高齢化に向けた既存住宅ストックの有効活用が重要になってきます。
- 地震は発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが重要です。
- 本市では、東金市耐震改修促進計画に基づき県と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発などを積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全を確保していきます。
- しかし、所有者の高齢化、後継ぎ問題、築年数の関係から建て替えた方が効率的などの様々な要因で耐震化が容易に進まない状況です。
- 国では、大規模盛土造成地の宅地の安全性を「見える化」するために「大規模盛土造成地マップ」を作成し公表しています。このマップで、市内の42箇所が大規模盛土造成地と位置付けられたことから、事前対策を図るための調査を行う必要が生じています。

公営住宅

- 公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃での供給が図られてきました。しかし、近年では公営住宅の応募者数は年々減少する傾向にあり、入居者数も減少しています。
- 本市では、市営住宅が老朽化してきており耐用年限を超えているものもあるなど、今後も東金市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）に基づき詳細な検討が必要です。
- また、市営住宅とは別に市内に2箇所の県営住宅があり、これらの団地についても廃止の方針が打ち出されています。

空家対策

- 近年、人口減少などにより、全国的に空家等が増加しており、特に適正な管理をしていない空家等は防災、衛生、景観等の面から生活環境に悪影響を及ぼしていることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月に全面施行されました。

- 市では、法に基づき、空家問題に対する施策を総合的かつ計画的に推進することとし、平成30年2月に「東金市空家等対策計画」を策定しました。
- 市内における空家等の実態を把握し、維持管理に必要な情報を整理し、効果的な対策の実施を図るため、平成28年度に東金市空家等実態調査を実施し、それ以降の実態把握により、空家候補建物950件（うち管理不全で倒壊の恐れのある空家候補建物21件）が判明しました。

- 世界的な環境問題である地球温暖化を背景に、脱炭素・循環・自然共生を基本とした持続可能な社会の形成に向けた取組みを進めていくことが求められています。
- 本市では、地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの導入推進を図るため住宅用の太陽光発電システム及び定置用リチウム蓄電システムの設置者に対し補助金を交付しています。また、ごみの減量化、廃棄物のリサイクルとして、資源ごみ回収を行う市民団体への奨励金交付や、リサイクル倉庫を設置し、紙類・布類の回収による資源回収推進や、リサイクル用品使用促進としてリサイクル掲示板の運用等の取組みを行い、ごみの減量化や循環型社会の形成、延いては地球温暖化への対策につなげております。
- 課題として地球温暖化対策は、市民及び事業者一人ひとりが環境問題に対する意識を高め、継続的な取組みが必要となります。そのため、国の温室効果ガス排出量の実質ゼロ表明による動向を注視しつつ温室効果ガス排出量の削減・抑制するための補助制度等の利用を推進するとともに、環境に配慮した製品の購入や行動等を行うように環境意識の啓発を定期的に行っていく必要があります。

- 公害防止への対応では、東金市環境保全条例により公害防止のための事業者や市民が努めなければならないことを定めるほか、騒音や振動の対応として特定施設、特定建設作業及び特定作業などの届出、規制対象や規制基準を定めています。また、自動車騒音の測定、アイドリングストップの義務化の周知を行っています。
- 環境汚染への対応では、不法投棄防止や放射線測定などに取り組んでいます。不法投棄防止対策としては、不法投棄監視員や市職員によるパトロール、不法投棄防止看板や監視カメラの設置を行い、放射線測定については市の「対応方針」により、小学校や幼稚園などを測定しています。
- 典型7公害（騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、地盤の沈下）について、法令及び条例に基づき当該公害における指導を行っています。公害防止への課題では、特に大気汚染における野焼きについて、本市の住環境の特性として都市部と農村部が共存していることにより、農村部からの農地での野焼き（草や枝の伐採後の野焼き）による煙が原因で都市部より苦情が多数寄せられ、野焼き行為者への指導を行っています。
- 環境汚染への課題として、経年的に不法投棄の件数は減少傾向にありますが、依然として道路や河川等へ生活ごみや廃棄物の不法投棄は後を絶たず生活環境及びまちの景観に悪影響を及ぼしているため、より一層の対策が必要となっています。

これからの展開

住宅環境対策

●良好な住宅環境の形成に向けた対策推進

生活のベースとなる住宅について、国や県が推奨する住宅施策の方向性も見ながら、既存住宅の長寿命化、複数世帯の同居、災害に強い家づくりなど市民が求める情報を的確に捉え、良好な住宅環境の形成に向けた情報発信を継続し、住宅対策の取組みを促していきます。

●既存住宅の耐震化の促進

耐震診断や耐震改修の補助事業を継続的に実施し、また、千葉県及び建築関係団体等の協力を得ながら、建築士等による耐震相談会を実施し、建築物の所有者等の耐震化に関する意識の啓発、知識の普及を図ります。

●災害に備える環境整備

大規模盛土造成地の安全性評価を行い、大地震時に活動崩落等の被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地の位置や規模の把握と情報提供等を行い、必要な事前対策を図ります。

●中長期の需要の見通しを踏まえた適正な供給戸数の確保

今後は市営住宅の需要が縮小していくものと見込まれますが、市営住宅を必要とする方に必要な支援を適切に行うため、千葉県とも連携を図りつつ、適正な供給戸数を確保します。

●借上げ民間賃貸住宅の主体的な活用

バリアフリー化や風呂釜の設置、ファミリータイプ住宅と単身入居者のミスマッチ等の早期解消のため、民間賃貸住宅の借上げ制度を導入し、当該住宅を東金駅周辺市街地で供給し、これらを主体的に活用していくことにより需要の増減に柔軟に対応していきます。

公営住宅

●老朽化した既存団地の廃止や修繕等への対応

市営住宅の需要が今後も縮小していくものと見込まれることに加え、耐用年限が残っている団地にも空き室が見られることから、老朽化した団地は入居募集を停止し、政策空き家として位置付け、退去時の修繕負担を緩和することとします。また、耐用年限が残っている団地についても事後保全により維持管理し、入居者ニーズと施設の現状をコスト意識も踏まえながら検討していきます。

●発生抑制・予防

建物管理は、所有者等に第一義的な責任があることを前提に、所有者意識の向上を図り、空き家の発生を抑制・予防します。

空家対策

●活用・市場流通の促進

空き家を適切に維持管理することの必要性を周知し、所有者等からの相談等に対応することにより、空き家の活用や市場流通の活発化が図れるよう支援します。

●管理不全の解消

市民や地域からの情報提供・相談などを通じて、所有者等を調査し、適正管理に向けた注意喚起を図るとともに、各種問題に関する相談窓口などの情報提供を行います。

●環境に関する市民啓発の推進

地球温暖化対策・ごみの減量化及び循環型社会、令和 10 年運用開始予定の新ごみ処理施設など、ホームページや広報とうがねにて環境に関する情報を継続して啓発し、市民の環境意識の一層の向上を目指します。

●ごみ減量化・リサイクル推進事業の推進

リサイクル倉庫、資源ごみ回収運動奨励金による紙類・布類の資源回収や、生ごみ堆肥化装置購入者への補助金を交付し、市民のリサイクル意識の向上及びごみの減量化を推進します。

●公害防止対策の促進

工場や事業場等からの騒音・振動・悪臭等を抑制するため事業者へ指導を徹底するとともに、公害苦情については法令や条例等に基づき改善を促進します。

また、自動車の排出ガス及び騒音に対して、アイドリングストップの普及や自動車騒音の状況を継続的に測定して道路交通騒音の把握や改善に努めます。

●不法投棄防止対策の推進

不法投棄を防止するため、不法投棄が繰り返される場合には不法投棄防止看板や監視カメラの設置を図るとともに、不法投棄監視員及び市職員による監視パトロールに努めます。

また、公有地の適正な保全管理と公衆衛生の向上を図るため、不法投棄物を発見した場合は調査及び回収に努めます。

主要事業



・第 8 章《第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業

事業名		事業概要
住宅環境対策	住宅環境啓発事業	少子高齢化や、自然災害、感染症などの社会情勢の変化に対応しながら、豊かな住生活を目指すため、住まい方や暮らし方などの住宅環境に関する啓発普及活動とともに、必要となる具体的な施策の検討を行います。
	耐震診断補助事業	木造住宅の耐震診断費の一部を補助します。
	耐震改修補助事業	耐震診断により耐震改修工事が必要と判断された木造住宅について、耐震改修に係る設計費、工事監理費及び工事費の一部を補助します。
	耐震化啓発事業	千葉県及び建築関係団体等の協力を得ながら、建築士等による耐震相談会を実施し、建築物の所有者等の耐震化に関する意識の啓発、知識の普及を図ります。
	宅地耐震化事業	大規模盛土造成地のうち、活動崩落により家屋や道路などに影響を及ぼすおそれのある 23 箇所について、二次スクリーニング計画を作成（計画準備・資料収集、基礎資料整理、現地踏査、優先度評価、宅地カルテ作成等）し、二次スクリーニング計画の調査結果により、必要となる箇所の安全性評価を実施します。

公営住宅	市営住宅維持管理事業	市営住宅を良好な環境に維持するため、設備機器の維持管理委託、小破修理や修繕工事を行います。
	市営住宅整備事業	家徳、丘山、谷及び福俵団地については、必要な改修・修繕を実施しながら、入居者の退去後に廃止、除却します。 広瀬団地については、設備定期点検結果と施設全体の劣化等をもとに事後保全により維持管理します。
	借上げ民間賃貸住宅事業	既存の老朽化施設を廃止し、民間賃貸住宅を借上げて適正な市営住宅の供給戸数を管理します。
	県営住宅事務事業	県営の道庭及び求名団地の用地を引き続き借り上げ、千葉県に転貸し、適正な供給戸数を確保するよう働きかけます。
空家対策	 空家等対策事業	空家等対策の推進に関する特別措置法及び東金市空家等対策計画に基づき、空家等データベースを活用し、適切な管理が行われていない空家等から地域住民の生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進させる空家等対策を実施します。
生活環境	ごみ減量化・リサイクル推進事業	ごみ減量化・リサイクル推進のために資源回収を行う登録団体に対する奨励金の交付、生ごみ堆肥化装置の購入に対する補助金の交付、市役所ロビーにリサイクル情報の掲示、廃棄物減量等推進審議会の運営、リサイクル倉庫による資源ごみの回収、廃食用油の回収を行い、ごみ減量化・リサイクルを推進します。
	住宅用省エネルギー設備導入促進事業	住宅用省エネルギー設備設置者に対し補助金を交付し、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入を促進します。
	環境啓発事業	国・県の施策や、令和3年度策定予定の環境基本計画を踏まえ、地球温暖化対策やプラスチックごみ削減に向けた調査研究等、環境意識の啓発を市民や事業者定期的にっていきます。
公害対策	公害対策事業	騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、地盤の沈下などの公害問題について、関係機関と協力して法令及び条例に基づき指導に努めます。
	不法投棄防止事業	監視カメラ及び看板等の設置並びに不法投棄監視員及び市職員による市内全域の監視パトロールを実施し、不法投棄の防止を図るとともに不法投棄された廃棄物の調査及び回収に努めます。

目標指標					
	指標名	単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
住宅環境対策	住宅耐震化率	%	92.4	95.0	住宅・土地統計調査を基にした推計値
	大規模盛土造成地の二次スクリーニング計画調査対象箇所安全性評価	箇所	0	23.0	二次スクリーニング計画により順位付けられた、調査対象箇所の安全性評価を実施
住宅公営	公営住宅供給戸数	戸	173	164	毎年の住宅供給戸数の確認
	除却予定市営住宅残数	棟	15	7	除却予定住宅残数－除却住宅数
空家対策	空家候補建物数	件	950	現状維持	市民からの空家情報をシステムに反映
	管理不全の特定空家候補建物数	件	21	15	毎年現況調査を実施し、除却の有無を確認
生活環境	一人一日当たりのごみ排出量 【家庭系ごみ】	g	662 (H30)	500	千葉県一般廃棄物処理事業の概要 ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月策定）の目標値
	リサイクル倉庫による資源回収量	t	572 (R1)	580	環境保全課調査 新聞・雑誌のペーパーレス化が進み回収量は減少傾向だが、雑誌がみ回収等のリサイクルを推進し現状維持を目標
公害対策	公害苦情件数	件	66 (H30)	59	公害等苦情処理簿にて件数を管理 平成 26 年度から平成 30 年度までの増減率の平均（90％）
	不法投棄物の回収件数	件	116 (H30)	92	不法投棄集計簿にて件数を管理 平成 26 年度から平成 30 年度までの増減率の平均（80％）



まちづくりの柱4

「安心で健やかな暮らしを創る」

保健・医療・福祉の充実と連携を推進し、市民一人ひとりが心も体も健康で、身近な住み慣れた地域で支え合いながら生き生きと暮らせるまちを創ります。

また、災害や犯罪から市民の生命、財産を守り、市民が安全・安心を実感できる暮らしを創ります。

まちづくりの柱を実現させるための施策

1 > 健康保健施策の充実

2 > 医療体制の充実

3 > 地域福祉の推進と社会保障制度の充実

4 > 高齢者福祉の充実

5 > 障がい者福祉の充実

6 > 自然災害や犯罪などへの対策

4-①

健康保健施策の充実

施策の方向性

市民一人ひとりが健康で暮らし続けることができるためには、健康的な生活習慣の大切さを自覚し、主体的に健康づくりに取り組むことが重要であり、そのため、きめ細かな保健サービスを提供し、健康寿命の延伸を重視した取組みを推進します。

これまでの取組みと現状認識

- 高齢化率の増加や生活習慣の変化により、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病が増加しており、「とうがね健康プラン 21（第2次）」に基づき市民の健康づくりを推進しています。全国・千葉県・東金市ともにがんによる死亡は第1位であり、2人に1人は何らかのがんに罹患するといわれています。がんは加齢により罹患率が高くなり、高齢化が進むにつれてがん患者数も増加することが予測されます。これまで、がん検診受診率向上の取組みを実施してきましたが、がんの早期発見、早期治療につなげるためには、要精密検査となった方が医療機関において精密検査を受診することが重要です。
- 特定健康診査や保健指導の充実により、生活習慣病の予防に取り組んできましたが、糖尿病の検査項目であるHbA1cの有所見者の割合が県平均より高い状況になっています。糖尿病は血糖コントロールが大切であり、コントロールができていないと合併症を引き起こし、透析患者数の増加にもつながります。また、疾病別医療費分析では糖尿病や透析による医療費が上位を占めており、透析を受けることにより生活の質を低下させる恐れがあり、生活習慣病予防及び重症化防止策が必要です。

これからの展開

- 各種健診（検診）の啓発等の推進
がんによる死亡や重症化を減少させるために、がん検診の受診率向上と精密検査対象者への受診勧奨を積極的に行い、がんの早期発見、早期治療を図ります。また医療機関と連携をとり、精密検査を受けやすい体制づくりに努めます。
- 生活習慣病予防と重症化防止の推進
特定健康診査の受診率の向上と、生活習慣病の早期発見及び保健指導による生活習慣の改善を図ります。また、生活習慣病に関する知識の普及啓発を図ります。

主要事業	
事業名	事業概要
健康診査事業	各種健診（検診）や健診後の保健指導を実施し、疾病の早期発見、早期治療を図ります。
糖尿病性腎症等重症化予防事業	新規人工透析導入者抑制のため、保健指導を実施し、早期治療につなげるとともに、継続した生活習慣の改善を図ります。

目標指標				
指標名	単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
がん検診精密検査受診率	%	83.6 (R1)	86.1	健康増進課調査 年間 0.5% の増加を目標
年間新規透析導入者数の抑制 (直近 5 年間の平均新規透析導入者数)	人	14.4 (H27～R1)	14.4	国保年金課統計 高齢化率増加に伴い、生活習慣病増加による透析患者の増加が見込まれるため、保健指導の実施により、導入者数の現状維持を目標



4-2

医療体制の充実

施策の方向性

医療ニーズの多様化・高度化に対応すべく、三次救急医療機関「東千葉メディカルセンター」の機能充実、経営安定化と、広域的連携による地域医療体制の充実を図ります。

また、市民生活に重大な脅威となり得る新たな感染症などに対しても、迅速に体制を整え関係機関とともに適切な対策を行います。

これまでの取組みと現状認識

東千葉メディカルセンター

- 山武長生夷隅保健医療圏内からの救急搬送患者（救急車によるもの）の受入者数については、増加してきています。
- 山武郡における管外搬送率（月平均）については、東千葉メディカルセンターの開院（平成26年4月1日）以降、減少しています。
- 東千葉メディカルセンターについては、平成28年度に予定していたフルオープンを延期したことや、救急医療をはじめとする経営的には困難な政策医療の分野の医療を提供していることなどから、平成26年4月の開院以降、厳しい経営を強いられており、経営改善に向けた取組みを進めるとともに、平成30年度には千葉県からの30億円の追加財政支援が措置されましたが、赤字体質からの脱却には至っていません。
- 現行の計画では、許可病床である314床全ての稼働によるフルオープンを令和7年度中と見込むとともに、同年度における黒字化を目指しておりますが、現状の経営状況から、この実現は非常に厳しいものと捉えています。

感染症対策

- 令和2年度において新型コロナウイルス感染症は世界的な流行となっており、国内においても緊急事態宣言が発令されるなど収束が見通せない状況です。本市においても新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、公共施設の非接触化の促進や各種給付事業の実施などの感染症対策に迅速に取り組むとともに、新しい生活様式の実践などにより感染者を抑える取組みを行っています。
- 平成30年7月下旬から関東地方を中心に風しんの患者数が大幅に増えており、妊娠初期の女性がかかると、出生児に先天性心疾患や難聴、白内障などを引き起こす「先天性風しん症候群」という病気にかかる可能性が高くなります。予防のためには、予防接種が最も有効な予防方法といわれております。
- 本市では、小児への風しんの定期予防接種として一般的な麻しん風しん混合ワクチンの予防接種を行っており、この予防注射の接種率の向上を目指します。

これからの展開

東千葉メディカルセンター

- 東千葉メディカルセンターの機能の充実、経営の安定化
山武長生夷保健医療圏において唯一の救命救急センターを擁した、地域の中核病院としての役割を将来にわたり果たしていくことができるよう、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターと一体となって、引き続き医療機関としての機能の強化に努めるとともに、経営の安定化に向けた経営改善等に係る取組みを進めます。
- 看護師確保に向けた地域における看護師の養成及び定着化
本市及び九十九里町が設立した、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターが運営する東千葉メディカルセンターにおける看護師の確保と、地域における看護師の育成や定着を図ることを目的に、市内の看護学校等に在籍する学生で、卒業後にメディカルセンターにおいて看護師として従事しようとする方に対して修学資金等の貸付けを行います。
- 広域的連携による地域医療体制の充実
地域医療体制の充実に向け、地域の中核病院である東千葉メディカルセンターを中心とした医療連携、また関係医療機関の機能に応じた機能分化の取組みを推進します。

感染症対策

- 予防接種の接種率の向上
医師会との連携のもと、各医療機関の協力を得ながら予防接種の接種事業を推進し、感染症予防のために子どもや高齢者等のハイリスクな方々のために各種定期予防接種の接種率向上に努めます。
- 新たな感染症対策
新型コロナウイルス感染症やその他の新たな脅威となる感染症が発生した場合、総合的な対策を推進するため、市長を本部長とする「感染症対策本部」を設置します。国・県と緊密に連携し、感染症に係る各種情報を迅速かつ正確に市民の皆さまにお知らせするとともに適時適切な対策に努めます。

主要事業		 ・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業
事業名		事業概要
東千葉メディカルセンター	 医療センター推進事業	東千葉メディカルセンターを運営する地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに対し、地方独立行政法人法に規定されている設立団体による負担（運営費負担金の支出）をするとともに、東千葉メディカルセンターにおける施設整備等に係る経費の財源として、設立団体において地方債（病院事業債）を発行し、貸し付けます。東千葉メディカルセンターの医療機関としての機能や地域における役割等に係る目標から成る同法人の中期目標（4年間）を策定します。 設立団体が定めた法人の中期目標の達成に向けて法人において策定する中期計画（4年間）に対する実績等について評価を行います。
	 看護師確保事業	市内の看護師養成学校等の在籍学生のうち、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターが運営する東千葉メディカルセンターに看護師として従事しようとする方へ修学金等を貸し付けます。
感染症対策	予防接種事業	生後3か月までに百日せきの、麻しんでは生後12か月で母親から引き継いだ免疫が自然に失われるため、予防接種により病気にかかることの予防や社会に病気がまん延することを防止します。

目標指標					
指標名		単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
東千葉 メディカル センター	保健・医療の充実に対する市民の満足度	点	0.04	> 0	市民アンケート調査。 現況値は、令和元年度に実施した市民アンケート（第23回）の類似設問「保健・医療の充実」に対する市民の評価点（満足度） 目標値は、満足側（中間点である0点を超える）の評価点（満足度）
	開設病床数	床	276	314	地方独立行政法人決算状況調査
	看護師確保数	人	20	20	東千葉メディカルセンターにおいて新たに看護師として従事する方のうち、市からの修学資金の貸付けを受けている方の人数
感染症対策	麻しん風しん混合ワクチン予防接種の接種率	%	92.8	95.0	予防接種をうける対象者と接種した者の割合



地域福祉の推進と 社会保障制度の充実

社会福祉課

高齢者支援課

国保年金課

健康増進課

施策の方向性

市民一人ひとりが地域で支え合い、生き生きと暮らせるよう社会福祉協議会などの関係機関と連携し、地域福祉活動を推進します。

また、全ての人が健康で文化的な暮らしを営めるよう、社会保障制度の適正な運用と周知に努めるとともに、各種制度が安定的に運営できる対策を図ります。

これまでの取組みと現状認識

地域福祉

- 少子・高齢化の進展とともに、単身世帯の増加が見られ、これに伴う生活様式の変化や、地域社会のつながりの希薄化が進むことで孤独死やひきこもり等の社会的孤立、或いは経済的困窮や虐待の潜在化が懸念されます。このような多種多様な諸問題に対し、自助・共助・公助のもと、特に“共助”としての地域福祉を推進し幅広い支援体制で対応する必要があります。

介護保険

- 令和 22 年に、高齢人口がピークを迎え、介護ニーズの高い 85 歳以上人口の急速な増加が見込まれ、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されています。
- 介護保険サービスの利用件数は年々増加しており、それに伴い提供できるサービスの量だけでなく、事業者やケアマネジャーの資質などの向上が求められています。
- 本市では、円滑な事業の実施及び適切なサービス提供体制の整備を図るとともに医療・介護連携の推進や、自立支援・重度化防止に向けた取り組みを実施してきました。
- 平成 30 年度から令和 2 年度までを計画期間とする第 7 期介護保険事業計画においては、介護保険施設への入所待機者の解消や在宅医療等の追加的需要及び介護離職ゼロへの対応分として、介護老人福祉施設とグループホームの施設整備が行われました。
- 介護が必要な方が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、高齢者の多様なニーズを踏まえて、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備が重要です。
- 介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援を行い在宅介護の充実が求められます。

国民健康保険

- 財政運営健全化のため、国保税の収納強化に努めるとともに、医療費抑制のため効率的・効果的な保健事業を実施しています。

後期高齢者医療

- 千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、できるだけ高齢者が長く健康で文化的な生活を営めるよう、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に取り組む必要があります。

これからの展開

地域福祉

- 民生児童委員活動の支援
地域住民が生活する上での心配ごとや不安の解決・解消や地域福祉の向上に向け、民生児童委員が実施する相談業務や福祉活動を支援します。
- 社会福祉協議会活動の支援
社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る上で重要な役割を担っており、また、高齢者・障がい分野における市の福祉事業・福祉施設の委託事業も担っているため、その活動を支援します。
- 生活困窮者自立支援
生活保護に至る前の段階の、自立支援策の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者に対し、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を行います。

介護保険

- 介護等給付サービスの充実
要支援・要介護認定者に対し、介護保険法及び制度に基づく介護保険サービスの提供を行います。また、サービスの提供にあたっては、本市及び地域の実情に適切なものとなるよう努め、不足するサービスについては、広域でのサービス提供等、国県と連携した体制の整備を図ります。
- 介護サービス人材の育成と資質向上
地域のケアマネジャーを対象とした研修会などを定期的実施し、従事者の技術等を高め、サービスの質の向上を促します。また、サービス従事者のスキルアップに向け、事業者における自主的な研修機会によるレベルアップを促します。
- 介護保険制度のよりよい運営
介護保険事業の円滑な実施及びサービス提供体制の整備等については、介護保険法及び介護保険指針において、保険者の責任によってその実施に努めます。

国民健康保険

- 国民健康保険
被保険者の高齢化、医療の高度化により医療費は増加傾向にあるため、医療費抑制のため保健事業をはじめとした医療費の適正化に取り組んでいきます。

後期高齢者医療

- 後期高齢者医療
資格管理、給付に関する事務及び、保険料賦課、徴収に関する事務を適正に行います。

主要事業



・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業



・新規事業

事業名		事業概要
地域福祉	民生児童委員活動推進事業	住民の福祉の増進を図るため相談・助言その他の援助や関係行政機関への協力等を行っています。民生児童委員の組織体である、民生児童委員協議会に対し、会議費・研修費等として補助金を交付することで行政では行き届かない身近な相談相手、見守り役としての活動を支援します。
	社会福祉協議会推進事業	住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉コミュニティづくりや福祉サービス利用者等のサービス利用の援助、地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を展開し、地域福祉推進の中核的な役割を果たす活動を支援します。

	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 …生活困窮者に対し、就労の支援その他自立に関する問題等の相談に応じた必要な情報の提供及び助言等を行います。 住居確保給付金の支給 … 離職等により、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、常用就職を目指した求職活動を行うこと等を要件として家賃相当額を3ヶ月（最長9ヶ月）給付します。
介護保険	介護保険給付事業 	介護サービス利用に対し保険給付を行うとともに、給付状況を把握し、適正な給付を管理します。
	介護予防・生活支援サービス事業	高齢者ができるだけ要介護状態にならず、万が一、支援が必要な状態になっても重度化しないよう、従前相当のサービスに加え、住民ボランティア団体などの多様な主体も参加し、介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。
	介護給付適正化事業	介護給付費通知の発送、住宅改修の確認、国保連合会からの縦覧点検等の実施を行います。
国民健康保険	国保保険給付事業	法令等に規定されている療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金及び葬祭費の支給を行います。
	保健事業	国保被保険者の健康保持増進、国保事業の健全運営に資するための事業（短期人間ドック助成事業、医療費通知、健康マイレージ事業等）を行います。
	医療費適正化事業	国民健康保険における医療費適正化を図るための事務（会計年度任用職員によるレセプトの二次点検、第三者行為関連事務等）を行います。
後期高齢者医療	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 	企画・調整などを担当とする医療専門職（保健師等）を配置し、高齢者に対する個別的支援や通いの場等への積極的なアプローチを進めます。

目標指標					
	指標名	単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
介護保険	介護サービス施設	箇所	19	21	介護保険施設、グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護サービス施設の箇所数
	総合事業サービス A、サービス B の担い手数	人	22	50	サービス A 又はサービス B にボランティア団体で従事する担い手の数
	ケアプラン点検数	件	130	300	居宅介護支援事業者が作成するケアプランが適正かどうかを点検

4-(4)

高齢者福祉の充実

施策の方向性

介護・福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者が生きがいや役割を持ち、生き生きと住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう高齢者の社会参加と介護予防、生活支援サービスの充実を図るため、地域の実情に応じた支え合いの地域づくりを推進します。

これまでの取組みと現状認識

- 本市では、高齢者が健康の増進や介護予防に自ら取り組み、就労や社会参加、知的経験への積極的な意欲の向上など、元気な高齢者が活躍を促す地域づくりを目指してきました。
- いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年やさらにその先を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの進化・推進を図る必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターの機能の充実を図り、地域の実情に応じた支援やサービスの充実に取り組み、地域の関係団体等と連携した包括的な支援体制の充実を図ります。
- 高齢者が社会参加することにより地域の活性化を図っていくことが求められる中で、いつまでも生きがいを持って健康に生き生きと暮らせるよう就労の機会や社会参加の機会を充実させることが重要です。
- 高齢者の自立した生活と健康寿命の延伸に効果的に取り組むためには、別々に取り組んでいる保健事業（生活習慣病などの疾病予防・重症化予防、虚弱（フレイル）対策）と介護予防を一体的に実施する体制の構築が必要です。

これからの展開

- 介護予防・重度化防止の推進
保健対策の強化・健康寿命の延伸を図り、高齢期の生活の質の向上を目指し、心身機能を保持するため、一般介護予防事業を行い、高齢者の介護予防を推進します。
- 社会参加と生きがいづくりの推進
生涯学習、就労など自らの経験と知識を生かして積極的な社会参加を促し、他者との交流など活動の場や機会の提供に努め、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- 住み慣れた地域での包括的な支援体制の構築
医療・介護分野における連携の推進や施設整備や介護予防と生活支援などについては地域で支え合う仕組みづくり等を通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。
- 認知症への正しい理解と早期対応
地域全体に理解が広まるよう、あらゆる機会を活用し認知症に関する知識の普及啓発の推進を図り、認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

主要事業	
事業名	事業概要
介護予防の推進	高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と住民主体による介護予防活動の取組みを支援します。
長寿の会連合会やシルバー人材センターへの活動支援	一人ひとりの高齢者が、健康維持・増進、就労機会の確保、豊富な知識や技能を活かしながら社会参加し役割や生きがいをもって活動・活躍できるよう支援します。
地域包括支援センター事業	高齢者の方々が地域で安心して暮らすことができるよう、様々な面から包括的に支援するため、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務等を実施します。
支え合いの地域づくりの推進	住民主体による高齢者の生活支援サービス・介護予防活動の充実を推進します。
認知症施策推進事業	認知症に関する正しい知識の啓発と、早期発見・早期対応のための体制の強化を図ります。また、認知症の人と家族が安心して生活していくことができるよう認知症の方にやさしい地域づくりを促進します。

目標指標				
指標名	単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
週に 1 回以上活動する通いの場の数	箇所	8	28	「東金市口コモ体操」などを行う通いの場については、毎年新規 4 箇所の増加を目標
シニアリーダーの養成者数	人	41	240	通いの場での活動において、リーダーとなる方の養成を行う。年に 40 名程度の養成を目標
認知症サポーター数	人	7,000	9,000	認知症サポーター養成講座を受講者数
生きがいがある人の割合	%	59.0	65.0	「生きがいがありますか」における「生きがいあり」と回答した人の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)
週に 1 回以上外出する人の割合	%	84.5	85.0	「週に 1 回以上は外出していますか」における「週 1 回」、「週 2～4 回」、「週 5 回以上」と回答した人の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

4-(5)

障がい者福祉の充実

施策の方向性

障がい者福祉サービスの充実を図るとともに、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくため、障がいのある人もない人も共に支え合いながら、お互いが尊重し合い、その人らしく暮らせる共生社会の実現を目指します。

これまでの取組みと現状認識

- 障がい者手帳所持者及び障がい者福祉サービスを利用する方は、年々増加の傾向にあります。また、障がい者や障がい者を介護する家族の高齢化率も上昇の傾向にあります。
- 本市では、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくため、障がい者福祉サービスの充実に努め、個々の障がい特性に応じて必要なサービスを総合的に受けられるように障害福祉サービスの給付などの支援を行い、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援しています。
- 障がい者への支援については、困難かつ複雑な相談等に適切に対応できる総合的かつ専門的な相談支援体制の構築が求められており、障がい者やその家族に対する相談支援体制の充実と安定を図る必要があります。
- 障がい者の社会参加の促進として、就職を希望する障がい者への支援を実施するとともに、事業者への理解促進が図られるよう周知・啓発を図ることが重要です。
- 近年、障害者差別解消法の施行に伴い、障がいのある人もない人もともに支え合いながら暮らせる社会づくりが求められているとともに、障害者虐待防止法による障がい者の権利擁護についても一層の充実が求められています。
- 共生社会の実現に向けては、障がい者に対する合理的配慮などの意識啓発・理解促進が必要であり、交流の機会づくりや周知活動の充実を図る必要があります。

これからの展開

- 障がい者福祉サービスの充実
障がいのある人が地域で安心して暮らし、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい者福祉サービスの充実を図り、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスの給付、また医療費助成や手当支給等により支援します。
- 相談支援体制の充実
相談支援体制の充実を図るため、専門機関や関係機関と連携し、困難かつ複雑な相談等に適切に対応できる総合的かつ専門的な相談支援体制の構築を推進します。
- 障がいのある人に対する理解の促進
障がいのある人に対する理解を広く深め、障がいのある人もない人もともに支え合いながら、お互いが尊重しあい、その人らしく暮らせる共生社会の実現に向けて、障がい者への差別解消や障がい者への合理的配慮など、障がい者が参加しやすい環境づくりへの取組みを支援するとともに、障がいのある人に対する理解促進について周知・啓発を図ります。

主要事業	
事業名	事業概要
自立支援給付事業	障がいのある人の能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を支えるため、障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付等）や障害児通所支援等に係る費用を給付します。 障がい者の地域生活移行を促進するため、グループホームの運営費の一部を事業者に、グループホームの家賃の一部を利用者に補助金として交付します。
地域生活支援事業	在宅障がい者の日常生活の便宜を図るため、必要とする用具及びその取付工事に要する費用を給付します。 障がい者（児）の家族の就労支援や外出・休息支援のため、障がい者支援施設で日中の一時的に障がい者（児）を預かり支援します。社会生活に必要な外出及び余暇活動その他社会参加のための外出を支援します。 円滑な意思の疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に、手話通訳者等を派遣します。
身体障がい者等居宅サービス事業	障がい者（児）の日常生活の向上等のため、補装具の交付、修理を行います。 障がい者の快適な日常生活の確保のため、紙おむつ等を支給します。障がい者の緊急時の対応、安心のため、あんしん電話を貸与します。障がい者を除去又は軽減するための通院・入院・手術等に係る医療費を給付します。
障がい者社会参加促進事業	重度障がい者等の社会参加の促進を図るため、タクシー初乗り運賃相当額の助成、また有料道路の割引措置を行います。 障がい者の社会参加の促進を図るため、障害者支援施設等通所者に通所に係る交通費の一部を助成します。
障がい者福祉手当等支給事業	介護を要する重度の障がい者（児）を対象に、障がいのため必要となる精神的、物質的な負担の軽減の一助として手当を支給します。
重度心身障害者医療費給付事業	重度心身障がい者（児）の医療費負担軽減を図るため、保険診療の自己負担分、調剤費等を助成します。

4-(6)

自然災害や犯罪などへの対策

施策の方向性

大規模な風水害への対応や、地震災害の被害を最小限にするため、市と関係機関、市民・地域が一体となった総合的な防災体制の確立を図ります。

また、警察や防犯組合、交通安全協会などの関係機関や、自治会や防犯パトロール隊などの地域団体と連携した地域ぐるみの防犯・交通安全体制の整備を推進します。

これまでの取組みと現状認識

消防・防災

- 火災の防止には日常の火災予防が効果的ですが、消防団では、春と秋の火災予防週間に防火パレードと警邏を実施しました。また、年末にも特別警邏を実施し、市民の防火意識の高揚を図りました。
- 減少傾向にある消防団員確保のため、平成 30 年度からは機能別団員の採用に続き、学生消防団員の募集を開始しました。
- 災害時に避難者が安心して避難できるよう、避難所での備品や食料等備蓄品について、計画的に確保する必要があります。
- 自主防災組織の設立を推進するため、補助金の交付の他、自発的な活動を推進するため、運営や訓練に対する助言・講師派遣・物品貸与を実施しています。
- 防災意識の向上・啓発のため、洪水ハザードマップや防災ガイドブック等の防災情報について、市民へ周知しています。また、年に 1 回、市主催の防災イベントを開催しています。
- 防災行政無線デジタル化に伴い、より確実に、かつ多種多様な情報伝達方法（メール・SNS・スマートフォン用アプリ等）を構築しており、市民に対し、積極的な活用を推進するため、周知に努める必要があります。
- 災害対策基本法に基づき、災害時に支援を必要とする人の情報を名簿化し、災害時に区や警察・消防といった支援者に提供できるようシステムを整備しています。

防犯・交通安全

- 日頃から地域の防犯パトロールを実施し、併せて防犯カメラの設置等により地域の防犯力の向上を推進しています。
- 高齢者が被害者となった犯罪被害数は減少傾向にありますが、件数に占める高齢者の割合は増加しており、特殊詐欺、悪質商法、ひったくり、暴力事案から高齢者を守る対策は喫緊の課題となっています。
- 近年はキャッシュカード詐欺盗や資産状況を電話で聞き出したうえで強盗に及ぶ犯行が増加し、詐欺の手口は常に変化しています。また、今後サイバー犯罪の件数が高い水準で推移することが見込まれます。金融機関を装ったフィッシング詐欺や SNS に起因する事犯への対応が必要です。
- 高齢者が関係する交通事故は依然として多く発生しており、交通事故に遭わないための取組みと起こさせないための取組みが必要です。
- 自転車の安全利用対策は、自転車運転者が被害者となることを防止する対策を中心に展開してきました。しかし自転車が加害者となる事故が多く発生し社会問題となっていることから両面での取組みが必要です。

- 道路交通安全について交通事故を未然に防ぐため、高齢者・障がい者・子どもの安全確保、歩行者・自転車の安全確保、また生活道路・幹線道路における安全対策を重点的に推進し、地域が一体となって交通安全対策に取り組む必要があります。

これからの展開

- 火災予防の啓発事業
市民の防火意識を高めるため、消防団による防火パレードや警邏活動を行い、啓発を行っています。
- 消防団員の確保に向けた取り組み
地域防災力の要である消防団員の確保のため、団員装備の拡充や待遇改善等に取り組んでいます。
- 避難所備蓄品等の確保
避難者が安心して避難できるよう避難所備品の整備に努めるとともに、東金市備蓄方針に基づき、計画的に備蓄品を確保します。
- 自主防災組織の設立推進と自発的な防災活動の促進
地域において適切な自主防災活動が実施されるよう、自主防災組織のあり方検討を含め、設立を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、自発的な防災活動に関する計画策定を促します。
- 地域の多様な主体との連携
大規模災害等に備え、日頃より NPO やボランティアとの連携・協働を進めます。
- 防災意識の向上
防災ガイドブック等の防災情報を周知するとともに、防災フェスタの開催等、継続的な防災訓練・防災教育を実施し、市民の防災意識の向上に努めます。
- 防災行政無線デジタル化の推進
デジタル化により、さらに様々なメディアとの連携を充実・拡充していくとともに、市民へ各種サービスを周知し、防災情報を確実に伝達できる仕組みづくりに努めます。
- 避難行動要支援者名簿の作成及び提供
災害時、平常時を問わず、支援者に速やかに名簿を提供することができるよう、避難行動要支援者名簿管理システムの適切な運用に努めます。

- 防犯に関する啓発等の推進と地域安全活動の促進
関係機関との連携のもと、啓発活動やパトロール活動等の充実を図り、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯パトロールの組織拡充や防犯指導員の育成など、市民の自主的な防犯・地域安全活動を促進します。
- 防犯施設の整備
夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、防犯灯の設置を計画的に推進します。また、犯罪を未然に抑止することを目的に防犯カメラの設置を推進します。
- 交通安全に関する啓発等の推進
関係機関・団体と連携し、交通指導をはじめ、交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。
- 交通安全施設の整備充実
危険箇所点検・調査を行いながら、安全な道路環境の整備を促進します。

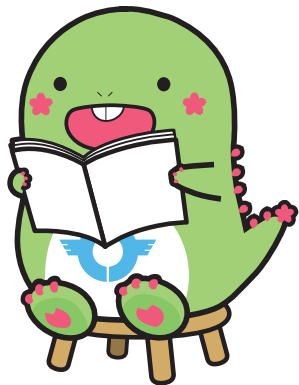
主要事業



・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業

事業名		事業概要
消防・防災	消防団運営支援事業	基本消防団員のほか、機能別消防団員を募集するとともに、消防団員の報酬や出動手当の支給や必要な技術を習得するための訓練等の支援を行います。また、市民の火災予防意識の高揚を図るための防火パレードや警邏活動を行います。
	消防団施設・設備事業	消防車両の購入・維持管理や消防ホースの購入、消防機庫の維持管理を行います。団員の安全確保と良好な活動環境を維持するため装備の更新を図ります。
	消防団水利整備事業	地域の要望や必要性に応じて、消火栓や防火貯水槽を整備するとともに、災害に迅速に対応できるよう、維持管理を行います。
	避難所運営事業	災害時に避難者が安心して避難できるよう、避難所での備品の整備や食料等備蓄品について、東金市備蓄方針に基づき計画的に確保するとともに、避難所担当職員向けの避難所運営研修を実施します。
	自主防災組織育成事業 	災害時に各地区において共助の役割を担う自主防災組織の設立や育成を図るため、設立や運営費等に係る補助金を交付します。
	防災啓発事業	市民の防災意識の向上を図るため、市主催の防災イベント「防災フェスタ」の開催や市民を対象とした避難訓練を実施します。
	防災行政無線運用事業	防災情報等の伝達手段について、デジタル化の強みを生かし、市防災メールや消防防災課公式ツイッター等の各種メディアとの連携について充実・拡充します。
防犯・交通安全	避難行動要支援者名簿作成事業	災害時に各地区や警察・消防へ避難行動要支援者名簿を提供できるようシステムを整備します。また、平常時から名簿を提供するためには、支援を必要とする人の同意が必要のため、同意書の発送業務を行います。
	防犯対策事業	防犯組合を中心に、市民の防犯パトロール活動や啓発活動を推進します。防犯パトロールカーを活用し、地域防犯力向上の活動を推進します。犯罪を未然に防止し、安心して生活できる環境をつくるため、通学路や各地区に新たに防犯灯を設置し、市内に計画的に防犯カメラを設置します。
	交通安全対策事業	東金交通安全協会東金支部の行う街頭活動・街頭監視や交通安全教室、また、東金地域交通安全活動推進協議会の各種交通安全活動等を支援するとともに、市民の交通事故防止及び交通安全意識の向上を図ります。
	交通安全施設整備事業	車や歩行者が安全に通行できる交通環境を整えるために、危険箇所の点検・調査を行いながら、安全な道路環境の整備を促進します。

目標指標					
	指標名	単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
消防・防災	消防団員数	人	462	450	消防防災課調査 現状維持を目標
	出火件数	件	27	—	出火ゼロを目指す
	保存水備蓄率	%	50.7	78.5	東金市備蓄方針に基づき、毎年度 4,800 ㍓（15 年保存水）の備蓄を目標
	自主防災組織設立数	件	36	41	毎年度 1 団体の設立を目標
	防災フェスタ参加者数	人	—	2,000	毎年度 2,000 人の参加者を目標
	市防災メール登録数	件	5,837	8,300	毎年度 500 件の登録数を目標
防犯・交通安全	防犯指導員数	人	234	259	消防防災課調査 年間 5 人の増員を目標
	犯罪認知件数	件	339	—	千葉県警察の統計 犯罪ゼロを目指す
	防犯灯設置数（累計）	基	6,712	6,862	消防防災課調査 年間 30 基の設置を目標
	防犯カメラ設置数（累計）	基	34	39	消防防災課調査 年間 1 基の設置を目標
	交通事故発生件数	件	156	—	千葉県警察の統計 死亡事故ゼロを目指す



まちづくりの柱5

「こころ豊かなひとを創る」

市民一人ひとりが生涯にわたり、歴史・文化、スポーツに親しむまちを創ります。
また、お互いの慣習や文化の違いを理解し、様々な価値観を認め合い、様々な人々が
孤立せず交流するまちを目指します。

まちづくりの柱を実現させるための施策

1 世代を通して学び活動できる環境づくり

2 歴史・文化の継承

3 心身共に健やかな生活を営むための
スポーツ振興

4 グローバル化への対応と地域間交流の
推進

活動できる環境づくり

施策の方向性

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、各世代のニーズに応えられる生涯学習を推進します。また、城西国際大学をはじめ、様々な機関と連携を図りながら、個人のスキルアップや交流の場としての役割も含め、生涯学習活動を推進します。

これまでの取組みと現状認識

- 城西国際大学と協働で開催している教養講座とパソコン講座は、いずれも参加者が減少傾向にあります。パソコン講座は初心者向けとして実施していますが、パソコンの普及に応じて市民のパソコンに関する知識も向上しており、近年スマートフォンへの関心が高まっている状況です。
- イベント開催に際し、市民の柔軟なイベントの企画・運営を促すためにも、市の主導ではなく、主催の団体を支援していく形にシフトしていくことが望まれます。
- 成人式は自立し、大人の社会への仲間入りすることを自覚してもらうため 20 歳を対象に開催しています。民法の一部改正により、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から成人年齢が 18 歳に引き下げられますが、本市は、市民の意見を受け、従来どおり 20 歳を対象とした「(仮称) はたちのつどい」の開催を予定しています。
- 平和は、市民の願いであり、後世のためにも争いのない世界を築いていく必要があります。本市は、平成元年に「非核平和都市」宣言を行っており、また平成 22 年には「平和首長会議」に加盟し、核兵器の廃絶をはじめとした平和活動の取組みに参画しています。このほか、平和の啓発事業として、毎年 8 月に「広島・長崎」の原爆に関する絵や写真の展示を、市役所ロビーで行っており、併せて広島の「原爆の像」に捧げる折り鶴制作の呼びかけを実施しています。
- 戦争を知る方々が少なくなってくるこれからの時代に、戦争の悲惨さ、平和の大切さを伝えていくことが必要です。

生涯学習・平和

- 公民館では、子どもから高齢者まで、幅広く生涯学習活動に取り組むきっかけの場や学習意欲の向上と継続の場を提供し、更には人と人とのつながりを広げることで、生涯にわたる生きがい作りの機会を提供しています。
- 近年、公民館の利用団体数及び利用者数は減少傾向にあり、主に利用団体の高齢化による活動休止が影響しています。
- 中央公民館及び地区公民館は、平均築 40 年以上が経過し（福岡公民館を除く）、施設の老朽化が著しく進行している状況です。

公民館

- 高度情報化社会の進展や個人のライフスタイルや価値観の多様化など、近年の急激な社会情勢の変化により新たな視点に基づく役割やサービスが求められています。
- 従来の貸出サービスのほかに個人や地域の課題解決を支援するレファレンスサービスを充実させることで、図書館の情報提供能力を向上させていく必要があります。
- 耐震診断は実施済ですが耐震補強工事は未実施の状況です。また、築40年を経過し、施設の老朽化が進行している状況にあります。

これからの展開

- 生涯学習講座の実施
城西国際大学と協働し、大学の持つ様々な学部の学術的知識や技能を幅広く市民の生涯活動に寄与するため、公開講座を開催します。
- 文化祭の開催
日頃の活動や練習の成果を市民に広く公開するとともに互いの作品や活動を鑑賞することによって文化活動の一層の振興、技術の向上を図るため、市主催の文化祭を開催し市民の活動支援を行います。
- 生涯学習・社会教育に係る情報の提供
東金市のイベント情報をはじめ、芸術・文化・歴史などの情報発信に努めます。
- 成人式の開催
新成人に大人となった自覚を持ってもらうため、成人式を開催します。なお、民法の一部改正により、成人年齢が引き下げられたあと（令和4年度以降）の式典については、名称を「（仮称）はたちのつどい」に改めます。
- 平和への啓発
原爆の絵や写真の展示、折り鶴制作などを引き続き実施し、平和の啓発に取り組むとともに、平和の大切さをより伝えることができる事業展開を検討します。

- 公民館の貸館事業の実施
生涯学習の場や人と人とのつながりの場を今後も持続的に提供するため、新規サークルの利用促進を図ります。
- 公民館施設改修事業の実施
利用者が安心して利用できるよう、随時施設・設備の不具合箇所の修繕・改修を行い、安全性の確保に努めます。

- 図書館事業の実施
自己啓発や生活の充実などの利用者のニーズに応え、質の高い学習機会を提供するために資料の閲覧や貸出を行うとともに、読書相談や調べ物のお手伝いを行います。
- 施設の維持管理
老朽化が進んでいる図書館の適正な維持管理を行い、安全で良好な読書環境の確保を図ります。また、耐震診断の結果を踏まえて図書館の耐震補強工事を行います。

主要事業



・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業

事業名		事業概要
生涯学習・平和	生涯学習講座事業 	城西国際大学との協働により、大学教授等による公開講座を実施します。
	芸術文化支援事業	文化祭開催による「発表の場」の提供や、文化団体連絡協議会（文団協）へと支援を行うことで、市民の文化活動の活性化を促します。
	生涯学習情報提供事業	生涯学習情報誌を作成し、東金市近隣に配布することで、市民のニーズに合った生涯学習情報を提供します。
	成人式開催事業	新成人から実行委員を募り、式典の運営及び記念事業・記念冊子の作成等に実行委員会の協力を得ながら成人式を開催します。
	平和推進事業	平和啓発事業を実施し、原爆の絵や写真の展示、原爆の像に捧げる折り鶴制作の呼びかけを実施します。
公民館	公民館主催事業 	夏休み及び冬休みの期間中に、小中学生とその保護者を対象とした「夏休み講座」「冬休み講座」を実施します。
	公民館施設改修事業	利用者が安全かつ安心して利用できるよう、施設及び設備の修繕・改修を行います。
図書館	図書館運営事業	所蔵する資料の他に、所蔵しない資料については連携している他の図書館より取り寄せて閲覧・貸出を行います。また、定期的にテーマや作家を決めて本の展示や紹介をし、図書館運営を推進します。
	図書館施設改修事業	施設の老朽化が進んでおり、耐震補強工事の設計を行いました。工事着工には至っていないことから、施設の耐震化について早期の完了を目指します。
	図書館主催事業	普段、図書館を利用しない方でも足を運ぶような図書に関する様々なイベントを企画し、図書館利用の促進を図ります。
	図書館資料収蔵事業	東金市図書館資料収集基準に基づき資料を収集します。また、利用者のリクエストを受け付けて収集の参考とします。

目標指標					
指標名		単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
平和 生涯学習・	公開講座の参加者人数	人	98 (R1)	120	延べ参加者数の積み上げ
	文化祭来場者数	人	1,600 (R1)	2,100	
公民館	中央公民館利用団体数	団体	58	67	中央公民館の定期利用団体数の統計 令和元年度実績に基づく水準への回復を目標
	地区公民館利用団体数	団体	132	136	全地区公民館の定期利用団体数の統計 令和元年度実績に基づく水準への回復を目標
	中央公民館稼働率	%	32.51	36.47	中央公民館の稼働率の統計 令和元年度実績に基づく水準への回復を目標
図書館	入館者数	人	134,278 (R1)	148,000	図書館の統計 令和元年度実績に基づく水準への回復を目標
	利用登録者数	人	14,726	15,000	図書館の統計 令和元年度実績に基づく水準への回復を目標
	蔵書数	冊	153,838	156,000	図書館の統計 年間 400 冊程度の増加を目標
	貸出冊数	冊	234,163	280,000	図書館の統計 令和元年度実績の水準への回復を目指し、年間 1 万冊の増加を目標

5-(2)

歴史・文化の継承

施策の方向性

市内に残る歴史と文化は市民の財産であり、指導者やボランティアの育成・確保を図りながら、歴史・文化遺産の収集・保存活用・展示活用に努め、次代に継承し地域への愛着と誇りを育みます。

また、東金文化会館の有効活用を図り、市内外の人々が本市の文化や芸術に触れ合える場と機会の提供と充実を図ります。

これまでの取組みと現状認識

- 獅子舞やお囃子を中心とした郷土芸能については、「まい・舞・はやしフェスタ」において発表の場を設けていますが、参加団体は減少傾向にあります。次世代へ継承を行うためにも、各団体の活動へ継続した支援が必要です。
- 現在、東金市では67の文化財の指定・登録がありますが、平成19年度を最後に指定が行われていません。新たな文化財の把握や、指定・登録を行うために調査を実施する必要があります。
- 市内の文化財についてホームページや生涯学習情報誌、「東金市デジタル歴史館」においてPRを行っていますが、現存のものに加え、新たな媒体やイベントによって広く周知を行うことが望まれます。
- 所有する保管庫の老朽化のため、市で保管する古文書・民具等の史料の適切な保存や新たな史料の受入れを行うためにも、収蔵施設の整備を改めて検討していく必要があります。
- 市町村単位で文化財の保存と活用に関するビジョンや具体的な事業等を定める「文化財保存活用地域計画」策定の動きが全国的に広がっています。東金市も文化財の保存・活用のための取組みや組織作り等を定めた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討します。
- 東金文化会館は、指定管理者が管理運営を行っています。貸館事業のほか、指定管理者による自主事業なども実施しており、地域の文化振興と住民福祉の増進に寄与しています。
- 東金文化会館は、昭和62年に整備されており、老朽化による修繕が必要となってきました。更新時期が到来し、未更新の設備もあることから施設・設備を計画的に更新していく必要があります。

これからの展開

- 文化財の保存・活用
専門家の協力を得て市内に遺る文化財を調査し、後世に遺すべきと判断した場合は「指定」を行うことを検討します。また、本市は、文化財等を展示する博物館等を有しないため、設置等について検討するとともに、「東金市デジタル歴史館」等を活用し、郷土の歴史・文化の普及活動に努めます。国指定天然記念物である「成東・東金食虫植物群落」についても、山武市と協力して普及活動を行います。

文化財の保存・活用を図るため、専門家や庁内関係部署等も含めて「文化財保存活用地域計画策定委員会」を組織し、文化財保存活用地域計画の策定を目指します。

●無形民俗文化財の後継者育成・継承のため団体の活動支援

東金の歴史・文化の継承のため、団体の活動への支援を行います。また、歴史と伝統のある日吉神社などの祭礼についても、広報活動など側面的に支援を行います。

●東金文化会館の管理運営

住民サービスを効果的、効率的に提供するため、指定管理者による管理運営を行います。

●東金文化会館の維持管理

文化施設を良好な状態を保ち、利用者が安全で快適に利用できる施設として提供するため、維持管理を行います。

主要事業		・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業	
事業名		事業概要	
文化財保護事業		専門家と協力し文化財の調査を行い、後世に遺すべき史料の保存活用を行います。 「デジタル歴史館」の活用やパンフレット作成等により、文化財の新たなPRを展開します。 無形民俗文化財保存団体の活動への補助を継続して行います。 文化財保存活用地域計画の策定を行います。	
東金文化会館管理運営事業		東金文化会館の指定管理者制度を活用し管理運営を行うとともに、指定管理者と連携して、施設の修繕と改修を行います。	

目標指標				
指標名	単位	R2年度 (現況)	R7年度 (目標)	測定(取得)方法等
東金市デジタル歴史館アクセス数(累計)	回	104,000 (R2.9月まで)	304,000	目標値は平成30年度開始からの累計
文化財指定・登録件数	件	67	70	1～2年に1件のペースで指定を目標 令和2年度現在(国指定1・県指定5・市指定54・国登録7)
まい・舞・はやしフェスタ来場者数	人	808 (H30)	1,000	2年に1度の開催ごとに100人ずつの増加を目標
東金文化会館利用者数	人	122,526 (R1)	130,000	

5-(3)

心身共に健やかな生活を 営むためのスポーツ振興

施策の方向性

体力・健康づくりや地域・世代間交流のために、全ての市民の体力や年齢に応じ、それぞれのライフスタイルに合ったスポーツ活動を推進します。

また、東金アリーナなどのスポーツ施設の有効活用を図り、誰もが参加できるスポーツ活動の場と機会の提供・充実を図ります。

これまでの取組みと現状認識

- 近年、利便性の向上、情報化社会の進展、労働形態の変化などにより生活環境が大きく変化し、便利で快適な生活が送れるようになった反面、運動不足や精神的ストレスの増大などにつながり、人々の健康を脅かしています。また、自由時間の増大や高齢化の進展により、健康で明るく豊かな生活を送ることがより強く求められています。
- 健やかで活力に満ちた生活を送るためには、年齢、性別、職業、障がいの有無等を問わず、それぞれのライフステージにあったスポーツやレクリエーションを取り入れ、生涯にわたりスポーツに親しむことが重要であることから、今後も誰もが気軽に楽しめるスポーツの機会を提供していくとともに、スポーツに取り組みやすい環境づくりに努める必要があります。
- また、スポーツを行う場を提供するために、東金アリーナ外3スポーツ施設（東金アリーナ、東金市家徳スポーツ広場、東金青年の森公園野球場・庭球場、東金市トレーニングセンター）の維持管理を行います。老朽化が目立つ東金アリーナの空調設備の更新等を行い、安全で快適に利用できる施設の維持を図ります。

これからの展開

- 学校施設の開放（スポーツ開放）
スポーツ活動の機会を提供するため、学校教育に支障のない範囲で小中学校の体育館・武道館・グラウンドを市民スポーツ団体に開放します。
- スポーツイベントの実施
関係団体と連携しながら市民一人ひとりの健康維持・体力増進のため、各種スポーツイベントを実施し、スポーツの普及・振興を図るとともに、更なる参加促進のための取組みを進めます。
- スポーツ施設維持管理事業
東金アリーナ外3スポーツ施設の維持管理を行います。特にスポーツ活動の拠点である東金アリーナについては、空調設備をはじめ、多くの利用者が安全で快適に利用できるよう計画的に更新します。

主要事業	
 ・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業	
事業名	事業概要
学校施設開放事業（スポーツ開放）	学校教育に支障のない範囲で、身近な市内小中学校の体育館・武道場・グラウンドを市民スポーツ団体に開放します。
 スポーツ教室・イベント実施事業	市内8地区の対抗戦としている市民体育祭をリニューアルし、新しい生活様式を踏まえ「だれでも気軽に参加」、「競技力の向上」、「ニュースポーツの推進」を前提としたスポーツイベントを実施します。
スポーツ施設維持管理・運営事業	市民スポーツの振興及び市民の健康増進のため、東金アリーナ外3スポーツ施設の管理運営を指定管理者に委託するとともに、利用者が安全で快適に利用できるよう維持管理を行います。

目標指標				
指標名	単位	R2年度 (現況)	R7年度 (目標)	測定（取得）方法等
東金スポーツフェスティバル（仮称）の参加者数	人	500	1,000	令和元年度に実施したスポレクデーの参加者数（500人）の倍の参加者数を目標
東金アリーナ外3スポーツ施設の利用者数	人	236,378 (R1)	280,000	各施設の利用者数の積み上げ
東金・九十九里波乗りハーフマラソン大会	人	3,000	3,000	大会への参加者（エントリー）数 現況値は中止となった令和元年度のエントリー数



5-(4)

グローバル化への対応と 地域間交流の推進

施策の方向性

日本人と外国人が文化や習慣の違いを乗り越え、共生する社会を築くという「多文化共生」を実現するため、国際交流活動、外国人相談窓口、刊行物の多言語化などを推進します。

また、国内においても気候風土・文化の違いが学べる地域間交流活動を行います。

これまでの取組みと現状認識

- 年々増加傾向にあった市内に在住する外国人住民の数（平成 26 年 4 月からの 5 年間で 3 割増加）は、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症による入国規制の影響もあり減少に転じましたが、今後も在住外国人が地域の一員として共に安心して暮らしていくための環境整備を継続していく必要があります。
- 平成 31 年 4 月に外国人相談窓口を開設し、テレビ電話を活用したタブレット型の通訳システム（13 カ国対応）を導入するなど、外国語による相談業務を行う体制を整えました。外国人への効果的な周知を継続し、窓口を必要とする外国人の活用につなげることが課題となっています。
- 在住外国人の国籍が多様化するなか、従来からの多言語による市政情報発信（城西国際大学との協働による「暮らしの便利帳東金」翻訳版など）の積極的周知をはじめ、外国人に対し特に周知が必要な情報を正確かつ効果的に提供するための手法を検討していくことが課題となっています。
- 国際交流では、姉妹都市であるフランスのリュエイユ・マルメゾン市とは書簡を主体とした交流を行うとともに、地域在住の外国人との交流などを行う団体への支援を行っています。多文化共生社会の実現を念頭に、今後も市民の国際理解を深めていくことが課題とされます。
- 国内交流では、長野県安曇野市とは 20 年におよぶ交流から平成 27 年 4 月友好都市締結に至り、近年は市議会や地区役員など交流の幅が広がっています。今後互いの市の魅力を更に発信し、また、各種イベント等を通じ、更なる人的・物的交流につなげていくことが課題です。

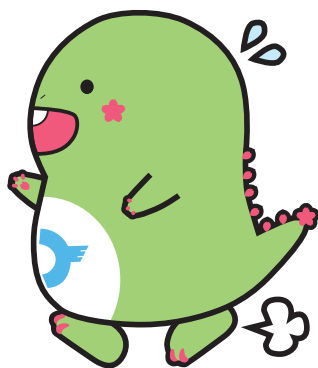


これからの展開

- 外国人への多言語（「やさしい日本語」を含む）による情報提供等
日本語ができない外国人に対する従来からの情報提供手段（暮らしの便利帳東金翻訳版、ホームページ自動翻訳機能、窓口来庁者への通訳システムでの対応）については更なる利用につなげるための周知等を行います。また、国や関係機関が発信する外国語による刊行物・ホームページ・SNSなどの活用を積極的に周知していくほか、外国人に特に周知が必要となる情報等については「やさしい日本語」による情報提供を含めて検討します。
- 多文化共生に向けた地域づくり
多文化共生社会の実現に向け、広報等を通じ日本人住民の意識啓発を行います。
- 国際交流の推進
姉妹都市であるリュエイク・マルメゾン市との交流を継続します。
また、海外生活の経験がある市民や外国籍の市民が増加するなかで、こうした方々の力を活かした市民レベルでの国際交流の活性化を推進するため、地域で国際交流活動や日本語教育等の活動を行う団体に対し助成・支援を行います。
- 国内交流の推進
関係自治体相互でのPRや魅力の発信等を行うとともに、地域間での人的交流等を継続します。

主要事業	
事業名	事業概要
多言語情報発信事業	「暮らしの便利帳東金」翻訳版については定期的に改訂を実施するとともに、外国人に特に周知が必要となるテーマについての情報提供方法に関しては、「やさしい日本語」の活用も含め検討します。また、外国人相談窓口の活用に向けてPRを行います。
国際交流事業・国際交流等活動助成事業	姉妹都市であるリュエイク・マルメゾン市との交流を継続するとともに、地域で国際交流や日本語教育を行う団体への助成を行います。
多文化共生推進事業	市民の多文化共生社会への理解促進に向けて、情報提供等を行います。
国内交流事業	友好都市である長野県安曇野市と互いの市のイベントに参加するなどの交流事業を継続します。

目標指標				
指標名	単位	R2年度 (現況)	R7年度 (目標)	測定(取得)方法
外国人総合窓口利用者数	人	19	32	毎年前年比10%増を目標
友好都市との交流者数	人	122 (H29)	675	長野県安曇野市との交流者数 令和7年度までの累計人数675人を目標





計画の実現に向けて

「計画の実現に向けて」

まちづくりの柱を機能させるための行政の取組み

1 > 厳しい時代に適応した行財政運営

2 > 広域的な連携によるまちづくり

3 > 技術革新を踏まえた新しい行政運営

4 > 市民との積極的な情報共有

施策の方向性

常に事務事業の見直しや組織の効率化を進め、安定した財源確保や財政の健全化を図りながら、新しい行政ニーズにも対応した行財政運営を図ります。

さらに、職員の事務執行能力や専門知識等の向上と公務員意識の育成に努め、職員の資質の向上を図ります。

公共施設については、老朽化や人口減少に対応するよう施設の統廃合を含めた施設規模の検討を含めて今後の維持管理を行います

これまでの取組みと現状認識

- 徴収体制の強化、納税しやすい環境整備の推進、公金収納パワーアッププランの推進、受益者負担の見直しに係る使用料等の見直しなどを行い、平成 18 年度から導入した有料広告事業については、年間で約 300 万円の歳入を確保しています。
- 本市の行財政改革はこれまで、「財政健全化」と「行政改革」の観点から進めてきましたが、現在、「人（職員）」をテーマとした行革に併せ、財政健全化の取組みについては基金に頼らない予算編成・事業効果の検証などにより通常の業務の中で「行財政の最適化」を進め、通常の行財政運営として取り扱っています。
- 行政組織については、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズなどの課題に対応した政策、事業の推進、満足感のある市民サービスの提供を行うため、常に改善を図っており、また健全かつ安定的な行政運営、自治体事務の変化へ対応するため、さらには市長のトップマネジメントを実現させるために、機動的、効率的な組織体制を整備することを目的としています。
- しかしながら、人口減少や少子高齢化の影響により、社会保障関連経費の増加がみられ、これに伴い特に福祉関連部署の事務負担の増が顕著となっており、こうした状況の中で、組織の効率化を進め、限られた人的資源の配分を行うことが求められています。
- 納税の調定項目については滞納繰越分の割合が高いため、滞納処分を中心に、納税相談や財産調査などを通じて、滞納者の実態等を把握したうえで差し押さえの執行、あるいは執行停止や徴収猶予等の徴収緩和制度の適正な運用により、租税債権の確実な徴収及び債権管理の適正化を図っています。
- 平成 30 年度の市税の徴収率に係る県内順位は、54 市町村中現年度分 52 位、滞納繰越分 19 位、合計では 48 位（前年度 51 位）と低迷していますが、滞納処分の強化により、滞納繰越分については大きく順位が向上した結果となっています。また、令和元年度の市税の徴収率は 92.0%（前年対比 1.5%増）であり、県内平均値との差は緩やかではあるが縮減の傾向にあります。
- 今後も、自主財源の確保、税負担の公正性の確保、滞納者を納期内納税者に導く納税秩序の確立及び滞納額の圧縮を目的とした徴収の強化を図り、徴収率の向上、滞納額の縮減に取り組む必要があります。

- 職員一人ひとりが、政策立案・形成能力、創造性、感受性、さらに効率的な行政運営を行うための経営感覚など、今後その重要性が高まる能力・資質の一層の向上を図り、時代の変化に対応できる人材の育成を積極的に推進する必要があります。
- 本市では、職員の知識・能力向上に向けて、「東金市人材育成基本方針」において、職員のそれぞれの級ごとに求められる能力・資質のスタンダード（標準）を設定し、それぞれの職種、職層等にふさわしい研修を行うようにしています。また、必要性が高いものの本市では実施が困難な高度・専門的な研修については、日本経営協会（NOMA）等の外部研修機関への参加により対応しています。
- 人材育成を効果的に推進するため、職員研修を充実することと併せ、職場風土、人事管理等の改善を図るとともに、職員一人ひとりが意欲を持って自己啓発等に取り組んでいくことが重要ですが、そのためには、管理監督者の自覚と部下に対する適切な指導・助言、さらには、こうした取組みを支える人材育成推進体制を充実させる必要があります。
- 職員が全体の奉仕者であって、その職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保する必要があります。
- 共働き世帯の増加など家族のあり方が変化する中で、「家事・育児・介護」において男性が主体的な役割を果たしていくこともますます重要になっており、東金市男女共同参画プランを策定し、また東金市在住の千葉県男女共同参画地域推進員の活動に協力することで男女共同参画を推進しています。

- 公共施設の老朽化が進んでおり、その更新費用などが安定した財政運営を進める上で大きな問題となっています。こうした状況の中で、少子高齢化や人口減少の問題に対応していくためには、公共施設のあり方を見直し、変化する市民ニーズに適切に対応していかなければなりません。そのため、公共施設を統一的に整理し全体像を把握した上で、更新・再編・長寿命化などを計画的に実施する必要があります。
- 本市では、上記の課題に対応するため、国の要請を受け東金市公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定し、その後、統廃合なども含めた施設規模・配置などの検討や、今後の維持・管理について一元的に推進する必要があるため、各施設の具体的な管理方針や手法を示す個別施設計画を令和2年度に策定しました。

これからの展開

- 行財政改革
行財政改革を、形骸的になりがちな「計画（プラン）＝行財政改革」として捉えるのではなく、「通常の業務＝行財政改革」と位置付けていきます。
- 新たな財源の確保
現状における行財政の最適化は、身の丈にあった財政運営、ルーティン事業の見直し、事業効果の検証による効果の薄い事業のスクラップといった、いわば「緊縮財政」が主たる最適化の手段となっておりますが、行財政改革の片翼となる新たな収入の確保策について速やかに検討していきます。
- 中長期的展望に基づく組織体制の構築
各種施策の進捗状況を見極め、機動力のある組織づくりを中長期的視点で行います。

- 効率的な組織体制の構築
トップマネジメントをはじめとした指揮命令が円滑に伝達し、実行できるよう、効率的な組織体制を構築します。
- 納税環境の整備及び納税意識の高揚
時間外窓口の開設、広報等による納期の周知、小学生を対象とした租税教室を実施するとともに、現年度分徴収率向上の観点から、口座振替を推進します。
- 市税の公平性を保つため、財産調査、差押え等の滞納処分を強化します。

- 職員研修の実施
職員研修について、一般的・平均的な実務遂行能力に加え、特定の分野に対応できる能力の養成など、職員一人ひとりの職種、階層等にふさわしい研修を行うよう努めます。
- 目標による管理の促進
「目標による管理」とは一般に、組織の全体目標と個人の目標を上司と部下の協働作業により統合し、職員は設定された目標を「Plan-Do-See」のマネジメントサイクルに沿って実行していくことをいい、職員が目標設定に参加することにより、モラルアップや創意工夫を促し、自律的な仕事への取組みと能力開発が期待でき、事務事業を効率的・効果的に進めることができると同時に、職員の士気高揚、創意工夫を促し、その自己管理に資するものです。
このように、職務の遂行を管理監督者の職務命令により一方的に進めていくのではなく、管理監督者による部下への動機付けとして部・課の目標を掲げ、各部・課等における組織目標、個人目標の設定を管理監督者及び職員が協議しながら共有し、共有された目標に向かって業務を進めていきます。
- 職員倫理の向上
公務に対する市民の信頼を確保し、職員の職務に係る倫理の保持に資するための、取組みを行います。
- 男女共同参画プランに基づく男女共同参画の推進
令和2年度に改訂した男女共同参画プランを進行管理することにより、男女共同参画を推進していきます。また、令和8年度を始期とした次期の男女共同参画プランを策定することで、男女共同参画の推進を継続します。

- 個別施設計画に基づく公共施設の維持・管理
令和2年度に策定した個別施設計画を進行管理することにより、一元的に公共施設の維持・管理を行っていきます。また、令和13年度を始期とした次期の個別施設計画を策定するため、各施設の統廃合を含めた施設規模・配置などをさらに検討していきます。
- 未利用市有地の有効活用
東金中学校旧校舎跡地や源小学校跡地などの未利用市有地について、適正かつ有効な活用を図ります。

主要事業		 ・ ・ 第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業  ・ ・ 新規事業
事業名		事業概要
行 財 政 ・ 納 税	行政改革推進事業	有料広告について、既存媒体にとらわれず新たな可能性を広げ、歳入確保を図るとともに、財政の健全性と持続性の維持に努めるため、新たな財源の確保策を検討し実行します。
	行政組織改編事業	基本計画の進捗状況を踏まえ、ヒアリングなどを通じて庁内部署の状況を収集するとともに、効果的効率的な行政組織を構築するために適切な組織改編を行います。
	時間外窓口の開設	納付環境整備の観点より、毎月第3火曜日に午後8時まで夜間窓口を開設します。また、最終土・日曜日に休日窓口を開設します。
	広報等による納期の周知	広報とうがね、ホームページ、LINE、庁内窓口番号案内システムモニターにより納期の周知を図ります。
	租税教室の開催	税の意識や役割を正しく認識してもらうため、将来の市を担う児童（小学校6年生）に対し租税教室を開催します。
	口座振替の推進	納税通知書発送時に口座振替はがきを同封します。また、ペイジー導入により口座振替の簡便化を図ります。
職 員 の 資 質	滞納処分の強化	市税の公平性を保つため、納付資金があるにもかかわらず納付意思がないものについて、財産調査の結果、差押え可能財産を発見した場合に差押えを行います。また、表見財産が見つからない高額滞納者については搜索を行い、財産発見に至らない場合は速やかに執行停止とします。
	職員研修事業	職員研修計画に基づき、職員一人ひとりの職種、職層等にふさわしい研修を行い、職員の資質の向上を図ります。
	職員管理事業	人事評価実施のほか、産業医の活用、職員健康診断の実施、給与支給に係る人事給与システムの使用等により、安定した行政運営を図ります。
施 公 設	男女共同参画プラン推進事業	  令和2年度に改訂した男女共同参画プランを進行管理することにより、男女共同参画を推進していきます。また、令和8年度を始期とした次期の男女共同参画プランを策定します。
	個別施設計画策定事業	 令和13年度を始期とした次期の個別施設計画策定に向け、各施設の統廃合などを含めた施設規模・配置などを検討します。

目標指標					
指標名		単位	R2年度 (現況)	R7年度 (目標)	測定（取得）方法等
行 財 政 ・ 納 税	目標徴収率（市税）	%	92.8	95.0	月末毎の市税調定及び収入状況により確認
	目標徴収率 (国民健康保険税)	%	66.0	74.0	月末毎の市税調定及び収入状況により確認

施策の方向性

効率的な行政運営のため、市の事務事業や既存の一部事務組合の事業の広域化の推進については、合理性・効率性を踏まえて取り組みます。

これまでの取組みと現状認識

- 自治体間の連携・協力は、自治体毎の資源制約に対応する観点からも、今後さらに推進されることが考えら、自治体同士が枠を越えて連携・協力しながら行政サービスを提供することで、どの自治体に住む人も安心して生活し続けられる環境を整備し、減少する人口を近隣で奪い合う競争から、主体性を発揮しながら近隣地域全体で魅力向上を図る協調へと転換する必要があります。
- 本市は、九十九里地域の中核都市としての自覚と責任のもと、一体的な地域づくりや事務の共同処理について、これら組合とともに主導的な役割を担ってきており、消防業務や斎場、ごみ処理など、市単独ではなく広域での行政事務の執行が効率的である事務については、山武都市広域行政組合や東金市外三市町清掃組合による一部事務組合を組織し、広域で事務を処理しています。
- また千葉市を中心とした都市圏の一員としての就労、生活の場などを圏域で完結することを目的とする共同施策の検討を行っており、従来の山武郡市内の連携とは異なる圏域での連携の目的を始めたところです。
- 平成26年4月には東千葉メディカルセンターが開院し、地方独立行政法人の共同設立団体である九十九里町とさらに連携を強化し、病院経営に対する必要な支援を行っています。

これからの展開

- 更なる広域的連携の模索
広域による行政執行が効率的である事務については、今後も一部事務組合による共同処理を行うとともに、近隣市町と、更なる広域的連携の可能性を模索します。
また、令和3年度に策定が見込まれる千葉県総合計画との施策の整合を図ります。
- ちば共創都市圏の検討
千葉市と周辺都市（東金市、四街道市、市原市、茂原市、大網白里市）で「東京」でも「地方」でもない、新しいライフスタイルや価値観を「共」に「創」り上げることを目指した「ちば共創都市圏」において、勤労の場や公共施設の相互利用などの連携を検討していきます。

主要事業



・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業

事業名	事業概要
ちば共創都市圏広域連携事業	人口減少や少子高齢化による経済求心力の低下を防ぐため、千葉市を中心とした圏域を再生します。

6-③

技術革新を踏まえた

新しい行政運営

施策の方向性

近年の AI や IoT 等の最新情報技術の飛躍的な発展により、行政サービスの内容や提供体制は、Society5.0 の推進を前提としたものに変革していくことが見込まれることから、行政事務の効率化・高度化を図るため、RPA や AI など新たな技術の行政事務への活用を検討します。

これまでの取組みと現状認識

- 自治体では、AI や RPA を活用し、業務を効率化する動きが広がっています。AI では音声認識や自動応答等の機能を活用した取組みが進められ、RPA の活用ではこれまで職員が行っていた各種の事務作業（集計・入力・作成等）を自動化させており、これらによって、作業時間の短縮や作業の正確性が向上し業務の効率化を実現させています。また、IoT では、パソコンやスマートフォンだけでなく、家具や家電、住宅、自動車、カメラ、建物等様々なモノがインターネットとつながり、情報流通の促進による様々な社会課題の解決や新たな社会価値の創出が可能となる時代が到来しつつあります。
- 平成 28 年 1 月のマイナンバー制度の運用開始を契機として、個人情報や情報資産を守るための情報セキュリティ対策が官民において強化され、本市においても、三層からなる情報セキュリティ対策の抜本的強化対策に取り組んできました。一方で、標的型メール攻撃やアプリケーション等の脆弱性を悪用したサイバー攻撃は日々高度化・巧妙化していることや国が示す情報セキュリティのガイドラインが改訂されることから、本市においても情報セキュリティの見直しを検討していく必要があります。
- 令和元年 5 月に公布（同年 12 月に施行）された「デジタル手続法」や同年 6 月に改訂した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「デジタル庁」を設立すること等において、「社会全体のデジタル化」を進めることとしています。その中で「地方公共団体のデジタル化」も政策の一つに位置付けており、マイナンバーカードの普及・活用、行政手続のオンライン化、マイナポータル の活用、システム等の共同調達・利用の推進（全国共通の標準仕様書の作成等）等に取り組むこととされており、本市としても、時代の潮流に応じた最新情報技術に対応していくほか、既存の情報システムについて、法改正等によるソフトウェア改修やパソコンやサーバ等のハードウェアの故障又はその予防に対応していく必要があります。

これからの展開

- AI、RPA 等の最新情報技術の活用について検討していきます。
- 国の示す情報セキュリティポリシーのガイドライン改訂を受け、情報システムを再構築します。また、情報漏えい事故が発生しないよう技術的な対策のほか、職員への研修を継続していきます

- 情報システムを他の自治体と共同調達・利用する自治体クラウドを推進します。
- 市民等の利便性向上や新型コロナ等感染症対策のため、オンライン手続を推進します。
- 情報システムの維持管理を行います。
- 高速インターネット回線や第5世代移動通信システム（5G）の活用について調査研究するとともに、これらを利用した取組みを推進していきます。

主要事業	
事業名	事業概要
AI、RPA 等最新情報技術の検討事業	AI、RPA 等の最新情報技術の活用について、導入費用の抑制を図るため、他の自治体との共同調達・利用を検討していきます。
自治体クラウドの推進	情報システムの共同調達・利用について、合理性・効率性・費用対効果を踏まえ推進していきます。
オンライン手続推進事業	行政手続について、市民等が来庁することなく手続できるようインターネットを利用したオンライン手続を推進します。
情報システム維持管理事業	情報システムを構成するネットワークや職員用パソコン、業務用端末やサーバ等の維持管理を行います。また、国の示す情報セキュリティのガイドラインの改定に伴い、情報セキュリティの仕組みを再構築するとともに、職員への研修を継続していきます。

目標指標				
指標名	単位	R2 年度 (現況)	R7 年度 (目標)	測定（取得）方法等
情報資産への不正アクセスや情報漏えい等のインシデント	件	0 (R1)	0	
情報セキュリティ研修	人	126 (R1)	全職員	
情報システムの共同調達・利用	円	現行 予算	▲ 10%	基幹系業務システム等の共同調達・利用化を検討し、共同化する場合には、本市単独システム導入よりも費用の抑制を目標
オンラインによる行政手続等の件数	件	53,916 (H30)	1.5 倍	「ぴったりサービス」等の電子申請に加えて、各課申請業務にオンライン化システムを導入し、オンライン申請の増加を目標



市民との積極的な情報共有

施策の方向性

市民が情報を取得しやすく、かつ政策・施策に市民の意見・アイデアを積極的に取り入れるための情報発信・意見聴取の方法が求められており、広報とうがねやホームページのほか、SNS を活用した広報活動など、市民と行政の情報の共有化を推進します。

これまでの取組みと現状認識

- 広報活動では情報をタイムリーに分かりやすく伝えるため、月2回の「広報とうがね」の発行（毎月1日・15日）及び市ホームページの運用を行っています。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を用いた、よりタイムリーな情報発信として、令和元年5月にInstagramを、続く令和2年9月にLINEを開始し、若年層に対する情報発信の強化を行いました。
- 市民とともにまちづくりを進めていくためには、市民と行政が市政情報や課題を共有した上で相互理解を深めていく必要があります。「市長への手紙（メール）」、「市長が伺います」、「市政座談会」、「出前講座」等の広聴活動や市民アンケートにより、様々な意見、要望、提案等の聴取、意見交換のほか、市の施策や事業がどの程度周知、理解されているかを把握しています。

これからの展開

- 多様な情報発信手段を効果的に活用した広報活動の推進
市民ニーズの多様化や SNS 等の情報発信手段の多様化が急速に進んでいる状況を踏まえ、情報発信の目的や対象者に応じ、各種媒体（広報紙、ホームページ、SNS など）がそれぞれ有する特性を効果的に利用し、必要とされる情報を的確に伝えていきます。
- 広聴活動の推進
市民とともにまちづくりを進めていくためには、市民と行政が市政情報や課題を共有した上で、相互理解を深めていく必要があります。そのため、「市長への手紙」、「市長へのメール」、「市長が伺います」等の広聴活動を通じ、市政運営の参考とするため、様々な意見、要望、提案等の聴取や意見交換を行います。
- 報道機関への積極的な市政情報等の発信
定例記者発表や FAX による随時の情報提供を通じ市政情報の発信を行い、市の施策等を積極的に PR します。
- 市民要望の把握
市が実施している施策毎に市民が感じている満足度、不満足度と重要度を把握するため市民アンケートを実施、分析し、基本計画に掲げた目標達成管理に活用するとともに、市の施策展開に反映させます。

主要事業



・第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業

事業名	事業概要
広報事業	 市政情報やイベント情報、市民生活に関する情報などを掲載した「広報とうがね」を毎月2回（1日・15日）発行します。 市ホームページにより、市民及び市外の閲覧者に市政情報、地域情報、観光情報、防災・災害情報などを迅速に発信します。 SNSを活用し、若年層をターゲットに市政情報や市の魅力などをより迅速に発信します。
広聴事業	「市長への手紙」、「市長へのメール」「市長が伺います」などを通じ、市民の意見、要望、提案等の聴取や意見交換を行います。
市民要望把握事業	市民アンケートを実施し、施策に対する調査を行うことで市民要望を把握し、その後の行政運営に活用できるようにアンケート調査報告書を作成します。

目標指標

指標名	単位	R2年度 (現況)	R7年度 (目標)	測定（取得）方法等
市ホームページの年間アクセス件数	件	400,000 (R2見込み)	420,000	令和2年度の5%増を目標
市公式 LINE 登録件数	件	2,554	5,100	令和7年度末まで毎年度500人の登録を目標
市の情報発信の満足度（市民アンケート）	%	36.3 (R1)	51.3	市民アンケートの「市の実施事業の情報発信について」に対し、「情報発信されている」との回答割合の15ポイント増加を目標





まちづくりの基礎・土台

「まちづくりの基礎・土台」

人口減少・少子高齢化の進行により、社会課題が多様化・複雑化していく傾向にある中で、行政は、市民と連携して行政運営を行います。

1 > 自治活動の維持活性化

2 > 様々な主体との協働の推進

7-(1)

自治活動の維持活性化

施策の方向性

多くの公共的な役割を担っていただいている区（自治会）をはじめとする地域コミュニティでは、近年、自治活動への参加率の低下や役員の担い手不足など様々な課題を抱えており、自治活動の維持活性化を図るため、支援体制の構築などに取り組めます。

これまでの取り組みと現状認識

- 少子高齢化を伴う人口減少の進行による市税収入の減少等により、行政は今後財政規模の縮小が避けられない状況にあります。社会保障費の増大等、行政需要はますます増加・多様化する傾向にあり、今後の市の業務やまちづくりは地域・市民と手を携えて推進していく必要があります。
- 一方、地域ではこれまでも公共的な役割を幅広く担ってきましたが、近年は、区（自治会）への加入率の低下や役員の担い手不足などにより、これまでどおりの自治活動を継続することが難しくなっていることから、区（自治会）や地区などの地域コミュニティによる自治活動の維持活性化の支援とともに、積極的な連携を図り、市民と行政が一体となったまちづくりに取り組むことが必要です。
- 地域課題の把握や地域への支援のあり方を検討する場として、また地域と行政の連携協力及び地域への支援のための主体として、各地区において「地区振興協議会」が設立されています。
- まちづくりの基礎・土台である地域との連携の方策について、市役所内における共通認識・連携を図った上で、地区振興協議会との協議を進めていく必要があります。
- 地区公民館については、これまでも地域の社会教育活動や自治活動に活用されていますが、都市計画マスタープランに定める土地利用方策と連携し、地域振興の拠点施設としての機能強化を図るため、（仮称）地区コミュニティセンターへの転換を検討しています。
- センターへの転換に当たり、施設の管理体制のあり方、各種団体やサークルによる利用調整の方法等について課題があり、地域との調整が必要です。

これからの展開

- 地区振興協議会を基軸とした地域と行政の連携協力体制の確立
市役所各部署で、現に地域との連携協力により実施している事業や、今後更なる地域との連携協力が必要となる事業を洗い出し、市役所内で調整・連携した上で、地区振興協議会との協議を実施します。必要に応じ、モデル地区で先行して新規の連携協力事業を実施し、必要となる予算・人員等についての検証等を行います。
また、区に未加入の住民も対象とした事業とすることで、地域における共助の必要性・重要性についての理解促進を図り、区（自治会）への加入につなげるとともに、連携協力体制確立のための前提として、地区振興協議会に対し、運営費の助成等をはじめとする財政的支援や、市職員による事務局業務の実施等の人的支援を行います。

●地区公民館の地域振興拠点としての機能強化

(仮称) 地区コミュニティセンターへの転換に向け、地区振興協議会と必要な協議・調整を行います。地域の合意が得られた場合には、同センターへの転換のための条例案を議会に提案します。また、同センターへの転換に合わせ、公民館主事に代わる(仮称)地区支援員を配置し、自治活動の支援を行うとともに、国の集落支援員制度の活用等による職員の増員を検討する等、地域振興の拠点施設としての機能強化を図ります。

主要事業	
 ・ ・ 第8章《第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略》にも位置付けられた事業  ・ ・ 新規事業	
事業名	事業概要
  地区振興協議会運営費交付事業	公共的役割を担っている地区振興協議会の運営や事業に要する費用の一部を交付金として支給します。
 ふるさと納税を活用した地区交付金の支給	ふるさと納税の寄附者が応援したい地区を指定した場合に、寄附額の50%に相当する金額を自治活動の実施の経費としてその地区に交付します。
 一般コミュニティ助成事業	一般財団法人自治総合センターの助成制度を活用し、12地区を対象に自治活動に必要な備品の整備に要する経費の助成を行います。
  地区公民館のコミュニティセンターへの転換の推進	地区公民館の地域振興拠点としての機能強化の第一段階として、地域と協議しながら(仮称)地区コミュニティセンターへの転換を推進します。

目標指標				
指標名	単位	R2年度 (現況)	R7年度 (目標)	測定(取得)方法等
区(自治会)の加入率	%	63.28	70	区長への毎年度の調査
ふるさと納税を活用した地区交付金支給額	円	377,000 (R1)	600,000	寄附金の納入通知
				1地区5万円×12地区

7-(2)

様々な主体との協働の推進

施策の方向性

地域コミュニティのほか、特定の目的を持った人々によって構成されるボランティアグループや市民活動団体などの様々な主体との協働による行政運営を行います。

これまでの取組みと現状認識

- 少子高齢化を伴う人口減少の進行による市税収入の減少等により、行政は今後財政規模の縮小が避けられない状況にあります。医療費や介護給付費等の社会保障費の増大や、高度経済成長期につくった公共施設等の老朽化対策など、行政需要はますます増加・多様化する傾向にあります。
- 今後の市の業務やまちづくりは地域・市民と手を携えて推進していく必要があります。これまで公共的な役割を幅広く担っていただいている区（自治会）や地区などの地域コミュニティとの連携・協力の更なる推進に加え、ボランティアグループや市民活動団体などの様々な主体との連携・協力を推進することにより、市民と行政が一体となったまちづくりに取り組むことが必要です。

これからの展開

- 市民活動団体等との協働の推進
市民活動団体等の状況を把握した上で、市民活動等に関する情報の発信・交換の場の提供や、活動中の事故に備えた保険への加入等、側面的な支援を行うとともに、市の業務やまちづくりを進めるに当たり市民活動団体等の協働提案内容と市役所各部署との積極的なマッチングを図ることにより、市民活動団体等との協働を推進します。また、地域における自治活動と市民活動が全体として調和的に実施されるよう取り組みます。

主要事業

事業名	事業概要
市民活動総合補償制度	市民活動に参加しやすい環境を整えるため、市民活動中の事故によるけがや賠償責任を補償する保険に市として加入します。
市民活動情報コーナーの運用	市役所 1 階及びサンピア 1 階の市インフォメーションスペース（とっちーの部屋）において、市民活動団体等の活動内容や会員募集等の広報物を掲示することで、市民活動団体等の情報の発信や交換を支援します。
市民活動支援制度	ボランティア活動団体をはじめとする市民活動団体に対し、事業の円滑な遂行やその定着のための支援を行います。



第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 総合戦略策定の趣旨

国では、人口減少・超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、地域がそれぞれの特徴を活かし、持続可能な社会を創生するため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

東金市では、このような国の方針を受け、人々が安心して生活を営み、子どもを生み育てられる社会環境をつくり出すことで、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を作り出すことで、「まち」に活力を取り戻し、人口減少に歯止めをかけることを目的に、地方版の総合戦略として「東金市 まち・ひと・しごと総合戦略」を平成27年に策定しました。

2 総合計画における位置付け

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、市の最上位計画である総合計画の中のまち・ひと・しごと創生に資する施策や事業を総合戦略事業として位置付け、総合戦略独自の指標である「重要業績評価指標（KPI）」をもって、実施するものです。

総合戦略は、平成27年の策定時には個別計画として策定しましたが、戦略の方針や事業計画など整合性を図っていく必要があるため、第4次総合計画の策定に合わせ、基本計画において示すものです。

3 基本目標と施策

本市の目指すべき将来像である「豊かな自然と伝統を守り 未来へ続く My City 東金」を実現するための戦略的展開に向けたキーワードを踏まえ、次の5本柱からなる基本目標を設定します。

(1) げんきづくり for Vitalization ～魅力あるまちをPRして人を呼び込む～

(2) みらいづくり for Next Generation ～子育てのしやすい環境を整える～

(3) まちづくり for Comfortable City ～住みやすいまちをつくる～

(4) しごとづくり for Job Creation ～地域に雇用を創出し働きやすい環境を整える～

(5) きずなづくり for Friendship ～地域間の連携を目指して～

5つの基本目標に対する施策を以下のように定めます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標	施策
(1) げんきづくり for Vitalization ～魅力あるまちをPRして人を呼び込む～	1 学園のまちの特色を生かし、市民と大学等教育機関が連携し、まちを活性化する。
	2 首都圏の近郊に位置する便利な立地特性を活かし、人が訪れたくなるような魅力をPRする。
	3 地域の魅力を高め、地域力を底上げして、まちを明るく元気にする。
(2) みらいづくり for Next Generation ～子育てのしやすい環境を整える～	1 安全面や経済面から子育て世帯を支援する。
	2 出会いから子育てまで切れ目なく支援する。
	3 教育・保育の現場と地域・家庭が一体となって子どもを育てる。
	4 働きながら生み育てやすい環境をつくる。
(3) まちづくり for Comfortable City ～住みやすいまちをつくる～	1 時代の変化に適応した安全で便利なまちにする。
	2 市民や来訪者など多様な人が集まる拠点や魅力スポットをつくる。
	3 市と市民が協働して安心して住み続けられるまちをつくる。
	4 快適な住まいの場を提供し、新たな定住者を迎え入れる。
(4) しごとづくり for Job Creation ～地域に雇用を創出し働きやすい環境を整える～	1 豊かな地域資源の活用や新技術の導入により、時代が求める産業を地域から生み出す。
	2 人の流れを促し雇用を創出する新たな産業の導入・育成を図る。
	3 多様な選択肢が可能となるような生活と仕事の両立に向けた取り組みを進める。
	4 ニーズが高い健康・福祉部門を充実させながら雇用を創出する。
(5) きずなづくり for Friendship ～地域間の連携を目指して～	1 とともに生活する地域がひとつになり、水準を落とさずに効率的に運営する。
	2 便利で快適、安心・安全な暮らしを確保する地域のつながりと絆を深める。

4 実施計画事業

1 げんきづくり for Vitalization

基本 目標

～魅力あるまちをPRして人を呼び込む～

将来にわたってまちの活力を維持するためには、東金市民が愛着をもって住み続け、また東金市に魅力を感じ、新たに住んでみたいと思う人を増やしていくことが重要です。

そのため、“魅力あるまちをPRして人を呼び込む”をスローガンに掲げ3つの施策を推進します。

数値目標	基準値	目標値
東金市に「わたしのまち (My City)」といった愛着を感じている市民の割合	63.9% (R 1)	70% (R 7)

施策 1

学園のまちの特色を生かし、市民と大学等教育機関が連携し、まちを活性化する。

東金市と城西国際大学は、平成 25 年に包括連携協定を締結し、様々な分野で連携をはかっており、今後更に「げんきづくり」のための活力となりえる大学生を中心とした連携や、情報発信を進めていきます。また、市内には、3つの高等学校や農業大学校、高等技術専門校、特別支援学校なども存在しており、これらの特色ある学校の技術や若い力を「げんきづくり」に活用できる取組みも進めていきます。

総合戦略事業		
生涯学習講座事業		120 ページ
数値目標	基準値	目標値
大学等と連携したイベントの参加人数	3,233 人 (R 1)	4,000 人 (R 7)
活気ある街だと思える市民の割合	—% (H 31)	60% (R 7)

施策 2

首都圏の近郊に位置する便利な立地特性を活かし、人が訪れたいくなるような魅力を P R する。

東金市の位置的条件や道路交通網の利便性を「強み」として打ち出し、また自然・歴史・文化・産業などの情報を効果的に発信し、交流人口、関係人口、移住人口の増加に努めます。

総合戦略事業		
観光 P R 事業		73 ページ
広報事業		138 ページ
数値目標	基準値	目標値
観光入込客数	1,330,000 人 (R 1)	1,500,000 人 (R 7)
市ホームページの年間アクセス件数	400,000 件 (R 2)	420,000 件 (R 7)

施策 3

地域の魅力を高め、地域力を底上げして、まちを明るく元気にする。

定住人口の減少に歯止めをかけるには、市外からの人の呼び込みのほかに、本市に住んでいる人が、将来にわたって住み続けることが重要と考えます。また経済面でのげんきづくりや、地域の活性化についても推進していきます。

総合戦略事業		
公民館主催事業		120 ページ
地区公民館のコミュニティセンターへの転換の推進		141 ページ
数値目標	基準値	目標値
区（自治会）の加入率	63.28% (R 2)	70% (R 7)
中央公民館利用団体者数	58 団体 (R 1)	67 団体 (R 7)
地区公民館利用団体者数	132 団体 (R 1)	136 団体 (R 7)

2 みらいづくり for Next Generation

基本 目標

～子育てのしやすい環境を整える～

人口減少社会の一つの要因として女性の社会進出などによる晩婚化・晩産化が考えられます。2018年の厚生労働省の調査では、女性の初婚年齢は、29.4歳で、1995年の同調査は26.3歳でしたので、この約20年間に晩婚化が進んだ状況が伺えます。

そのため、“子育てのしやすい環境を整える”をスローガンに掲げ、以下の4つの施策を推進します。

数値目標	基準値	目標値
この地域でこの今後も子育てをしたいと思う親の割合	90.5%（R2）	93%（R7）

施策 1

安全面や経済面から子育て世帯を支援する。

安全で安心して子育てができ、また家庭の経済的な事情に左右されず、誰もが出産・子育ての希望を叶えられるための必要な支援を行います。

総合戦略事業		
子ども医療費扶助事業		51 ページ
児童館運営事業		51 ページ
放課後児童健全育成事業		52 ページ
保育所・認定こども園運営事業		55 ページ
数値目標	基準値	目標値
待機児童の解消	14 人（R2）	0 人（R7）
学童クラブ入所待機児童数	5 人（R2）	0 人（R7）

施策 2

出会いから子育てまで切れ目なく支援する。

人口減少の流れに歯止めをかけるためには、転入転出による社会増減の改善に加え、自然増減の改善も重要です。そのため、出会いから結婚・出産・子育てまで切れ目なく支援し、より多くの方が結婚・出産の希望を叶え、子どもを生み育てられる取組みを行います。

総合戦略事業		
母子健康診査事業		52 ページ
母子健康相談・教育事業		52 ページ
母子包括支援事業		51 ページ
東金市子ども・子育て支援事業計画の推進		51 ページ
数値目標	基準値	目標値
地域子ども・子育て支援事業の実施状況	— (R 2)	9 事業 (R 7)
産後に助産師や保健師等からのケアを受けることができた者の割合	86.3% (R 2)	90% (R 7)

施策 3

教育・保育の現場と地域・家庭が一体となって子どもを育てる。

全ての親が子育てに関する悩みや不安の解消を図り子育てができるよう、保育や教育の現場と地域や家庭が連携して、それらの不安の解消に努め、子どもたちの明るい未来や希望をもって子育てができる環境づくりを進めます。

総合戦略事業		
利用者支援事業（基本型・母子保健型）		51 ページ
教育資源等の活用事業		61 ページ
放課後子ども教室推進事業		61 ページ
数値目標	基準値	目標値
放課後子ども教室に参加する児童の割合	34% (R 1)	50% (R 7)
長欠児童生徒数	128 人 (R 2)	68 人 (R 7)

施策
4

働きながら生み育てやすい環境をつくる。

女性の社会進出が進む中で、子育てをしながら働きやすいまちづくりは、少子化対策として重要であり、将来にわたって持続可能な社会をつくる上でも有効です。

よって、子育てしながら働くことができる働き方改革を促進するなど、安心して子どもを生み育てながら働き続けられる環境づくりを進めます。

総合戦略事業		
幼保再編事業		55 ページ
母子健康相談・教育事業		52 ページ
数値目標	基準値	目標値
公立認定こども園に転換した施設	1 施設 (R 2)	3 施設 (R 7)
民間移行により開園した認定こども園	なし (R 1)	1 施設 (R 7)

3 まちづくり for Comfortable City

基本 目標

～住みやすいまちをつくる～

活力あるまちであり続けるためには、市外からの人の呼び込みを促進していくことはもとより、現在東金市に暮らしている人が暮らしやすいと感じられることが肝要です。

そのためには、ソフト的な取組みのほか、道路交通網など都市基盤の整備も重要であり、“住みやすいまちをつくる”をスローガンに掲げ、以下の4つの施策を推進します。

数値目標	基準値	目標値
東金市に「住み続けたい」と感じている市民の割合	59.5%（R 1）	70%（R 7）

施策 1

時代の変化に適応した安全で便利なまちにする。

今後の人口構造の推移を見据え、高齢者等に配慮した公共交通の利便性の向上や公共施設バリアフリー化の更なる推進が重要です。

また、本市に甚大な被害をもたらした東日本大震災や令和元年台風15号などの災害を教訓とした防災体制の再構築など市民を守る取組みの充実を図ります。

総合戦略事業		
歩道整備事業		82 ページ
総合交通計画推進事業		86 ページ
デマンドタクシー運行事業		86 ページ
バス路線確保対策事業		86 ページ
乗り継ぎ拠点整備事業		86 ページ
自主防災組織育成事業		114 ページ
数値目標	基準値	目標値
市内循環バス合計年間利用者数（福岡・豊成路線合計）	15,489 人（R 1）	18,588 人（R 7）
東金市乗合タクシー年間利用者数	12,225 人（R 1）	14,670 人（R 7）
自主防災組織設立数	36 団体（R 2）	41 件（R 7）

施策 2

市民や来訪者など多様な人が集まる拠点や魅力スポットをつくる。

本市が今まで以上に賑わい、活力のあるまちとなるため、県内有数の道の駅となった「みのりの郷東金」の更なるレベルアップや、既存の観光施設に加え、本市の誇りある歴史・文化芸能・スポーツなどの資源の掘り起こしと活用により地域の魅力を発信します。

総合戦略事業		
みのりの郷東金管理運営委託事業		68 ページ
みのりの郷東金発展事業		68 ページ
観光 P R 事業		73 ページ
文化財保護事業		123 ページ
スポーツ教室・イベント実施事業		125 ページ
数値目標	基準値	目標値
観光入込客数	1,330,000 人 (R 1)	1,500,000 人 (R 7)
みのりの郷東金利用者数	323,000 人 (R 1)	355,000 人 (R 7)
東金市デジタル歴史館アクセス累計数	104,000 アクセス (R 2)	304,000 アクセス (R 7)
東金アリーナ外 3 スポーツ施設の利用者数	236,378 人 (R 1)	280,000 人 (R 7)

施策 3

市と市民が協働して安心して住み続けられるまちをつくる。

家族形態の変化による核家族化の進展は、近所付き合いの希薄化など地域課題の 1 つとなっています。

まちづくりを支える基礎・土台として、防犯・防災活動や高齢者支援活動等、幅広く行われている地域活動や市民活動などに対し支援を行います。

総合戦略事業		
地区振興協議会運営費交付事業		141 ページ
ふるさと納税を活用した地区交付金の支給		141 ページ
一般コミュニティ助成事業		141 ページ
数値目標	基準値	目標値
区（自治会）の加入率	63.28% (R 2)	70% (R 7)
ふるさと納税を活用した地区交付金支給額	377,000 円 (R 1)	600,000 円 (R 7)

施策
4

快適な住まいの場を提供し、新たな定住者を迎え入れる。

新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化により、住居地選定の要件が首都近郊という「利便性」から地方の「安全安心」へのシフトがはじまり、またリモートワークも拡大しています。このような流れに乗り遅れることなく、本市への移住・定住者を支援する取組みを行います。

総合戦略事業		
住宅地形成推進事業		80 ページ
空家等対策事業		97 ページ
数値目標	基準値	目標値
空家	950 件 (R 2)	現状維持 (R 7)
転入者数	2,985 人 (R 1)	3,300 人 (R 7)

基本目標

～地域に雇用を創出し働きやすい環境を整える～

人口の社会増減を改善するためには、移住・定住はもとより、現在、市に住んでいる人が、住み続けていくことが重要であり、そのためには、本市を中心としたこの地域に安定した経済基盤を築く必要があります。

そのため“地域に雇用を創出し、働きやすい環境を整える”をスローガンに掲げ、以下の4つの施策を推進します。

数値目標	基準値	目標値
仕事や余暇を過ごすなど生活する上で、東金市が「暮らしやすい」と感じている市民の割合	— (R 1)	60% (R 7)

施策1

豊かな地域資源の活用や新技術の導入により、時代が求める産業を地域から生み出す。

本市は森林資源が豊かな丘陵部と農業の基礎資源である農地が広がる平野部があり、緑豊かな生活環境は、第一次産業の基盤となっています。

地産地消や食の安全への関心が高まる中、「道の駅みのりの郷東金」を拠点とした市内農産物や加工品の生産・販売を促進します。

また森林環境譲与税を活用し、森林整備の促進により林業を行いやすい環境を整え、市民が憩いと安らぎの場として享受できる空間をつくります。

総合戦略事業		
6次産業化推進事業		68 ページ
公共施設における木材利用の推進		69 ページ
数値目標	基準値	目標値
みのりの郷東金農業者市内出荷者数	128 人 (R 1)	134 人 (R 7)
公共施設における県産材の利用施設	— (R 1)	5 施設 (R 7)

施策 2

人の流れを促し雇用を創出する新たな産業の導入・育成を図る。

地域の安定した雇用は、移住定住はもとより、結婚や出産・子育てにも大きな影響を及ぼすため、若い世代が働きたくするような雇用の創出に努めます。

また学生に人気がある業種や、知名度の高い店舗の誘致など、学園都市の特性を活かしたまちづくりを進めるとともに、企業や店舗が進出しやすい環境整備を進めます。

総合戦略事業		
企業誘致推進事業		65 ページ
産業用地整備事業		65 ページ
スマートインターチェンジ整備事業		65 ページ
数値目標	基準値	目標値
新規企業立地数	— (R 1)	10 社 (R 7)

施策 3

多様な選択肢が可能となるような生活と仕事の両立に向けた取組みを進める。

人口の自然増減・社会増減の改善を図っていくため、男女ともに子どもを生み育てながら、お互いにキャリアアップしていける「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」のとれた社会を目指します。

総合戦略事業		
放課後児童健全育成事業		52 ページ
保育所・認定こども園運営事業		55 ページ
男女共同参画プラン推進事業		133 ページ
数値目標	基準値	目標値
待機児童の解消	14 人 (R 2)	0 人 (R 7)
学童クラブ入所待機児童数	5 人 (R 2)	0 人 (R 7)

ニーズが高い健康・福祉部門を充実させながら雇用を創出する。

高齢化の進展に伴い、ますます需要が高まる健康福祉や介護部門の職種に対応できる人材の育成に取り組んでいきます。

そのため、当地域の医療拠点である東千葉メディカルセンターにおいて不足している看護職の確保に取り組むため、城西国際大学と連携し、看護師を目指す学生に対し奨学金の支給などの支援を行います。

総合戦略事業		
医療センター推進事業		103 ページ
看護師確保事業		103 ページ
介護保険給付事業		107 ページ
数値目標	基準値	目標値
看護師確保数	20 人 (R 2)	20 人 (R 7)
介護サービス施設数	19 施設 (R 2)	21 施設 (R 7)

5 きずなづくり for Friendship

基本 目標

～地域間の連携を目指して～

少子高齢化や人口減少による社会課題の多様化と、対応する人材が不足する中において、持続可能な社会を維持・発展していくためには、市が単独で行うのではなく、地域間で連携した広域的な視点での取り組みが必要となってきます。

また、消防や上水道などの広域行政のほか、地域医療の枠組みにおいても連携を進めていきます。そのため“地域間の連携を目指して”をスローガンに掲げ、以下の2つの施策を推進します。

数値目標	基準値	目標値
近隣市町との連携が進んでいると感じている市民の割合	15.6% (R 1)	50% (R 7)

施策 1

ともに生活する地域がひとつになり、水準を落とさずに効率的に運営する。

平成 26 年 4 月に開院した東千葉メディカルセンターは、山武・長生・夷隅医療圏において、唯一の三次救命救急センターを有する病院であり、地域医療の拠点として重要な役割を担っております。

このような地域住民が安心して生活していく上で必要不可欠な医療を提供するため、持続可能な経営体制の構築を目指します。

総合戦略事業		
医療センター推進事業		103 ページ
数値目標	基準値	目標値
地域中核病院の東千葉メディカルセンターを中心とした医療体制に満足している市民の割合	56.9% (R 1)	60% (R 7)

施策 2

便利で快適、安心・安全な暮らしを確保する地域のつながりと絆を深める。

九十九里地域やちば共創都市圏といったスケールメリットを活かし、地域の魅力を発信するとともに、広域での観光、移住定住、就業支援などの取組みを進めます。

また、市民満足度の低い公共交通の面では、デマンドタクシーや循環バスなどの相互乗り入れの協議を進め、実現を目指します。

総合戦略事業		
観光関係機関支援事業		73 ページ
総合交通計画推進事業		86 ページ
ちば共創都市圏広域連携事業		134 ページ
数値目標	基準値	目標値
九十九里地域で連携した観光イベントの開催	5 回 (R 1)	10 回 (R 7)
公共交通に満足している市民の割合	33.4% (R 1)	40% (R 7)

